

平成27年度業務の実績に関する
自己評価書

国立研究開発法人 森林総合研究所

目 次

大項目及び評価単位		頁
大項目 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1(1)	A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発	1 - 2
1(1)	B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発	3 - 4
1(2)	C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	5 - 6
1(2)	D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発	7 - 9
1(3)	E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発	10 - 12
1(3)	F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	13 - 14
1(3)	G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発	15 - 16
1(4)	H 高速育種等による林木の新品種の開発	17 - 19
1(4)	I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発	20 - 22
1(5)	研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進	23 - 24
1(6)	林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布	25 - 27
2(1)	被保険者の利便性の確保	28 - 29
2(2)	加入の促進	30 - 31
2(3)	金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化	32 - 33
2(4)	研究開発との連携	34 - 35
3(1)	ア 事業の重点化の実施	36 - 37
3(1)	イ 事業の実施手法の高度化のための措置	38 - 42
3(1)	ウ 事業内容等の広報推進	43 - 45
3(1)	エ 事業実施コストの構造改善	46 - 47
3(2)	ア 計画的で的確な事業の実施	48 - 49
3(3)	廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施	50 - 51
4	行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	52 - 54
5	成果の公表及び普及の促進	55 - 59
6	専門分野を活かしたその他の社会貢献	60 - 62
大項目 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	効率化目標の設定等	63 - 67
2	資源の効率的利用及び充実・高度化	68 - 74
3	契約の点検・見直し	75 - 78

4	内部統制の充実・強化	79 - 81
5	効率的・効果的な評価の実施及び活用	82 - 83
大項目 第3 財務内容の改善に関する事項		
1(1)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(研究開発)	84
1(2)	自己収入の拡大に向けた取組	85 - 87
2(1)	保険料率及び積立金の妥当性の検討	88 - 89
2(2)	保険料収入の増加に向けた取組	90 - 91
3(1)	長期借入金等の着実な償還	92 - 93
3(2)	業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(水源林造成事業等)	94 - 95
大項目 第4 短期借入金の限度額		
(1)	研究開発(実績なし)	—
(2)	森林保険(実績なし)	—
(3)	水源林造成事業等	96 - 97
大項目 第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
	不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡(計画以外の処分・譲渡)	98 - 99
大項目 第6 剰余金の使途		
1	研究・育種勘定(実績なし)	—
2	水源林勘定(実績なし)	—
3	特定地域整備等勘定(実績なし)	—
大項目 第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項		
1	施設及び設備に関する計画	100 - 101
2	人事に関する計画	102 - 104
3	環境対策・安全管理の推進	105 - 107
4	情報の公開と保護	108 - 109
5	積立金の処分	110 - 111

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調査(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)-A	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発 A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
関連する政策・施策		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度			

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究論文数		76	74	85	68	85	予算額(千円) (うち科研費)	177,298	156,976	146,553	230,639	165,409 (42,039)
口頭発表数		130	125	161	153	187	決算額(千円) (うち科研費)					158,038 (36,067)
公刊図書数		18	21	13	14	11	経常費用(千円)					
その他発表数		133	122	112	73	147	経常利益(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 A1		B	A	B	B	B	行政サービス実施コスト(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 A2		B	A	B	B	B	従事人員数	71.3	74.1	77.8	70.8	79.0

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	人工林を中心に充実しつつある我が国の森林資源を十分に活用するには、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制の構築により、森林・林業を早急に再生する必要がある。このような状況の下、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえた森林の管理、施業を集約化し路網整備と高性能林業機械とを組み合わせた低コストで生産性の高い作業体系、効率的な林業経営システムの構築が求められている。 このため、地域に対応した多様な森林管理技術の開発並びに国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発を行う。
中長期計画	国産材の供給拡大と環境に調和した施業の推進に向けて、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえつつ、多様な施業システムに対応した森林管理技術の開発及び森林の機能発揮のための森林資源情報の活用技術の開発を行う。
年度計画	国産材の持続的生産のため、低コスト再造林システムの提案に向けて、異なる地域や環境でのコンテナ苗の活着・生育特性や植栽効率等を踏まえて、地域に応じた苗木植栽オプションを提示する。地域資源を活用した多様な森林管理技術の開発に向けて、土壌の理化学性と樹木の養分特性に基づいて、森林の物質循環を維持するための診断指標を策定する。 地域の特性を考慮した多様な施業システム構築のため、北方林の天然更新可能性の予測と天然更新補助作業のコスト評価から地域レベルで天然林施業の適否を判断する手法を開発する。スギの天然更新について、スギ実生の発生動態から更新機会が制限されるメカニズムを解明する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	-
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	実施結果(27年度実績) A1「多様な施業システムに対応した森林管理技術の開発」 低コスト再造林システムの提案に向けて、東北多雪地域と関東以西の少雪・寡(か)雪地域において、コンテナ苗の植栽技術の開発を行った。東北地域では、昨年度に引き続き複数の地域で検証を行った結果、最大積雪深 1.5m の多雪地帯でも、コンテナ苗の活着率は 94 % と高く、普通苗と遜色ない成長が確認された。また、コンテナの種類(スリット、リップ付き)や容量の違いによって植栽直後の樹高成長に差が生じるものの、第2成長期以降にはほぼ解消されることが分かった。関東以西の少雪地域では、コンテナ苗の活着率や成長は普通苗とほぼ同等であり、根の形態や光合成・蒸散などの生理特性から、乾燥しやすい夏季でも活着が良好なことを明らかにした。コンテナ苗の植栽効率については、丁寧植えの普通苗に比べ、1.5 から 2 倍であることを明らかにした。以上のように、地域に応じた苗木植栽の選択肢としてコンテナ苗の有効性を示した。また、東北多雪地域及び西日本で下刈りを隔年にした場合、従来の 5 ~ 6 年生までの連年下刈りの場合と同程度の樹高成長を維持することを確認し、下刈り回数を半減できる可能性を見いだした。この他には、コンテナ苗の大量生産と低価格化に向けて、充実種子の自動選別装置の開発を進めた。さらに、車両系伐出システムを用いた「一貫作業システム」については、従来の地ごしらえとコンテナ苗による植栽を行う工期に比べて人工数を 13 ~ 17 % に削減できること、隔年下刈りの導入等より、再造林に掛かるトータルコストを最大 35 % 削減できることを明らかにした。これに加え、緩～中傾斜地では、車両系のシステムによる低コ

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

	<p>スト化につながることを実証した。</p> <p>持続的な森林管理には、森林生態系の物質循環を維持することが必要である。膨大な土壌特性等のデータ解析から、物質循環の特徴を示す項目を検討し、16項目を選び出した。これらの項目を機能ごとに整理し、土壌侵食、土壌生産力、環境変動の3つの診断指標にまとめた。さらに、九州の造林地においてシカの食害率や下刈りの有無が苗木成長に及ぼす影響、北海道の天然林施業において作業コストを加味することで天然林択伐施業の効率改善を提案する等、地域の特性に対応した森林管理技術を開発した。</p> <p>こうした研究成果をベースとしたパンフレットや解説書等の刊行により技術の普及に努めたほか、国有林をはじめとする各地の森林施業にも反映された。</p> <p>A2「森林の機能発揮のための森林資源情報の活用技術の開発」</p> <p>北方林において既往の知見・報告から天然更新に影響する因子(標高、ササ分布、気象条件等)を抽出して、天然更新施業の難易度を判定する手法を開発した。本手法により、天然更新が可能な条件は、第一に標高700m以下であり、第二に林床植生がササでない、若しくはミヤコザサであり、第三にそれ以外のササである場合は最大積雪深が75cm以下である、といったことが明らかになった。これらの条件を満たす場所は全道面積の19%に相当していた。また、多様な樹種を天然更新させる補助作業として、「小面積樹冠下地がき」と「人工根返し」を考案し、コストについては「小面積樹冠下地がき」が有利であることを実証した。</p> <p>多雪地域である秋田県の天然スギ林では、地表に発生した実生は3年後にはすべて消失する一方で、根株上に発生した実生、特に根株上の位置が高い実生の生存率が高かった。このような実生の発生動態から、根株の上部では融雪時期がより早く、光環境の良好な期間が長いことが、高い実生の生存率につながるというメカニズムを明らかにした。</p> <p>さらに、針葉樹人工林の広葉樹林化に関しては、全国の森林動態モニタリング調査で得られた人工林内の広葉樹稚樹密度データを解析し、林分条件に関わらず、広葉樹稚樹の成立密度はすべてのケースで数千本/haであり、1万本を超える密度になる確率は低いことを明らかにした。また、間伐後の林内光環境を予測するためのソフトウェアを開発し、地形情報を加味することで林内光分布の3次元推定を可能とした。広葉樹林化で問題となる獣害リスクについては、リスク予測情報をGoogle Earthで公開できるようにした。これらの広葉樹林化を実行するためのツールをウェブサイトにパッケージとしてまとめ、研修用教材などへの活用に向けて公開した。</p> <p>また、広域森林を効果的に管理する新たな技術開発として、低密度航空機LiDARを用いて平均樹高や林分材積の推定手法を開発し、数100ha以上の広域が対象であれば、地上調査に比べて低コストで実施できることを示した。</p> <p>以上の成果は、地域の特性を考慮した多様な施業システムの客観的な技術指針として、あるいは施業支援のためのツールとして、パンフレットや解説書等に取りまとめ、あるいはホームページを通じて公開し、全国の林業技術者や行政関係者等に提供し、活用された。</p>		
自己評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">評価</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </table> <p>「多様な施業システムに対応した森林管理技術の開発」に関しては、一貫作業システムの検証、コンテナ苗活用指針、種子選別技術が開発されたほか、コスト評価を組み込んだ育林評価手法等を開発した。また、物質循環上、森林が持続可能で健全な状態にあるかどうかを診断する指標の作成や、天然更新の施業改善に向けた成果などが得られた。「森林の機能発揮のための森林資源情報の活用技術の開発」では、人工林の混交林や広葉樹林への誘導技術、天然更新が可能となる条件の提示、低密度航空LiDAR等による森林計測技術など、林業現場への技術普及も進んでいる。</p> <p>以上のように、計画に沿って研究が進めるとともに、検証による着実な成果が得られ技術指導や普及にも適切に対応したので、「B」評価とした。</p>	評価	B
評価	B		
主務大臣による評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">評価</td> <td></td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項(評価委員会の意見等)></p>	評価	
評価			

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)-B	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (1)森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発 B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究論文数		26	19	21	24	19	予算額(千円) (うち科研費)	79,260	76,693	81,549	62,072	109,818 (6,719)	
口頭発表数		46	50	50	39	41	決算額(千円) (うち科研費)					106,625 (5,323)	
公刊図書数		12	9	9	11	10	経常費用(千円)						
その他発表数		79	60	93	53	73	経常利益(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 B1		B	B	B	B	B	行政サービス実施コスト(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 B2		B	B	B	B	B	従事人員数	34.3	31.0	33.7	31.3	27.1	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	人工林を中心に充実しつつある我が国の森林資源を十分に活用するには、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制の構築により、森林・林業を早急に再生する必要がある。このような状況の下、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえた森林の管理、施業を集約化し路網整備と高性能林業機械とを組み合わせた低コストで生産性の高い作業体系、効率的な林業経営システムの構築が求められている。 このため、地域に対応した多様な森林管理技術の開発並びに国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発を行う。
中長期計画	素材生産と流通の低コスト・高効率化により国産材の安定供給体制を構築するため、路網整備と機械化等による素材生産の低コスト化技術の開発及び国産材の効率的な供給のための林業経営・流通システムの開発を行う。
年度計画	北方林業における低コスト造林システムと全機械化伐出システムを組み合わせた伐採・造林一貫システムを構築して、その適用条件及びコストの評価を行う。川上・川下連携のための効率的な流通システム開発のため、コーディネート組織の需給調整機能を解明する。森林経営の経済分析手法を開発し、林業所得拡大方策を提案する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	実施結果(27年度実績) BI「路網整備と機械化等による素材生産技術の開発」 林業機械導入による効率的林業作業が期待できる北海道において、地ごしらえの完全機械化を目指してクラッシャを導入し、林地残材を粉碎・散布することで、大幅な省力化が達成できることを示した。また、地ごしらえで生じた林地粉砕物の土壌被覆効果により、競合植生の発生が抑制された。さらに、カマツの大型コンテナ苗を1年間で育苗する技術を開発し、クラッシャ地ごしらえ後に大苗を低密度(1,000～1,500本/ha)で植栽すると競合植生に被圧されずに植栽木が成長できることを実証し、初期保育経費を30～40%削減できた。 また伐採に関しては、林業専用のハーベスタとフォワーダによる帯状皆伐作業を傾斜や路網間隔などの条件を変えて実施し、林内集材距離を100m程度まで短縮できた場合、労働生産性30～50m ³ /人日、伐採コスト2,000～3,000円/m ³ を達成した。このハーベスタ・フォワーダを利用した伐採・搬出作業システム(CTLシステム)とクラッシャ・低密度植栽を併用して低コスト化が効果的に進められる適用条件は、林地傾斜が20°未満であること、常水のないことなどである。この作業システム(CTLシステムによる伐採搬出、クラッシャ地ごしらえ、クリーンラーチ1,000本植栽、下刈り回数1回)では、従来の作業と比較して3割以上のコスト削減が可能であった。北海道でこの作業システムを適用して、同レベルのコスト削減効果が可能となる地域は、北海道全体の82%と試算された。 そのほか、伐採、育林、造材等の作業工程を機械化・自動化するための技術開発を行い、育林作業の省力化に向けた自動植付け機及び自動下刈り機的设计と試作、植付け時や下刈り時の動作位置を判断して精密に誘導する技術の実証試験を行った。また、伐採の機械作業時に丸太の強度や形状を特殊センサーで計測する

画像判別やヤング率の計測システムをハーベスタヘッドに装着する機器の設計・製作を行った。更にこうした計測システム等を活用して原木生産現場で得られる原木品質データを情報端末で管理・共有するシステムの開発、丸太運搬のためのフォワーダの自律走行機能の開発を進め、ICT等の革新技術を林業生産現場に導入するための条件を検討した。

B2「国産材の効率的な供給のための林業経営・流通システムの開発」

国内外のコーディネート組織の需給調整機能を比較検討し、効率的な流通システム開発に向けた課題を明らかにした。日本においては、原木市売市場が価格形成を行うことで需給調整機能を果たしてきた。しかし、木材産業の寡占化が進む中で、市売市場を介さない需要側と供給側からなる協議会を通じた取引(協定取引)が増えてきている。協議会は、通常3ヶ月に一回ほどの頻度で開かれ、需要側の木材産業の生産計画と供給側の木材生産計画が共有され、需給量と価格を決めるといった形で需給調整が行われている。他方、小規模私有林所有者が大半を占めている中欧(オーストリア、ドイツ)では、年間50万m³以上の木材を需要する木材産業が多数存在しており、コーディネート組織は、こうした大規模木材産業それぞれと個別に木材の品質、納入量、納入時期、取引価格を交渉して、協定もしくは契約を結ぶ形でおおむね3ヶ月間ごとに需給調整を行なっている。コーディネート組織は、森林所有者やその協同組合(森林組合)、公有林で構成され、売り手である森林所有者や買い手である木材産業へのサービスの向上のために、木材の買取取引の実施、林道端取引から工場着取引への改善、検収の簡素化のための工場側の選木機の利用と第三者もしくは供給側による検収精度のチェックなどに取り組んでいることが明らかになった。また、ドイツ連邦政府は、森林組合が木材販売のとりまとめを行うことを促進する助成制度を用意している。以上のような中欧との比較から、1)今後の需要先の木材産業の寡占化の動きに対応して、供給側のより一層の供給量拡大が必要、2)価格交渉上で重要な供給側の一本化を進める、3)検知と検収が出荷時と納入時に二重に行われており、検知・検収の簡略化を進める必要がある、など国内での効率的な流通システム開発にむけた課題が明らかになった。

また、GISを活用して、立地条件に対応した収穫予測、育林費、素材生産費、木材価格等の関係から、林業所得と費用を推計する林業経営の経済分析手法を開発した。この手法は、これまでの手法がある地域全体の平均でしか分析できなかったことに対して、細かな立地条件ごとに分析できる。この手法で、異なる原木価格水準と伐期を設定し、皆伐の収益および再造林費用(所有者負担分)を差し引いた収益を立地条件ごとに計算したところ、伐期が50年では100万円/ha以上の主伐収益を上げられるスギ人工林は、例えば原木価格1万円/m³とした場合、全体の1割未満しかない。しかし、原木価格は同じで、伐期を70年以上に延長した場合、7割以上の森林から100万円/ha以上の収益が期待でき、再造林可能な林分の割合を増加させられることが示された。ただし、その割合は伐採・再造林コストや材価に敏感に影響されることがわかった。このことから、個別の林業経営体及び地域の林業所得拡大につなげる方策としては、短期的には、再造林可能な伐採収益が期待できる林分を合理的に見極め、そこに積極的な伐採と再造林を集中すること、長期的には、前述した販売窓口の一本化、販売量の大口化といった木材価格を高める取り組み、さらには、再造林、伐採搬出コストの圧縮の取り組み、成長の早い森林の造成が不可欠であることを再確認した。

この他に、林業界、木材界で深刻な問題となった2012年の素材価格暴落の要因を明らかにした。また、全国38事業体を含む聞き取り調査により、原木価格急変時における需給調整のための事例集を作成した。さらに、価格変動解析ツールを開発し、季節変動を除去した素材価格の時系列データを用いて、過去の動向から大きく外れた2012年の暴落、2013年の暴騰が判定可能であることを確認した。加えて、原木価格予測モデルを開発し、6か月先までの価格予測の誤差を3%以下に抑えられる精度を確保した。

これら研究成果は、林野庁事業「原木需給情報システム開発事業」に活用されたほか、日欧における林業施策の比較研究をはじめとする最新の森林・林業情報を林野庁や自治体に対して提供し、活用された。

自己評価

評定 **B**

「路網整備と機械化等による素材生産技術の開発」については、北方林業における低コスト造林システムと全機械化伐出システムを組み合わせた伐採・造林一貫システムを開発し、適用条件とコストを明らかにした。作業システム全体で、3割のコスト削減の可能性を示し、計画通りの研究成果を得ることができた。

また、「国産材の効率的な供給のための林業経営・流通システムの開発」においては、原木流通におけるコーディネート組織及び素材生産事業体による需給調整機能の解明と効率的な原木流通システムの提案を行うとともに、立地条件に対応した林業所得と費用を推計する林業経営の経済分析手法を開発し、林業所得拡大にむけた方策を提案するという計画通りの研究成果が得られた。さらに、当初計画になかった価格の急激な変動を判定できる価格変動解析ツールを開発し、林野庁の事業においても活用されるなどの行政貢献の成果もあげることができた。課題全体としては、初期の目標を達成できたことから、**B**評定とした。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

<今後の課題>

<その他事項>

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)-C	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発 C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
関連する政策・施策			
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究論文数		48	63	69	53	54	予算額(千円) (うち科研費)	170,213	142,619	184,807	391,490	135,657 (54,276)	
口頭発表数		137	152	159	138	172	決算額(千円) (うち科研費)					120,089 (46,556)	
公刊図書数		14	28	3	4	10	経常費用(千円)						
その他発表数		142	129	106	137	130	経常利益(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 C1		B	B	A	B	B	行政サービス実施コスト(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 C2		B	A	A	A	B	従事人員数	46.2	45.4	46.3	44.1	42.4	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	人工林の資源を有効に活用し木材の自給率を高めるためには、様々な分野における木材利用の拡大を図ることが必要である。このような中で、公共建築物等木材利用促進法の着実な推進と木材の炭素固定能を最大限発揮させる観点から、木材の加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等への木材利用の促進を図るとともに、未利用木質資源の需要拡大による木質バイオマスの利活用及びマテリアルからエネルギーまでの多段階利用の推進が求められている。このため、木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発及び新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発を行う。
中長期計画	住宅・公共建築物等への木材利用を促進し、国産材自給率の向上に資するため、木材利用促進のための加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた高信頼・高快適化技術の開発を行う。
年度計画	国産材加工技術の効率化のために、作業時間分析に基づき、スギ大径木から心去り角製品を生産する製材コストを明らかにする。木材製品の品質管理のために、重量測定が不要な強度性能の非破壊的な評価技術を開発する。 木材需要の拡大のため、構造用パーティクルボードを開発し、その品質管理手法を確立する。木造住宅の信頼性向上のため、シロアリの野外における生息状況と気象環境等との関係を解明する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	実施結果(27年度実績) C1「木材利用促進のための加工システムの高度化」 送材車付帯鋸(おびのこ)盤を用いて、スギ大径材を心去り平角に製材する際に要する作業時間を分析した。得られた分析結果をモデル工場にあてはめて製材コストを試算したところ、同装置を用いた場合には、スギ心去り平角の製材コストは外材製材品の製材コストより高くなることが判明した。このことから、更なる作業の効率化や歩止まりを向上させて製材コストを下げる必要があることが分かった。本成果は、効率的な製材システムの設計に役立てられる。 重量測定せずに木材の強度性能を簡便に評価できる新たな技術を開発した。この技術は、対象となる木材におもりを付けた場合と付けない場合の打撃音の違いを利用する方法である。これにより、従来は強度性能の測定時に必要であった木材の重量測定を行わずに、木材の密度やヤング率を把握することが可能となった。本成果は、積積み中の製材品のヤング率測定等、製品性能測定の簡易化に大きく寄与する。 この他、蒸気及び高周波加熱を組み合わせた複合乾燥において、対象材の重量選別を行い、高周波照射時の誘電体損失を考慮した加熱によって仕上がり含水率のばらつきが低減でき、高周波印加量の適正化によって内部割れが回避できることを明らかにした。また、乾燥装置内の気圧を下げた減圧乾燥法により乾燥コストが低

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

	<p>減できることも明らかにした。これらの成果は、日本農林規格に対応する一般建築用部材の供給促進に貢献する。</p> <p>さらに、木製出土品を用いた古環境の解明に関する研究においては、千葉県雷下遺跡と東京都御殿前遺跡を対象に、出土した木製品類と自然木を中心とした素材を比較するとともに、花粉分析による周辺の森林環境の解明を行った。その結果、約 8000 年前には、クリを伐採して木製品類に利用していたことが明らかとなった。雷下遺跡では、この時期に大規模な貝塚の形成があり、台地上ではクリを中心とし、ウルシの利用も伴う森林資源の管理が始まっていた。これらの成果は、縄文時代における集落の周辺環境が推定可能であること及び当時既に森林管理が行われていたことを示しており、縄文集落の考古学的な解明に大きく寄与する。</p> <p>C2「住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた高信頼・高快適化技術の開発」</p> <p>国産材による新たな木質面材料の開発を目的に、これまでなかった構造用のパーティクルボードを開発し、実用性能を確認するとともに、品質管理手法として釘(くぎ)接合性能の評価が有効であることを明らかにした。これらの成果により、平成 27 年 12 月にパーティクルボードの日本工業規格(JIS)が改正され、構造用パーティクルボードの区分が新設されるとともに、提案した試験方法・評価基準値が採用された。また、国産材直交集成板(CLT)の開発では、各種強度性能を明らかにするとともに、基準強度の算定手法を提案するなどの成果が、年度末の築基準法に基づく告示に取り入れられた。</p> <p>住宅の耐久性における信頼性向上のため、木材害虫であるシロアリの野外生息・被害情報の再検証を行い、シロアリの野外生息マップを作成した。住宅の品質確保に関する法律(品確法)の劣化対策等級3で、防蟻(ぼうぎ)処理を要しないとされている地域(北海道、東北、北陸の計 10 道県)における生息・被害状況を調査し、当該地域における防蟻処理の必要性を提唱した。さらに、積雪に伴う土壌凍結深度がヤマトシロアリの野外分布を制御する因子である可能性を示した。これらの成果は住宅等の建設地別の防蟻処理の適用区分等の改正に資するものである。</p> <p>その他、平成 27 年 11 月に開催された「合板の日」記念式典において、森林総合研究所のこれまでの取組である、1. 国産材を活用した針葉樹構造用合板の開発、2. ホルムアルデヒド問題への対応、3. コンクリート型枠用合板の開発、4. 住環境改善と国産材需要拡大の取り組みなど合板産業の発展への貢献に対し、林野庁長官表彰状及び実行委員会感謝状が森林総合研究所に贈呈された。また平成 27 年 12 月には、「人間の快適性に及ぼす木材の触覚、視覚及び嗅覚刺激の効果の解明」に関する研究成果に対して、「ウッドデザイン賞 2015」奨励賞(審査委員長賞)が与えられた(森林総合研究所と京都大学の共同受賞)。さらに、平成 28 年 2 月に開催された「SAT テクノロジー・ショーケース 2016」において、「木材の香りがもたらすリラックス効果—生理指標を用いた再発見—」の研究に対し若手特別賞が与えられるなど、各方面において、この課題における研究成果が高く評価された。</p>		
自己評価	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評定</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </table> <p>「木材利用促進のための加工システムの高度化」においては、スギ大径材の製材システムの設計に不可欠なスギ心去り平角のコストを評価するとともに、重量測定せずに非破壊的に木材の強度性能が評価できる技術を開発したことにより製品性能測定の簡易化に寄与するなど、所期の計画を達成した。</p> <p>「住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた高信頼・高快適化技術の開発」においては、構造用パーティクルボード及びその試験方法・評価基準値の開発を行い、その成果が JIS 規格改正に反映された。シロアリの野外生息マップも、防蟻処理を要しないとされている東北地方や北海道における防蟻処理の必要性の提唱につながるなど、重要な知見を得た。いずれの成果も、木材利用促進という行政施策に貢献することができた。また、国産材直交集成板(CLT)の開発は、建築基準法に基づく告示に反映され、木材利用の拡大に多大な貢献をした。</p> <p>さらに、今年度の本課題の成果を含む、これまでの研究成果が各方面から高く評価され、受賞する結果となった。以上、最終年度の所期の計画を大きく上回る成果を達成したので、「A」評定とした。</p>	評定	A
評定	A		
主務大臣による評価	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評定</td> <td></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>	評定	
評定			

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)-D	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発 D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主な参考指標情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究論文数	29	46	41	36	46	予算額(千円) (うち科研費)	317,045	230,425	221,401	559,398	890,895 (16,032)
口頭発表数	96	87	77	111	108	決算額(千円) (うち科研費)					732,659 (13,438)
公刊図書数	5	10	3	10	9	経常費用(千円)					
その他発表数	57	38	49	25	57	経常利益(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 D1	B	B	B	A	A	行政サービス実施コスト(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 D2	A	B	A	A	A	従事人員数	34.2	30.9	28.6	31.8	32.2

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	人工林の資源を有効に活用し木材の自給率を高めるためには、様々な分野における木材利用の拡大を図ることが必要である。このような中で、公共建築物等木材利用促進法の着実な推進と木材の炭素固定能を最大限発揮させる観点から、木材の加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等への木材利用の促進を図るとともに、未利用木質資源の需要拡大による木質バイオマスの利活用及びマテリアルからエネルギーまでの多段階利用の推進が求められている。 このため、木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発及び新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発を行う。
中長期計画	再生可能な未利用木質バイオマスを活用し、低炭素型社会の構築や地域の活性化に寄与するため、木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築及び木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発を行う。
年度計画	木質バイオマスの経済性のある利用システムを構築するため、今中期計画中に行った研究の成果を整理し、経済的に成り立ちうる木質バイオマスのエネルギー利用ビジネスモデルの提案を行う。 トレフクション燃料の連続生産、小規模利用技術の実用化に向けた装置運転データの収集及びペレット燃料利用実証を行う。 改質リグニンベンチプラントにおいてキログラムレベルで製造し、各アプリケーション技術開発に供給できる体制を確立する。 ウッドプラスチック(WPC)の耐久性向上に寄与するヤナギ葉の添加剤としての機能を明らかにする。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	実施結果(27年度実績) D1 「木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築」 木質バイオマスのエネルギー利用に関して、奥州市を例にした小規模木質バイオマス発電施設に対する燃料供給と熱電併給事業の採算性について検証・分析し、経済的に成り立ちうるビジネスモデルの提案を行った。分析の結果、木質バイオマス資源量は奥州市単独でも賅えるが、安定的な供給のためには周辺自治体まで集荷範囲を拡大する必要があることと、発電規模 500kW 程度の小規模熱電併給施設(注1)を分散配置すれば、地域の実情に即した木質バイオマス発電事業が実現可能であるという結果が得られた。この成果は、小規模バイオマス発電事業の導入及び採算性向上のためのモデルとして活用できるものである。

	<p>D2 「木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発」</p> <p>スギチップを原料にしたトレフアクション燃料(半炭化木質固形燃料)(注2)を連続的に製造する実証プラントにおいて、10日間の連続運転に成功した。製造したトレフアクション燃料は、低含水率、高カロリー、高耐水性を有し、十分商用可能となることを確認した。この成果は、実際に運用する場合の商用プラントの設計に生かされるとともに、製品が高耐水性を有することから長期保管が可能であり、今後非常用燃料等への新たな用途拡大が見込める。また、バイオマス発電で大量に発生する燃焼灰を苗木培地への肥料として利用する方法を提言した。これは、燃焼灰の有価物への転換であり、産業廃棄物の発生量を減じ発電所の経済性向上につながる成果である。</p> <p>林地残材から改質リグニン(機能性リグニン)(注3)を安定的に製造する技術をベンチスケールで開発した。ベンチプラントを連日稼働させた結果、キログラムオーダーでの改質リグニン製造に成功した。この技術開発の過程で、薬剤を回収し再利用する低コスト化技術(リサイクル技術)及びリグニンを原料とする高性能な凝集剤等を同時に開発した結果、製造工程の大幅な効率化・低コスト化につながった。これにより、従来から当所に対してサンプル提供の要望が多い改質リグニンについて、安定的なサンプル供給が可能となった。</p> <p>オノエヤナギの葉に含まれるフラボノイド化合物(注4)の一種であるアンペロプシンが非常に高い抗酸化機能を有することを実証した。木材・プラスチック複合材(混練型 WPC)(注5)の原料となるポリエチレンやポリプロピレン等のオレフィン系プラスチックにこれを添加すると、酸化分解を抑制する効果が高いことが判明した。この成果により、屋外で使用される混練型 WPC の耐久性を向上させることが可能となり、本技術は企業との連携により今後の製品化につながるものである。</p> <p>スギなどの国産針葉樹パルプを原料とする森林総研独自の新しいセルロースナノファイバー(注6)の製造技術を開発し、この実証のためのベンチプラントを設計し建設した。この製造方法は、スギチップをアルカリ蒸解(じょうかい)後に脱リグニンして得たパルプに酵素を添加し、その後超音波あるいはミリング等の物理的処理で解繊(かいせん)してセルロースナノファイバーを効率的に製造する技術である。このベンチプラントにより継続的に一定量のサンプル生産が可能となった結果、企業や研究機関へ無償で森林総研型セルロースナノファイバーサンプルを提供することが可能となった。これにより、セルロースナノファイバーを用いた木材用塗料や不織布、コンポジット、食品素材等の製品開発の加速化につながる。</p> <p>注1) コージェネレーション(コジェネ)施設とも呼ばれ、発生する電気と熱両方を利用するものであり、高い熱効率が得られるシステム。 注2) 木材チップを300℃程度の低温で木材成分の半分程度を炭化させたものを成形した固形燃料。通常のチップやペレットに比べて高い耐水性、熱効率を持つ。 注3) 木材チップをポリエチレングリコール(PEG)と少量の硫酸を加えた反応液に入れ、150℃程度の温度で煮ることによりセルロースと分離して得られる芳香核構造を多く持つ物質で、電子材料やフィルム、セメント混和剤等への原料展開を図っている。 注4) ポリフェノールと呼ばれる環状有機化合物である植物二次代謝の総称で、タンニンなどが代表例である。 注5) 林地残材や間伐材からの木粉とポリプロピレン等の熱可塑性プラスチックを加熱下で混練した後、これをペレット状にして押し出し成形した新しい木質建築材料。 注6) パルプなどのセルロース繊維を、機械的、化学的、生化学的手法を用いて幅数nmほどの小さな繊維にほぐしたものの。軽量高強度複合材や高機能食品などへの利用展開が図られている。</p>								
<p>自己評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 901 667 927"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="667 901 2105 927"> <p>A</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="427 927 2105 1241"> <p>「木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築」において、岩手県奥州市をモデル地区として小規模木質バイオマス発電施設に対する燃料供給と熱電併給事業の採算性について検討した結果、集荷範囲を拡大することによって安定的な燃料供給が可能となり、小規模発電施設を分散配置することで地域での熱電併給事業が実現可能である、といった木材のエネルギー利用におけるビジネスモデルを提案した。このモデルにおいて、発電規模に応じて採算ラインを具体的に提示できたことは、当初の計画以上の成果であった。当研究成果は、特に今後利用促進が期待されている熱エネルギーを熱電併給としてバイオマス発電事業の採算性評価に組み入れたことで、今後の小規模バイオマス発電の推進に大きく貢献する。また、バイオマス発電で生ずる焼却灰の肥料としての性能を評価した結果、カリウム系肥料としての有用性が確認でき、苗木培地への利用を提言できたことは、当初の計画以上の成果である。</p> <p>「木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発」における成果である、トレフアクション燃料製造技術、改質リグニン(機能性リグニン)の製造技術、オノエヤナギ由来フラボノイド化合物の抗酸化作用の確認と混練型 WPC への添加による耐久性向上技術のいずれも、実用化に向けたプラントの安定的な継続運転や新機能の開発等につながるものであり、当初の計画を達成した。さらに、セルロースナノファイバーについても、中山間地域での製造を考慮した効率的な製造法に関するベンチプラントでの実証試験が行われたことは当初計画以上の達成であり、木質バイオマスからのマテリアルを社会実装につなげるための技術開発を本年度は大きく進展させることができた。</p> <p>以上、当初の年度目標を上回る成果を達成したことから、「A」評価とした。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>「木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築」において、岩手県奥州市をモデル地区として小規模木質バイオマス発電施設に対する燃料供給と熱電併給事業の採算性について検討した結果、集荷範囲を拡大することによって安定的な燃料供給が可能となり、小規模発電施設を分散配置することで地域での熱電併給事業が実現可能である、といった木材のエネルギー利用におけるビジネスモデルを提案した。このモデルにおいて、発電規模に応じて採算ラインを具体的に提示できたことは、当初の計画以上の成果であった。当研究成果は、特に今後利用促進が期待されている熱エネルギーを熱電併給としてバイオマス発電事業の採算性評価に組み入れたことで、今後の小規模バイオマス発電の推進に大きく貢献する。また、バイオマス発電で生ずる焼却灰の肥料としての性能を評価した結果、カリウム系肥料としての有用性が確認でき、苗木培地への利用を提言できたことは、当初の計画以上の成果である。</p> <p>「木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発」における成果である、トレフアクション燃料製造技術、改質リグニン(機能性リグニン)の製造技術、オノエヤナギ由来フラボノイド化合物の抗酸化作用の確認と混練型 WPC への添加による耐久性向上技術のいずれも、実用化に向けたプラントの安定的な継続運転や新機能の開発等につながるものであり、当初の計画を達成した。さらに、セルロースナノファイバーについても、中山間地域での製造を考慮した効率的な製造法に関するベンチプラントでの実証試験が行われたことは当初計画以上の達成であり、木質バイオマスからのマテリアルを社会実装につなげるための技術開発を本年度は大きく進展させることができた。</p> <p>以上、当初の年度目標を上回る成果を達成したことから、「A」評価とした。</p>					
<p>評価</p>	<p>A</p>								
<p>「木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築」において、岩手県奥州市をモデル地区として小規模木質バイオマス発電施設に対する燃料供給と熱電併給事業の採算性について検討した結果、集荷範囲を拡大することによって安定的な燃料供給が可能となり、小規模発電施設を分散配置することで地域での熱電併給事業が実現可能である、といった木材のエネルギー利用におけるビジネスモデルを提案した。このモデルにおいて、発電規模に応じて採算ラインを具体的に提示できたことは、当初の計画以上の成果であった。当研究成果は、特に今後利用促進が期待されている熱エネルギーを熱電併給としてバイオマス発電事業の採算性評価に組み入れたことで、今後の小規模バイオマス発電の推進に大きく貢献する。また、バイオマス発電で生ずる焼却灰の肥料としての性能を評価した結果、カリウム系肥料としての有用性が確認でき、苗木培地への利用を提言できたことは、当初の計画以上の成果である。</p> <p>「木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発」における成果である、トレフアクション燃料製造技術、改質リグニン(機能性リグニン)の製造技術、オノエヤナギ由来フラボノイド化合物の抗酸化作用の確認と混練型 WPC への添加による耐久性向上技術のいずれも、実用化に向けたプラントの安定的な継続運転や新機能の開発等につながるものであり、当初の計画を達成した。さらに、セルロースナノファイバーについても、中山間地域での製造を考慮した効率的な製造法に関するベンチプラントでの実証試験が行われたことは当初計画以上の達成であり、木質バイオマスからのマテリアルを社会実装につなげるための技術開発を本年度は大きく進展させることができた。</p> <p>以上、当初の年度目標を上回る成果を達成したことから、「A」評価とした。</p>									
<p>主務大臣による評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 1241 667 1267"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="667 1241 2105 1267"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="427 1267 2105 1292"> <p><評価に至った理由></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="427 1292 2105 1318"> <p><今後の課題></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="427 1318 2105 1343"> <p><その他事項(評価委員会の意見等)></p> </td> </tr> </table>	<p>評価</p>		<p><評価に至った理由></p>		<p><今後の課題></p>		<p><その他事項(評価委員会の意見等)></p>	
<p>評価</p>									
<p><評価に至った理由></p>									
<p><今後の課題></p>									
<p><その他事項(評価委員会の意見等)></p>									

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)-E	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究 E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究論文数		62	64	64	48	45	予算額(千円) (うち科研費)	665,559	480,173	430,958	330,365	198,634 (47,975)	
口頭発表数		167	150	150	117	132	決算額(千円) (うち科研費)					187,601 (41,260)	
公刊図書数		18	10	7	8	14	経常費用(千円)						
その他発表数		61	81	42	62	60	経常利益(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 E1		B	B	B	A	B	行政サービス実施コスト(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 E2		B	A	B	A	B	従事人員数	43.0	42.7	39.6	34.7	28.3	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>森林は、木材生産機能のほかに地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全など様々な機能を有する。低炭素社会の構築に向けて、森林の吸収源機能の利活用、地球温暖化適応策及び緩和策の提示、熱帯地域を中心とした森林減少・劣化対策に関する技術開発が求められている。また、気候変動に伴い、極端な気象現象が増加しており、水資源の確保や激化する山地災害等への適切な対応が求められている。さらに、生物多様性の保全に向けて、生物多様性評価手法の開発と高度化を進めるとともに、シカなどによる深刻な生物被害を解決し、健全な森林を育成する必要がある。</p> <p>このため、森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発、気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発並びに森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発を行う。</p>
中長期計画	<p>森林、林業、木材利用等による総合的な温暖化対策のため、炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発並びに森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発を行う。</p>
年度計画	<p>森林炭素蓄積量調査データの分析により炭素蓄積量の時空間変動の特徴や要因を明らかにし、モニタリング手法の精緻化を図る。タワー観測により構築したパラメータセットを活用し、炭素動態に関して光環境観測手法を精緻化する。枯死木の枯死後年数と分解率のデータを利用し、枯死木の炭素動態の予測手法を精緻化する。</p> <p>熱帯森林劣化地域で実施される森林修復事業において、修復後の森林に期待する生態系サービスに応じた修復戦略を明らかにする。100種以上の熱帯林樹種の樹高に応じた光合成特性を明らかにする。</p>
主な評価軸(評価の視点)、指標等	-

法人の業務実績等・自己評価				
業務実績	<p>実施結果(27年度実績)</p> <p>E1「炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発」</p> <p>全国の森林土壌炭素蓄積量調査から得られた過去10年間の調査データを解析し、土壌炭素蓄積量は分析精度を考慮すると時間変動は認められないものの、空間的には気候の影響を強く受けるとともに火山灰降下の影響を受けていることを解明した。空間統計学の手法を用いて全国の森林土壌炭素蓄積量調査を解析したところ、寒冷地に炭素蓄積量の高いホットスポットが多く分布するが、温暖地においても火山周辺地に炭素蓄積量の多い地点が存在していることが明らかになった。本研究の成果は京都議定書に対応した森林土壌の炭素吸収排出量の報告の検証データとして活用される。</p> <p>炭素動態に関して光環境観測手法を精緻(せいち)化するため、経年劣化により精度維持の難しいセンサでの計測に代わり、一般気象データから光合成有効放射量を正確に推定する方法を開発した。一般的に測定されている日射量、気圧、気温及び湿度から、日本のような湿潤地域にも適用可能な推定法を考案し、国内5箇所を検証した結果、光合成有効放射量の計測センサによる実測と比べて推定誤差は5%以下であった。この成果により、これまで長期にわたって計測精度を維持することが難しかったセンサ計測を補完する手法として、高精度での光合成有効放射量のデータが広域にわたって時間経過に影響されることなく取得でき、森林の二酸化炭素吸収量を広範囲で正確に把握することが可能になる。</p> <p>気象要因や直径など、枯死木の分解に影響がある因子を用いて枯死木の分解過程における重量減少を高精度に予測する新たなモデルを開発した。スギとヒノキの枯死木を日本各地から収集し、枯死木の重量が時間経過とともにどの程度減少するのかを調べ、環境要因を反映して枯死木の重量減少を示すモデルを作成したところ、従来のモデルよりも精度良く枯死木の分解速度を予測できた。この成果は、日本のスギとヒノキ人工林での枯死木の炭素動態をより正確に予測するのに貢献する。</p> <p>E2「森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発」</p> <p>熱帯における森林劣化地域で実施される森林修復事業を成功させるためには、ガバナンスの改善を含む森林破壊要因への対処がなされている地域から事業を開始する必要があることを明らかにした。また、これまでの森林復元事業に関する情報のレビューから、炭素の蓄積や生物多様性の回復には長い時間が必要で、長期的かつ広域的な土地利用・森林配置計画に基づいて、それぞれの目的に対応する森林を個別に造成する景観レベルの取り組みが必要なことが明らかになった。この成果は、一律で大規模なプロジェクトとは異なり、期待する生態系サービスの発揮を景観レベルで担保するような多面的かつ順応的な修復活動の実施に向けた取り組みに役立つ。</p> <p>熱帯雨林では、光が強い林冠層での効率の良い光合成が、森林全体の高い炭素固定能を支えていることが明らかになった。低木から樹高50mを超える巨木まで100以上の樹種について個葉の光合成速度を測定した結果、樹高が高くなると光合成速度は増加し、高木ほど多くの炭素を固定していた。この成果は、熱帯雨林の炭素収支を高い精度で推定することに貢献する。</p>			
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table>	評定	A	<p>「炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発」においては、全国の森林土壌炭素蓄積量の時空間変動の特徴や要因を明らかにすることにより、土壌炭素動態のモニタリングの精緻化につなげる成果を得た。また、森林の炭素動態のタワー観測に関して、長期にわたって精緻に光環境を観測するための手法を開発し、森林の二酸化炭素吸収量を正確にモニタリングする技術に貢献した。これらの成果により、当初の目標を達成した。さらに、日本の主要な人工林樹種であるスギ、ヒノキの枯死木の分解速度を予測するモデルを開発し、炭素動態のより正確な予測につなげることが可能となった。</p> <p>「森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発」においても、目標とした成果を達成した。熱帯の森林劣化地域で、ガバナンスの改善を含む森林破壊要因への対処がなされている地域から事業を開始する必要があること、景観レベルでの取り組みが必要なことなどを明らかにし、熱帯林修復事業を進めるための指針を提示できた。また、熱帯雨林において、光の強い林冠での高い光合成速度が熱帯林の高い炭素固定能力の一因であることを解明し、炭素固定の観点からの熱帯林管理に対する重要な知見を示すことができた。</p> <p>これらの成果に加えて、森林総研で開発した二国間クレジット制度(JCM)のためのREDDプラスガイドラインが、インドネシア共和国でのREDD+プロジェクト実施に向けた合同委員会で用いられ、JCM実施に向けた2国間での体制整備に貢献した。</p> <p>以上のように、年度計画を当初計画どおりに達成した上に、REDDプラスでの成果によって、計画以上の政策的な貢献を果たしたことから「A」評定とした。</p>
評定	A			
主務大臣による評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定		<p><評定に至った理由></p>
評定				

<今後の課題>

<その他事項>

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式H9(1) 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)-F	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究 F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
関連する政策・施策			
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
① 主な参考指標情報						② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究論文数	34	65	44	63	46	予算額(千円) (うち科研費)	311,465	285,826	200,613	268,312	167,321 (58,392)
口頭発表数	125	156	158	148	175	決算額(千円) (うち科研費)					158,845 (53,867)
公刊図書数	4	6	6	3	4	経常費用(千円)					
その他発表数	52	99	69	76	59	経常利益(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 F1	A	A	B	B	B	行政サービス実施コスト(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 F2	A	A	B	B	B	従事人員数	42.5	46.4	43.5	48.0	43.3

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林は、木材生産機能のほかに地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全など様々な機能を有する。低炭素社会の構築に向けて、森林の吸収源機能の利活用、地球温暖化適応策及び緩和策の提示、熱帯地域を中心とした森林減少・劣化対策に関する技術開発が求められている。また、気候変動に伴い、極端な気象現象が増加しており、水資源の確保や激化する山地災害等への適切な対応が求められている。さらに、生物多様性の保全に向けて、生物多様性評価手法の開発と高度化を進めるとともに、シカなどによる深刻な生物被害を解決し、健全な森林を育成する必要がある。 このため、森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発、気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発並びに森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発を行う。
中長期計画	気候変動による極端気象現象の増加に伴い激化する山地災害を軽減し、森林の整備・保全に資する治山技術を高度化するため、環境変動・施業方法等が水資源・水質に与える影響評価技術の開発及び多様な手法による森林の山地災害防止機能強化技術の開発を行う。
年度計画	水文観測に基づき、地球温暖化の進行が水資源賦存量や流況等に与える影響を総合的に評価する。これまでの研究成果に加えて、風化に関わる水質成分の流域内の移動過程を解明することで、渓流水の水質形成過程の変動予測手法の精度向上をさせる。 近年発生した山地災害について、現地調査もとに地形、地質、植生、気象・積雪条件等の発生環境から発生メカニズムを推定し、長期的な気候変動との関係を解析する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	-
法人の業務実績等・自己評価	業務実績 実施結果(27年度実績) F1「環境変動・施業等が水資源・水質に与える影響評価技術の開発」 昨年度までに、林分の蒸散と樹冠遮断を予測するモデルと気候変動シナリオに基づく予測計算により、気温上昇に伴い利根川源流のスギ林の水資源賦存量が減少する可能性のあること、気候変動に伴う森林流域の流出特性の変化が幼齢林と壮齢林で異なることを明らかにする等、森林の水循環に関わる諸機能を解析し、水循環過程を解明してきた。今年度は、森林域から供給される利用可能な水資源量を広域で把握するため、日本の多様な気候帯に分布する森林の蒸発散量を統一したかつ簡易に推定する手法を開発した。また、これまでの成果を踏まえて作成した林分の蒸散と樹冠遮断を予測するモデルを利根川源流域のスギ林に適用し、地球温暖化シナリオにしたがって気温が4℃上昇した場合を想定し、予測計算を行った。その結果、蒸散と樹冠遮断量の変化によって水資源賦存量が11～13%減少する可能性のあることを示した。さらに、モデル上で森林の状態を変化させ、西暦2060年までの気候変動シナリオデータに基づいて水流出の予測計算を行った。その結果、植栽から間もない幼齢林に比べて樹冠が開鎖した壮齢林では基底流出量が少なくなり漏水頻度が高まる一方、降雨イベント時の流出は緩和され洪水流出が軽減する可能

様式H9(1) 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

性のあることを示した。これらの成果は、気候変動に対応して森林の水資源涵養(かんよう)機能を高度に発揮させるための森林管理技術に活用できる。

渓流水の水質形成過程について、森林からのケイ酸供給の維持にはある程度以上の厚い土層が必要であることを示した。温暖多雨地域の熊本県鹿北試験地の森林流域を対象に、沿岸域の藻類生産にも大きく関係する風化生成物質であるケイ酸に着目し、降水が土壌を経由して溪流に至るまでの水質形成過程を調査した。その結果、この流域では谷頭部の土層が比較的薄いため飽和地下水帯が大きく発達せず、夏期の多雨期にはケイ酸濃度の低い土壌水の流れ割合が増加し、渓流水中のケイ酸濃度が低下することを明らかにした。これにより、森林土壌の保全が水質形成にとっても重要であることを示した。

その他の成果として、東京電力福島第一原発事故の影響を受けた森林内の放射性物質の分布状況の推移を調査し、その結果が林野庁のホームページに公開されるとともに「平成 27 年度森林及び林業の動向」に掲載された。また、渓流水による放射性セシウムの再移動が、流域内の沈着量に対する割合としてはわずかであるが、継続していることを現地調査により明らかにした。

F2「多様な手法による森林の山地災害防止機能強化技術の開発」

近年発生した山地災害について、2013年に伊豆大島で発生した大規模な表層崩壊を対象に調査を行い、森林の崩壊防止機能の評価には、地質条件と根系分布特性の関係が重要なことを示した。この崩壊地の周辺では、年代別空中写真の解析から、薪炭利用の縮小により1970年代に比べて樹高が著しく増大していることが示された。一方、崩壊発生斜面源頭部の植生の現存量を測定したところ、地下部を含めると300ton/haを越える生重量があると推定されたが、崩壊地源頭部のイヌツゲやヒサカキを主とする植生は全体的に根系深度が浅くすべり面より下位の地層に達していない場所が多いことが明らかになった。この一連の解析により、森林の崩壊防止機能の評価においては、バイオマスの総量だけではなく、地質条件と樹木根系の分布特性との関係を考慮することが重要なことを示した。また、長期的な気候変動や山林の利用形態と山地災害との関係について、歴史記録や行政資料に記録されている過去の風水害の被害量をもとに解析した結果、1回の風水害による死者数は明治中期以降、数万人単位から数十人単位へと激減したことを明らかにした。

その他の成果として、津波で被災した東北地方の海岸林の再生に向けて、海風環境の厳しい植栽地に適した樹種、育苗に適したコンテナ苗のタイプ、津波減勢効果の高い林型等を明らかにした。植栽基盤の残留塩分や樹種選択に関する実態調査を行い、津波が侵入したエリアであっても、クロマツについては自然に塩分が低下し、海風環境の厳しい海側の植栽地では従来通りクロマツを植栽することが妥当であることを示した。また、海岸林の津波減勢効果への森林管理(密度管理と下層への広葉樹の導入)の影響を数値シミュレーションにより解析し、適切な密度管理を行ったクロマツ林は、過密クロマツ林に比べて津波を抑える効果は低いものの、より大きな規模の津波に耐えられること、クロマツの下層に導入する広葉樹は、津波への耐性は小さいものの、その存在によってクロマツ林だけの場合よりも津波を抑える効果が高くなることを明らかにした。また、これまで植栽事例の少なかったクロマツのコンテナ苗について、コンテナの種類や植栽時期と植栽後の成長の関係を調べ、水平根の発達という点では、内面リブ式よりもサイドスリット式のコンテナの方が適していることを明らかにした。さらに、樹木の風害について、被害形態と限界風速の関係を解析し、その成果が気象庁が策定した竜巻等突風の分類基準(日本版改良藤田スケール)に採用された。

以上のように現場に適用可能な研究成果を挙げるとともに、成果の普及にも進捗が見られた。

自己評価

評定

B

「環境変動・施業等が水資源・水質に与える影響評価技術の開発」について、これまでの成果を踏まえてモデルを構築して、気候変動に伴う森林域の森林流域の水収支と流況、融雪流出特性の変動を明らかにするとともに、森林からの良質な水の供給において流域の土壌を保全していく必要性をケイ酸濃度の形成過程の解明から明らかにした。「多様な手法による森林の山地災害防止機能強化技術の開発」については、伊豆大島の崩壊発生斜面の植生環境の評価、明治以降の降水量と災害の長期的な変動傾向について、当初想定した研究成果が得られた。このように年度当初の計画どおりに研究が進捗した。

以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したので、「B」評定とした。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

<今後の課題>

<その他事項>

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)-G	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究 G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究論文数		107	116	104	112	122	予算額(千円)	298,982	299,262	320,103	431,396	339,787
口頭発表数		237	272	214	225	224	(うち科研費)					(107,349)
公刊図書数		20	14	12	46	17	決算額(千円)					325,701
その他発表数		126	135	151	159	153	(うち科研費)					(98,019)
研究課題群ごとの外部評価 G1		A	B	A	B	B	経常費用(千円)					
研究課題群ごとの外部評価 G2		A	B	B	A	B	経常利益(千円)					
							行政サービス実施コスト(千円)					
							従事人員数	70.5	73.4	72.2	63.5	67.4

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林は、木材生産機能のほかに地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全など様々な機能を有する。低炭素社会の構築に向けて、森林の吸収源機能の利活用、地球温暖化適応策及び緩和策の提示、熱帯地域を中心とした森林減少・劣化対策に関する技術開発が求められている。また、気候変動に伴い、極端な気象現象が増加しており、水資源の確保や激化する山地災害等への適切な対応が求められている。さらに、生物多様性の保全に向けて、生物多様性評価手法の開発と高度化を進めるとともに、シカなどによる深刻な生物被害を解決し、健全な森林を育成する必要がある。 このため、森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発、気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発並びに森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発を行う。
中長期計画	病虫獣害による森林被害を防止、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、シカ等による生物害に対する環境低負荷型の被害軽減・共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行う。
年度計画	シカ個体数管理のための捕獲システムを開発し、適用条件を明らかにする。亜熱帯域島嶼における南根腐病の被害現状と伝播様式を明らかにし、その発生や拡大に関わる要因を評価する。 REDD プラス環境セーフガードについて国際的枠組みに沿った参画の促進につながる在り方を明らかにする。シカの採食圧による森林の下層植生衰退が鳥類群集に与える影響を評価する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	-
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	実施結果(27年度実績) G1「シカ等生物による被害軽減・共存技術の開発」 1990年代から北米で実施されているシカの「ローカライズドマネジメント(局所的に強い捕獲圧をかけてシカを低密度に誘導する管理法)」の日本における実行可能性を検証した結果、日本においてもローカライズドマネジメントによりシカを低密度に維持することが可能なことが実証された。関東森林管理局伊豆森林管理署に試験区(集中捕獲区域、2km ²)を設定し、シカの行動をモニタリングするとともに、ライフルでの狙撃による集中捕獲を行い、シカ密度の変化を評価した。GPS受信機を組み込んだ首輪の位置情報を携帯電話のネットワークを通じてサーバーへ送り、可視化処理をして関係者に公開(クラウド化)するシステムを構築し、集中捕獲区域内で3頭のメスの行動をモニタリングした。行動圏は0.59～3.05km ² と小さく、定住性が強いと同時に、隣接個体の行動圏は25～100%重複していることが分かった。さらに、集中捕獲区域において2015年6～9月にかけて30頭のシカを集中的に捕獲した。捕獲に先立ち、仕様の異なる銃種及び装弾の特性を明らかにし、立木密度の異なる林内での狙撃に適しているシステムを採用した。給餌時間を調整できる自動給餌器を民間企業と共同で開発し、捕獲作業の効率化と省力化を進めた。集中捕獲区

	<p>域を含む約 16 平方キロにセンサーカメラを設置し、捕獲前の 1 年間と捕獲後の半年間にわたってシカの出没状況を記録しシカの利用頻度を評価した結果、集中捕獲開始以降、集中捕獲区域の利用頻度は周辺区域に比べて急激に低下したこと、この状態は約4箇月後も維持されていることが明らかになった。この成果の報告会を名古屋及び東京で開催し、全国のシカ対策担当者及びシカ管理に関心のある民間企業、一般市民等約 400 名の参加を得て成果の普及を行った。</p> <p>南西諸島及び小笠原諸島などの亜熱帯域の島々において近年被害が顕在化している南根腐病について、被害現状と伝播(でんぱ)様式を明らかにした。本病原菌の小笠原での分布は広域であり、極めて広範囲の樹種(15種の固有種を含む29科41種(1草本植物を含む))に病気を引き起こしていた。また、小笠原における本菌の遺伝的多様性は高く、近年の侵入ではないこと、担子胞子の飛散と根系接触の両方によって感染することが、マイクロサテライトマーカー等を用いた解析から明らかになった。本病原菌の成長可能温度は 10 ~ 35 °C と広範囲であること、担子胞子の飛散は長期間かつ継続的に起こることから、胞子による感染可能期間が長いことが明らかになった。その他、半無菌条件下の種子発芽苗を用いることで、従来 1 年以上かかった接種試験を 1 ~ 2 箇月に短縮した。本病の制御のための薬剤及び拮抗(きっこう)微生物の選抜を行った結果、薬剤については 3 種類の土壌燻蒸(くんじょう)剤が本病に有効であることを確認した。また、拮抗微生物については小笠原各地で収集し、培地上で拮抗作用を示す菌株を見いだしたことから、環境に負荷が少ない生物農薬開発に今後つなげる。</p> <p>このように、年度計画に記された成果をあげたことに加え、糞の形状が酷似しているシカとカモシカを糞の表面に付着した細胞の DNA を用いて簡便かつ迅速、確実に識別する手法を開発した。</p> <p>G2「生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発」</p> <p>2010 年の気候変動枠組み条約第 16 回締約国会議(UNFCCC/COP16)における合意(カンクン合意)により、REDD プラス活動では、森林の劣化・減少を防いだ結果、森林を利用してきた人々が不利益をこうむることや、別の場所で森林が減少することなどの悪影響を未然に防ぐために、セーフガードを設けることが必要とされた。日本の事業者が途上国でセーフガードに配慮して REDD プラス活動を行うために、既に行われたセーフガードの事例を収集し、国際的に認められている関連の認証制度のガイドラインなどに基づく、実施者のための事例集とチェックリストを開発することにより、セーフガードの基準化を行った。事例集では、既に行われた成功事例の情報を示し、チェックリストでは「事前調査」、「計画」及び「進捗確認と報告」の 3 段階ですべきことを示した。特に、「生物多様性及び生態系サービスの保全と増強」につながる森林管理としては、熱帯林の管理の実例や熱帯林での研究成果を元に、樹種の混交による土壌改良、天然林樹種の利用などの 6 項目にまとめた。作成した事例集の一部を英訳し、UNFCCC/COP20(リマ)において配布し、成果の普及に努めた。</p> <p>シカの採食による森林の下層植生衰退が鳥類群集に与える影響として、下層植生の衰退状況に応じて種構成が大きく変化すること、下層植生が衰退した期間が長くなると変化は大きくなることを明らかにした。下層植生が衰退した場所では、特にウグイスやコルリ、ソウシチョウなどの茂みを好む鳥が少なくなっていた。シカ被害による下層植生衰退度の評価は、鳥の種類や個体数の構成への間接的な影響の指標としても有効であることを明らかにした。さらに、この成果をもとに、広域に適用可能な簡便な調査手法を提案した。</p>
自己評価	<p>評価 A</p> <p>シカ管理において局所的に強い捕獲圧をかけることの有効性を示し、平成 25 年に発表された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(環境省、農林水産省)において対応が求められている「捕獲事業の強化」に結びつく先行的なモデルを示すことができた。全国のシカ対策担当者を対象として、名古屋と東京で成果報告会を開催することで、研究成果の橋渡しをすることができた。</p> <p>これまで防除困難とされてきた南根腐病について、被害状況と伝播様式を明らかにし、それに基づいて新たな防除手法を提案し、対策の実行への道筋をつけた。REDD プラス環境セーフガードについて、アジア、アフリカ、中南米の 11 の事例に基づいて事例集を作成し、評価のためのチェックリストを示して基準化を行った。これにより、事業の客観的な評価が可能になり、気候変動枠組み条約締約国際会議で資料として活用されることとなった。</p> <p>シカの採食による下層植生の衰退が他の生物群集へ大きな影響をもたらすことを示すと同時に簡便な調査手法を提案し、今後の実用的な技術としての普及につなげた。</p> <p>以上の通り、目標とした学術的成果の達成に加え、「捕獲事業の強化」に結びつく先行的なモデルを示すなど政策実現への貢献、民間企業と共同で自動給餌器を開発し、成果報告会を開催して産学官民連携に向けた技術の普及を図り、気候変動枠組み条約締約国際会議で成果を発表するなど、橋渡しに大きな成果をあげたことから、「A」評定とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>

4. その他参考情報

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(4)-H	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究 H 高速育種等による林木の新品種の開発	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第2条 外
関連する政策・施策		当該項目の重要度、難 易度	関連する研究開発評価、政 策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究論文数		21	17	11	33	22	予算額(千円)	137,729	247,002	166,547	182,389	172,695
口頭発表数		35	64	67	81	103	(うち科研費)					(11,105)
公刊図書数		3	2	0	1	2	決算額(千円)					159,541
その他発表数		67	54	52	48	100	(うち科研費)					(7,399)
研究課題群ごとの外 部評価 H1		B	B	B	B	B	経常費用(千円)					
研究課題群ごとの外 部評価 H2		B	B	B	B	B	経常利益(千円)					
							行政サービス実施コ スト(千円)					
							従事人員数	21.5	27.1	24.7	28.4	24.0

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	林業の再生や森林の有する多面的機能の持続的な発揮には、林木の優良種苗の早期確保が必要であり、長期間を要する育種の次世代化の促進と多様な新品種の開発が求められている。また、森林の生産性向上、森林資源の有効利用、新需要の創出及び林木育種の高度化に向けて、森林遺伝資源の収集と保存技術、ゲノム情報等の活用や遺伝子組換え技術等生物機能の活用が求められている。 このため、高速育種等による林木の新品種の開発及び森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発を行う。
中長期計画	林木の優良種苗の早期確保に向けて、林業の再生と国土・環境保全に資する 250 品種の開発を行う。また、長期間を要する林木育種の高速化を図るとともに、多様なニーズに対応するための育種技術を開発する。
年度計画	検定の進捗状況を踏まえ、概ね 60 品種を目標として初期成長の早いスギ品種等の新品種を開発するとともに、エリートツリーの開発を推進するため、検定林データの収集、候補木の選抜、適時に人工交配等を進める。また、開発したエリートツリー等を特定母樹に申請する。 林木育種の高速化を図るため、早期選抜に用いる DNA マーカー開発に必要なスギの DNA 情報及び形質データの取得を進め、スギの材質等の有用形質と連鎖したマーカーのとりまとめを行うとともに、ゲノム情報を利用した育種高速化の技術を体系化する。 また、関係機関と連携して、海岸林再生に必要なマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の大量増殖技術を開発する。さらに、温暖化に伴う気候変動への適応策に資するため、耐風性に優れたテリハボクの品種開発に向け、台湾、太平洋共同体事務局 (SPC) との共同研究に基づき、日本産・台湾産・フィジー産テリハボク家系の評価を進める。耐乾燥性に優れたメリアについては、ケニアとの共同研究で、これまでに開発してきた DNA マーカーを用いたメリア天然林等の遺伝構造解析を進める。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	-
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	実施結果(27年度実績) H1「林業再生と国土・環境保全に資する品種の開発」 新品種の開発においては、林業の再生に資する品種として、材質優良トドマツ 10 品種、初期成長の早い第二世代スギ 12 品種を開発した。また、国土・環境保全に資する品種として、幹重量の大きいカラマツ 9 品種、マツノザイセンチュウ抵抗性アカマツ 4 品種及びクロマツ 17 品種、花粉の少ないスギ 9 品種を開発し、合計 61 品

種を開発した。
 エリートツリーの開発の推進について、56 箇所の検定林データを収集するとともに、第二世代精英樹候補木についてスギ 175 系統、ヒノキ 20 系統、カラマツ 20 系統、計 215 系統を選抜するとともに、エリートツリーをスギで 87 系統、ヒノキで 63 系統、カラマツで 20 系統、計 170 系統を開発した。さらに、第三世代精英樹の選抜母集団を育成するため、スギ第二世代精英樹(候補木を含む)同士の人工交配を 264 組合せ実施した。また、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木として農林水産大臣が指定する「特定母樹」に、スギは雪害抵抗性品種 8 系統、ヒノキはエリートツリー 3 系統、カラマツはエリートツリー 23 系統の計 34 系統が指定された。なお、(6) 種苗等の精算及び配布に記したとおり、エリートツリー等の特定母樹に指定されている原種苗木等の配布本数は、昨年度の 2,142 本から平成 27 年度は 2,951 本に増加し、普及が順調に進んでいる。加えて、エリートツリーの育苗試験を行い、その特性について学会等を通じて発表するとともに、林木育種成果発表会において今年度開発した品種の解説を行った。また、特定母樹等普及促進会議(旧高速育種運営会議)を各育種基本区で開催し、特定母樹等の普及に関する取組状況について意見交換を行った。

H2「林木育種の高速度化及び多様なニーズに対応するための育種技術の開発」

林木育種の高速度化においては、スギの DNA 情報と苗木の成長パターン等形質データの集積を進め、これまで集積した両者の情報を統合して有用形質に関連するマーカーを明らかにした。これらの成果を踏まえてゲノム予測を行い、短期間で選抜する手法を体系化し、優良個体の選抜を試行するとともに、この技術の今後の活用方法も検討した。また、スギ雄花形成メカニズムを遺伝子発現レベルで理解するため、遺伝子発現解析を行い花芽形成の前・中期と後期では遺伝子発現パターンが異なることを明らかにするとともに、無花粉スギ「爽春」の花芽形成過程における通常個体との違いが表れるステージを明らかにした。また、カラマツの安定的な種苗生産に向けた、突然変異体を用いた着花調査等を進めた。さらに、気温や日長の遺伝子発現パターンの影響の解明等に関わる研究を進めた。加えて、選抜しようとする候補木がその子供にどの程度の優れた特性を遺伝させる能力を有するかを、子供にあたる実生苗木を実際に育成して検定する従来の方法(後方選抜)に代わって、候補木と候補木の祖先や兄弟等の血縁関係にある個体の検定データを統計解析することによって判定でき、優良品種等の選抜期間を画期的に短縮することが出来る「前方選抜」の方法を、我が国の林木育種において初めて開発した。

多様なニーズに対応するための育種技術の開発においては、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の大量増殖技術について、実証試験によりその有効性を確認して普及用の技術マニュアルを作成した。また、クロマツのマツノザイセンチュウ抵抗性の接種検定時に抵抗性に影響する環境要因の解明、全国のクロマツ林の地理的遺伝変異の解明を行うことができた。さらに、温暖化に伴う気候変動への適応策に資する耐風性に優れたテリハボクの優良系統選抜及び耐乾燥性に優れたメリアの品種開発に向け、台湾、太平洋共同体事務局(SPC)との共同研究に基づき、テリハボクの樹高成長や種子サイズ等の形質の家系特性及び産地特性の評価を進め、初期成長性において明瞭な家系間差が存在することを明らかにするとともに、ケニアとの共同研究により、メリアの天然林 11 集団の遺伝解析を進め分布域間での明瞭な遺伝構造を検出した。

自己評価

評定

A

新品種の開発については、目標とする 60 品種に対して 61 品種を開発した。なお、関東育種基本区で選抜された初期成長の優れた第二世代スギでは、初めて前方選抜によって品種を開発することができた。また、エリートツリーの開発を推進するため、56 箇所の検定林データを収集するとともに、第二世代精英樹候補木をスギ、ヒノキ、カラマツで 215 系統選抜し、エリートツリーをスギ、ヒノキ、カラマツ合わせて 170 系統開発するとともに、第三世代の選抜母集団を育成するための人工交配 264 組合せの実施、交配種子の採取、及び交配種子のまき付けを行った。さらに、これまで開発してきたエリートツリー等 34 系統が「特定母樹」に指定され、今後の森林吸収源対策に資する新たな造林種苗の母樹としての役割を担う等、森林・林業行政に貢献した。

林木育種の高速度化を図るため、DNA 情報と苗木の成長パターン等形質データの集積を進め、これまで集積した両者の情報を統合して有用形質に関連するマーカーを明らかにし、これらの成果を踏まえてゲノム予測を行い、短期間で選抜する手法を体系化し、優良個体の選抜を試行するとともに、この技術の今後の活用方法も検討した。また、関係機関と連携して、海岸林再生に必要なマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の大量増殖技術を開発し、実証試験によりその有効性を確認して普及用の技術マニュアルを作成するとともに、耐風性に優れたテリハボクの品種開発に向け、台湾、太平洋共同体事務局(SPC)との共同研究に基づき、テリハボク家系の評価を進めて初期成長性において明瞭な家系間差が存在することを明らかにし、耐乾燥性に優れたメリアについては、ケニアとの共同研究で、これまでに開発してきた DNA マーカーを用いメリア天然林 11 集団において明瞭な地理的遺伝変異があることを明らかにした。これらにより、東日本大震災の津波により被害を受けた海岸防災林の再生や今後の気候変動適応策における品種開発に貢献することが期待される。

以上のことから、年度計画の目標をすべて達成したうえ、優良品種等の選抜期間を画期的に短縮することが出来る「前方選抜」の方法を我が国の林木育種において初めて開発して目標を上回る成果をあげたこと、さらに、目標期間途中からの施策(特定母樹)に適切に対応し、国の施策に対する貢献度が高いと評価されていることから「A」評定とした。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

<今後の課題>

	<その他事項>
--	---------

4. その他参考情報
(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(4)-I	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究 I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究論文数		55	44	57	50	41	予算額(千円) (うち科研費)	396,203	287,404	215,556	137,021	206,664 (22,820)	
口頭発表数		127	125	109	83	81	決算額(千円) (うち科研費)					202,485 (20,340)	
公刊図書数		17	11	14	14	17	経常費用(千円)						
その他発表数		63	60	74	48	67	経常利益(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 I1	B	B	A	B	A		行政サービス実施コスト(千円)						
研究課題群ごとの外部評価 I2	A	A	A	B	B		従事人員数	47.6	43.3	41.2	40.2	40.3	
研究課題群ごとの外部評価 I3	A	A	A	B	B								
研究課題群ごとの外部評価 I4	B	B	B	B	B								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>林業の再生や森林の有する多面的機能の持続的な発揮には、林木の優良種苗の早期確保が必要であり、長期間を要する育種の次世代化の促進と多様な新品種の開発が求められている。また、森林の生産性向上、森林資源の有効利用、新需要の創出及び林木育種の高度化に向けて、森林遺伝資源の収集と保存技術、ゲノム情報等の活用や遺伝子組換え技術等生物機能の活用が求められている。</p> <p>このため、高速育種等による林木の新品種の開発及び森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発を行う。</p>
中長期計画	<p>森林資源の有効利用、新需要の創出及び林木育種の高度化のため、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発、ゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発、樹木及びきのこ等微生物の生物機能の解明と利用技術の開発並びにバイオテクノロジーの育種への利用技術の開発を行う。</p>
年度計画	<p>効果的な遺伝資源の保存のため、マツ材線虫病の拡大で消滅が懸念されるアカマツ天然林の林分構造の変化と遺伝的多様性に及ぼす影響を解明し、生息域内保存の遺伝資源の適切な管理方策を提示する。</p> <p>30年生アカマツ相互移植試験地を用いて、生存と成長及び形質に与える効果を解析し、アカマツの環境適応性を明らかにする。また、短い DNA 配列情報で分類群の同定を行う DNA バーコードを用いて、日本産樹木はまだ約 77%の種でしか種同定ができない。そこで、新たなバーコード領域を開発して種同定の精度を高め、さく葉標本など多様なサンプルから抽出した DNA からバーコード配列を解読する手法を開発して汎用性を高めることで、DNA バーコードシステムの充実を図る。</p> <p>高ストレス耐性を付与した組換え樹木の開発に向け、GolS 過剰発現ポプラについて、水分生理的な視点から耐塩性の評価を行う。また、樹木の生物機能の解明と利用技術の開発のためオオシマザクラのシュート再生系の開発を行う。菌根性食用きのこの人工栽培化に向け、アカマツの菌根菌を広葉樹に感染させる技術を開発する。</p> <p>機能性成分のアルカロイド類を効率的に生産するため、機能性樹木であるカギカズラの根の液体培養条件を解明する。</p>
主な評価軸(評価の視点)、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>実施結果(27年度実績)</p> <p>11「林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発」</p> <p>アカマツ遺伝資源保存林の林分構造と遺伝的多様性の 15 年間の変化を明らかにした。阿武隈高地のアカマツ遺伝資源保存林は、2006 年以降、マツ材線虫病による枯損が顕著になっていたが、毎木調査の結果から、幹数で 67%、胸高断面積合計で 79%に減少していたことに加え、遺伝分析の結果から、遺伝的多様性指標</p>

の1つである対立遺伝子数が98%に減少し、その変化が加速しつつあることがわかった。このため、今後の管理方針として、①遺伝資源の減少を防ぐために早急なマツ材線虫病防除、②現時点のアカマツ遺伝資源の多様性を確保するために種子採取・保存、の必要性が明らかとなった。この成果は、遺伝資源の収集計画策定に活用するとともに、森林管理局の保護林管理委員会等を通じて、今後の管理方針を提言していく。なお、マツ材線虫病は全国に広がっていることから、本成果は他のマツ遺伝資源保存林にも広く適用が可能である。

この他、茨城県日立市林木育種センター内に植栽されるコウヨウザンの成長を調査した結果、平均樹高17.0m、平均胸高直径25.3cm、林分材積423 m³/haで、同地のスギ収穫予想表に照らしてスギの2～3倍の成長量があることが明らかになった。一方、さし木の発根性・枝性など形態に個体間差が大きく、さし木発根性の良い個体の選抜や採穂台木の仕立て方の検討が必要ながわかった。本成果は、成長材質に優れた新たな造林樹種の開発に役立つ。

樹木種子の凍結保存技術の開発に必要な種子の乾燥耐性について、同じブナ科でも樹種間差が大きいことを明らかにした。ブナ科種子の含水率と生死との関係を解析した結果、乾燥耐性に顕著な樹種間差が認められ、これまで凍結保存できないと考えられてきた樹種の中に、クリなど凍結保存できる可能性がある樹種があることがわかった。種子を長期保存できる樹種の増加は、遺伝資源保存のみならず、種苗の安定供給にも寄与する成果である。

I2「ゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発」

30年生アカマツ相互移植を通じて、環境が地域集団のもつ遺伝的資質に与える影響を評価し、南から北への移植が成長・生存率などに悪影響をもたらすことを明らかにした。岩手県(北)と広島県(南)にそれぞれ相互移植試験を行った結果、北の種子を北に植栽した場合の生存率90%が最も高く、南の種子を北に植栽した場合の生存率が67%と最も低かった。胸高断面積合計も南の種子を北に植栽した場合は平均より33%低かった。このことは南から北へ育種区を超えて種苗移動した場合に悪影響を及ぼすことを示し、現在の育種区の区分が妥当なことを示している。この成果は育種区分の妥当性の検証に貢献する。

短いDNA配列情報で分類群の同定を行うDNAバーコードシステムの開発を進展させた。昨年度まで、葉緑体ゲノム上の3遺伝子の塩基配列に基づき日本産樹種の識別を行ってきたが、77%の識別率にとどまっていた。そこで、核のITS領域(注1)を加えることで、これまで難しかった属内の種の区別が可能になった。葉緑体遺伝子のうち、matK遺伝子のPCR反応がうまくいかなかったアスナロ属、コウヤマキ属など43分類群について、PCR反応(注2)を行う際に用いるプライマー(注3)のデザインを変えることで増幅が可能となった。これらの結果、利用できる遺伝子情報を増やすことができる。また、さく葉標本など採取後長時間経過しDNA抽出が難しい試料について、セルラーゼとペクチナーゼ(注4)の組合せによる酵素処理を利用した抽出方法を確立し、DNAバーコード解析に利用可能なDNA試料を提供できるようになった。このように、識別率を向上させるとともに広範な材料にも利用できるようになったことから、DNAバーコードシステムは木材など林産物の樹種鑑定への適用が可能となった。

I3「樹木及びきのこ等微生物の生物機能の解明と利用技術の開発」

ガラクチノール合成酵素(GolS)遺伝子(注5)を過剰発現する組換えポプラが、気孔の開閉度を調節することで、耐塩性・耐乾性を獲得していることを世界で初めて発見した。高塩分栽培条件下で、GolSを遺伝子組換え技術により導入し過剰発現させた組換えポプラと非組換えポプラの浸透圧および気孔コンダクタンス(注6)を測定したところ、これまで予想されていた葉の浸透圧の差異は観察されず、気孔コンダクタンスが組換えポプラで減少していた。このことから、GolSにより過剰生産されたガラクチノールが気孔の開度を小さくすることで蒸散を防ぎ、耐塩性・耐乾性を獲得していると考えられた。さらに、ポプラのGolS遺伝子のプロモーター(注7)の完全長単離に成功した。ポプラゲノムより、GolSに隣接する非翻訳領域3400bp(塩基対)を単離し、形質転換用ベクターを用いた組み換え実験によって、プロモーターとして機能することを示した。このように耐塩性・耐乾性を付加するGolSの作用メカニズムの解析及びプロモーター単離の成果は、高度に耐塩性を発揮する樹木の作出に寄与する。

オオシマザクラの生葉からのシュート再生系を世界で初めて開発した。植物ホルモンの種類・組合せ・濃度、及び培養中の光・温度条件を検討するとともに、植物材料の調製方法を工夫して最適培養条件を明らかにし、試験体の40%から再生シュートを得ることができた。本成果は、オオシマザクラ以外のサクラにも応用でき、サクラの商業的多量増殖につながる。

アカマツの菌根菌を広葉樹に感染させる技術を開発した。アカマツの菌根菌とアカマツはこれまで特異的に共生関係を結んでいると考えられてきたが、アカマツの菌根菌であるヌメリグチをオオシマザクラに接種したところ、根内部まで菌糸が侵入し共生器官を作っていることが観察された。根表面を菌糸が覆い、菌も植物も良好に成長することが明らかになった。このように、アカマツの菌根菌でも広葉樹に感染させる技術が開発できた。この成果は、共生のメカニズムの解明や栽培管理しやすい宿主となる樹種の開発などを通じて、菌根性食用きのこの人工栽培化につながる。

I4「バイオテクノロジーの育種への利用技術の開発」

薬用系機能性樹木であるカギカズラの根の最適な液体培養条件を解明した。カギカズラに含まれる薬効成分であるアルカロイド類の組織培養による生産の可能性を探るため、液体培地での根の培養条件を検討した。培地に添加する植物ホルモンの一種であるIBAの濃度が根の増殖に影響することを見だし、最良条件(0.2mg/l)で5週間培養した場合、約45倍に増殖することを明らかにした。カギカズラの根は液体培養によって効率よく増殖できることから、培養による有用成分の生産方法の開発につながる。

更に追加的成果として、遺伝子組換え雄性不稔(ふねん)スギの隔離ほ場での栽培試験において、遺伝子組換えスギの成長量は、非遺伝子組換えのスギと同等で、無花粉性が維持されていることを明らかにした。この試験に用いた遺伝子組換えスギは、遺伝情報を伝えるRNAを分解する酵素遺伝子を導入し雄花で働かせたものであり、文部科学大臣と環境大臣の承認のもと平成27年度より野外ほ場試験を実施している。この研究開発によって、今後の新たな樹木の開発に重要な情報が得られた。

この他、イネにおいて木質生産を制御している転写因子の遺伝子をポプラに導入することによって、成長に悪影響を起こすことなく木質生産性を約4割高め、更に木

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

			<p>質の強度も約 6 割向上させることに成功した。 これらの研究成果は、各種の講演会やプレス発表を通じて発信し、普及に努めた。</p> <p>(注 1)ITS 領域: inter-transcriptive sequence, 核ゲノム上にあるリボソーム遺伝子の間の機能をもたない DNA 配列 (注 2)PCR: polymerase chain reaction, 熱耐性 DNA 合成酵素を用いて実験的に DNA を数百万倍以上にコピーを増幅させる反応 (注 3)プライマー: PCR 反応で増幅させたい部分の両端に位置し、増幅の開始点とするために用いられる 20 塩基程度の短い DNA (注 4)セルラーゼとペクチナーゼ: 細胞壁の溶かす酵素 (注 5)ガラクトノース合成酵素: 糖の 1 種ガラクトキノールの合成にかかわる酵素で、ストレスにさらされるとガラクトキノールの量が増加することが知られる。 (注 6)気孔コンダクタンス: 気孔を通じて大気が拡散する程度を表す指標 (注 7)プロモーター: 遺伝子の発現を制御する DNA の領域</p>
自己評価	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">B</p>		<p>遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発については、年度計画で予定されたアカマツ天然林の 15 年間の変化を解析し、アカマツの生息域内遺伝資源保全の管理方策を提示した。加えて、成長材質に優れた新たな造林樹種の開発に向け、早生樹種としての利用が期待されるコウヨウザンの成長特性や無性繁殖特性を解明した。さらに、樹木種子の凍結保存技術の開発に必要な種子の乾燥耐性についてブナ科樹種の樹種間差を明らかにした。</p> <p>ゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発については、年度計画で予定されたアカマツの相互移植試験により種苗移動の影響の大きさに方向性があることを明らかにした。また、プライマーの改良、標的遺伝子配列の追加、DNA 抽出法の改良により DNA バーコードシステムの充実を図った。</p> <p>樹木及びきのこ等微生物の生物機能の解明と利用技術の開発については、年度計画で予定された遺伝子組換えによる <i>GolS</i> 過剰発現ポプラの水分生理特性の解明し、気孔コンダクタンスを減少させることで耐塩・耐乾性を獲得していることを明らかにした。オオシマザクラの組織培養条件を検討し多量増殖技術の開発に成功した。また、アカマツ菌根菌の広葉樹への人工感染技術の開発に成功し、広葉樹の根と菌根菌の生態を明らかにした。</p> <p>バイオテクノロジーの育種への利用技術の開発については、当初計画どおり薬用樹木カギカズラの根を効率よく増殖できる液体培養条件を解明した。加えて、イネの遺伝子を用いて木質の生産性と強度に優れた遺伝子組換えポプラの作出に成功した。</p> <p>以上のことから、年度計画に対して順調に成果が得られており、追加的な成果もあげられたことから、「B」評定とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評定</p>		<p><評定に至った理由> <今後の課題></p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(5)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
水文モニタリング箇所数		5	5	5	5	5	予算額(千円)							
積雪断面観測数		13	14	13	13	9	決算額(千円)							
十日町試験地 Web アクセス数		19,908	23,390	17,882	23,128	15,288	経常費用(千円)							
水質モニタリング入力				2005～2008			経常利益(千円)							
森林成長データ収集(試験地数)		9	9	9	8	6	行政サービス実施コスト(千円)							
木材標本採取数		315	298	327	380	272	従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林・林業・木材産業に関する研究等の基盤となる情報の収集・整備・活用を推進する。
中長期計画	研究の基盤となる情報を収集するため、全国に配置された収獲試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施するとともに、木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト(ホームページ)等を用いてデータベースとして公開する。
年度計画	研究開発を支える基盤データ及び情報を収集するため、各地の収獲試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文及び水質や積雪等のモニタリング、木本植物標本の収集を継続する。 また、収集された各種標本やデータ等は適切に分析・保管するとともに、データベースとして整備・公開する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>収獲試験地等におけるモニタリング事業等を6件行った。それらの内訳は以下のとおりである。</p> <p>①森林水文モニタリング 定山溪(北海道札幌市)、釜淵(山形県最上郡真室川町)、宝川(群馬県利根郡みなかみ町)、竜ノ口山(岡山県岡山市)、去川(宮崎県宮崎市)の各森林理水試験地で、降水量と流出量のモニタリングを継続して行った。堰堤(えんてい)内の堆積(たいせき)土砂を除去し、流出土砂量の測定を行った。森林理水試験地データベース(FWDB)の利用申請者に対して、利用規約に沿ってデータを提供した。さらに、FWDBの英語版を作成し、ホームページに公表した。</p> <p>②多雪地帯積雪観測 森林総合研究所十日町試験地の月ごとの気象観測データを気象月表としてホームページに公表するとともに、冬期間は毎朝、降雪深、積雪深、積雪水量、並びに積雪に関係する気象要素を観測し、結果をホームページに公表した。積雪期間中は、融雪・雪崩等予測のため約10日ごとに計9回の積雪断面観測を実施し、その結果を整理してホームページに公表した。外部からの要請には、未公表データについても可能なものについては応えた。</p> <p>③森林の成長・動態に関する長期モニタリング 小川試験地、綾試験地、カヌマ沢試験地、市ノ俣試験地の4箇所のコア試験地で、1haないし1.2haの連年調査プロット内の毎木調査と25個のリタートラップの設置と回収、分別・秤量(ひょうりょう)を行った。また20個のビットフォールトラップの設置と回収を行った。財団法人自然環境研究センターの受託事業のため、サンプルの乾燥、分別処理、重量測定、データ入力を行い、データを自然環境研究センターに送付した。また、青森県の冷水沢試験地、秋田県の佐渡スギ試験地においても計画通りに毎木調査を行い、苗場山ブナ天然更新試験地では2018年に予定されている調査に向けてプロットの位置を確認した。</p>

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

	<p>④降雨渓流水質モニタリング 定山溪(北海道札幌市)、釜淵(山形県最上郡真室川町)、桂(茨城県東茨城郡城里町)、御嶽(長野県木曾郡木曾福島町)、山城(京都府木津川市)、鷹取(高知県高岡郡梶原町)及び鹿北(熊本県山鹿市)の7試験地で、林外雨・渓流水の試料を定期的に採取し、水質分析(pH・EC・各種溶存成分)を行った。鹿北試験地を除き、降水量及び降雨と渓流水の水質はこれまでの観測の変動範囲に収まっていた。鹿北試験地では2014年に比べ夏季の豪雨が多く、この期間の渓流水のEC、pH値は、共に2014年より小さい傾向であった。</p> <p>⑤収穫試験地における森林成長データの収集 北海道地域3試験地(長万部トドマツ、秋田カラマツ、仙美里カラマツ)、東北地域1試験地(土倉沢カラマツ)、四国地域1試験地(下る川山ヒノキ)、九州地域1試験地(仁川1号ヒノキ)の合計6試験地で立木の定期調査を実施した。これらのデータは、各支所年報等で公表した。</p> <p>⑥木材標本の生産と配布及びデータベース化 兵庫森林管理署管内及び嶺北森林管理署管内において標本採集を行った。採集標本の採取時点の画像とさく葉標本、木材標本の画像情報を日本産木材データベースで公開した。DNA解析用葉標本はDNAバーコード作成のために東北大学に提供した。材鑑、さく葉標本の作成数は2地点合計で272個体であり、さらに、外部からの要請に対応して材鑑、さく葉等を配布した。</p>		
自己評価	<p>評定</p>	<p>B</p>	<p>北海道から九州地域における6試験地において、カラマツ、トドマツ、スギ及びヒノキ等の成長及び動態に関するモニタリング調査を実施し、当初の目標どおり、森林の成長データを収集した。また、森林理水試験地施設等において、水文、水質及び積雪等に関するモニタリングを実施して、観測データを収集・解析し、降水量及び流出量を公表するとともに、データベース化を図った。さらに、木材標本の生産及びデータベース化では、合計272点の標本を採取し、データベースで公表した。以上のように、森林の成長・動態調査、水文・積雪・水質観測及び標本のデータベースについて、データ収集と更新並びに公開等を年度計画どおり着実に進めたことを評価して、「B」評定とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評定</p>		<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(6)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究開発の推進 (6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
①主な参考指標情報	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	林木遺伝資源探索・収集	1,296	1,293	1,386	1,363	1,307
	内訳 育種素材として利用価値の高いもの絶滅に瀕している種等 その他森林を構成する多様な樹種	1,075	1,070	1,117	1,162	1,078
		185	185	247	184	214
	きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集・保存数(累積数)・特性評価株数	36	38	22	17	15
	種苗配布本数	収集:102 保存:304 評価:0	収集:100 保存:404 評価:32	収集:100 保存:504 評価:22	収集:103 保存:607 評価:11	収集:100 保存:707 評価:52
	系統数	10,925	11,718	10,131	11,962	12,627
	配布都道府県数	564	541	729	774	869
	充足率(%)	31	31	33	35	35
	標本作成・標本配布数	100	100	100	100	100
		作成:315 配布:2,839	作成:298 配布:2,954	作成:1,104 配布:2,683	作成:482 配布:3,017	作成:577 配布:2,946

②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額(千円)					
決算額(千円)					
経常利益(千円)					
行政サービス実施コスト(千円)					
従事人員数					

(注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>貴重な遺伝資源の滅失を防ぐとともに、林木の新品種の開発やバイオテクノロジー等先端技術の開発に用いるため、林木及びキノコ類等の遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価等を行う。</p> <p>また、要請に応じて木材・植物の標本を生産し、配布するとともに、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に向けた、森林の適正な整備を推進するための優良種苗の確保として、開発した新品種を都道府県等に配布する。</p>
中長期計画	<p>ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、育種素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね 6,000 点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、特性評価を行うとともに、配布に活用する。</p> <p>イ きのこと類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 きのこ類等の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね 500 点を探索・収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行うとともに、配布に活用する。</p> <p>ウ 種苗等の生産及び配布 都道府県等による第2世代精英樹採種(穂)園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。</p>

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

	<p>新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。 このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。</p>	
年度計画	<p>ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、スギ等の育種素材として利用価値の高いもの、クロビイタヤ等の絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね1,200点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。</p> <p>イ きのご類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 きのご類等微生物の遺伝資源について、概ね100点を探索・収集し、増殖・保存及び配布を行う。</p> <p>ウ 種苗等の生産及び配布 都道府県等による第2世代精英樹採種(穂)園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。 また、特定母樹及び新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。</p>	
主な評価軸(評価の視点)、指標等	-	
法人の業務実績等・自己評価	<p>業務実績</p> <p>ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 育種素材として利用価値の高いスギ、ヒノキ、カラマツ、コウヨウザン等1,078点、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているクロビイタヤ、トガサワラ、シコクシラベ、キタゴヨウ、キヨスミツバツツジ等214点、その他森林を構成する樹種であるハナイカダ、カマツカ等15点、計1,307点を探索・収集した。 さし木、つぎ木又は播種により増殖し、養苗してきた成体(苗木)675点を保存園等に植栽し保存した。また、探索・収集した種子、花粉693点を適切に温度管理できる貯蔵施設に集中保存した。 さらに、遺伝資源保存園等に保存している、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、テリハボク等の多様な樹種を対象として、成体4,925点、種子1,099点、花粉80点、計6,104点について特性調査を実施し、成長形質、さし木発根率、種子発芽率等の特性を評価した。 林木遺伝資源の配布については、配布希望に対して利用目的を確認した上で、29件223点の配布を実施した。 各地の天然記念物や巨樹・名木等の収集・保存と併せて、所有者等の要請により後継樹を増殖するサービス「林木遺伝子銀行110番」を実施した。平成27年度の実績は13件受諾、18件の里帰りを行った。</p> <p>イ きのご類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 樹木病原菌、野生きのご、食用きのご、昆虫病原菌、及び菌根菌の森林微生物遺伝資源(菌株)合計100点を収集し、森林総合研究所森林微生物研究領域菌株保存室に保存するとともに利用に供した。このうち南根腐病菌37株については一部遺伝子の塩基配列決定を、1細菌については一部遺伝子の塩基配列決定および病原性を、シイタケについて同8株について一部遺伝子の塩基配列決定および成長温度特性などの特性評価試験を行った。なお、平成26年度に収集した菌株については、ホームページ上にある微生物遺伝資源データベースに公開した。また、これまでに収集した菌株についてはデータベース上で公開し、配布業務を実施しており、平成27年度は1件の希望に対して利用目的を確認した上で配布を行った。</p> <p>ウ 種苗等の生産及び配布 第2世代精英樹の選抜情報をホームページ等で公表するとともに、都道府県から個別に特性情報を求められた場合、その都度対応を行った。また、都道府県が参加する会議において第2世代精英樹が掲載された開発品種パンフレットを配布し、様々な機会での情報提供を行った。 また、種苗の生産及び配布については、計画的な種苗の生産を行い、35都道府県から869系統、12,627本の苗木や穂木の配布要望があり、配布時期、内容とも全て充足率100%と、要望どおりに配布した。そのうち、特定母樹(平成27年度に大臣指定されたもののうち67%が第2世代精英樹で、林木育種センターが開発)は、12道県等に2,951本配布した。 外部からの要請に対応し、材鑑、さく葉、マツノザイセンチュウ等の標本を2,946点(平成26年度:3,017点)配布した。主な配布先は、大学、公立博物館、公立試験場、民間企業等である。</p>	
自己評価	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>林木遺伝資源の探索・収集の目標数概ね1,200点に対して1,307点を収集したこと、これまでに収集した林木遺伝資源を含め増殖・保存の作業を順調に進めたこと、きのご類等の遺伝資源の収集・保存及び特性評価を着実に進めたこと、都道府県への第2世代精英樹を含む特定母樹の特性資料等の提供とともに、計画的な種苗の生産を行い、道府県等の要望どおりに配布したことなどから「B」と評定した。</p>

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

主務大臣による評価	評定	
	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p> <p>•</p>	

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (1) 被保険者の利便性の確保		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林・林業基本法 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常収益(千円)				
									行政サービス実施コスト(千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。		
中長期計画	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。		
年度計画	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。		
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、新たに設置した森林保険センターに「保険引受課」「保険審査課」を設けるとともに、専門性の向上等のため損害保険会社や森林組合系統からの出向者を採用するなど必要な人材を配置した。また、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター森林保険業務の委託に関する規程」(平成27年4月1日付)を制定し、当規程に則して引受等の業務に必要な委託契約を森林国営保険事業の事務を行ってきた森林組合系統等と締結することにより全国に森林保険の申込等の窓口を確保するなど、業務実施体制を整備した。 さらに、都道府県森林組合連合会を対象とした「森林保険推進戦略ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、森林所有者の利便性の向上に向けた課題を把握するとともに、委託先に出向き委託事務に関する指導等を行った。		
自己評価	評定 <自己評価> 森林総合研究所として、森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について被保険者の利便性を低下させない業務実施体制を整備し、円滑に事務を執行したことから「B」とした。 <課題と対応> 被保険者の利便性の向上につながる取り組みの継続的な実施が必要である。	B	
主務大臣による評価	評定 <評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)		

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

<その他事項> (審議会の意見を記載するなど)

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (2) 加入促進		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林・林業基本法 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常収益(千円)				
									行政サービス実施コスト(千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林保険の加入促進を図る。
中長期計画	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。
年度計画	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 関係諸機関と連携し、森林保険についての森林所有者の理解を深め、利用が広がるように全国の自治体や森林組合系統等にポスター(約1万枚)、チラシ(約10万枚)、パンフレット(約10万枚)を配布・設置した。さらに林業関係団体が発行する機関誌への記事の掲載、森林保険の最新情報を発信するためホームページの逐次更新や広報誌の発行等広報活動を行い制度の普及を図った。 都道府県森林組合連合会を対象とした森林保険推進戦略ブロック会議等を通じ、森林所有者の利便性の向上に向けた課題等を把握するとともに加入促進に必要な取組を重点的取組として整理し、これに沿って活動を行った。更に迅速な保険金の支払いを行うため、損害調査を担う有資格者を増員することを狙いとして、業務講習会を全国9カ所で開催したほか、森林保険業務経験の少ない森林組合系統職員を対象とした初任者講習会を開催するなど、業務委託先の事務担当職員の能力向上を図った。加えて、森林保険センターの幹部が都道府県森林組合連合会や都道府県に推進活動の協力要請を行い、また林業関係団体・森林を所有している民間企業の会合の場に積極的に出向き説明を行うなど、森林保険の加入促進を図った。
自己評価	評価 B <自己評価> 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけ等、森林保険の加入促進を図る取り組みを行ったことから「B」とした。 <課題と対応> 効率的かつ効果的な加入促進の取組の継続的な実施を行うため組織・体制の見直しが必要である。
主務大臣による評価	評価 <評価に至った理由>

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

	(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)
--	---

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化
関連する政策・施策	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など) 森林・林業基本法 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
								予算額(千円)	
								決算額(千円)	
								経常費用(千円)	
								経常収益(千円)	
								行政サービス実施コスト(千円)	
								従事人員数	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。
中長期計画	ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。
年度計画	ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。
主な評価指標	<主な定量的指標>

	<p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p>		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設け、森林保険業務の適正な運営を確保する体制を整備。</p> <p>イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」(平成 27 年4月1日付け)を制定するとともに、3名の外部有識者を含む委員会を設置し、委員会を2回(6月及び 12 月)開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況等について専門的な知見から点検を実施した。</p> <p>ウ 「金融業務」を行う組織としてのガバナンスの強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定・実施し、職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。</p> <p>また、職員の自己啓発に対する意識の向上を図り、業務に有効な各種資格の取得を推進するため「森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」(平成27年4月1日付け)を制定した。</p> <p>エ 情報公開制度に基づき、森林保険センター内に情報公開窓口を開設した。また、森林保険センターのホームページを開設し、森林保険の概要や業務に関する諸規程等を掲載した。また、財務状況等の法定公開情報についても適宜掲載することとしている。</p>		
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><自己評価></p> <p>ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設けた。</p> <p>イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため内部規程を制定し、3名の外部有識者を含む委員会において、リスク管理状況等を専門的に点検した。</p> <p>ウ 職員研修計画の実行や資格取得の支援策により職員の能力向上を推進した。</p> <p>エ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めた。また、森林保険勘定の財務状況等の法定公開情報についても適宜ホームページに掲載することとしている。</p> <p>これらのことから、「B」とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後も引き続き、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化に努める必要がある。</p> <p>また、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、情報公開の充実を図っていく必要がある。</p>	評定	B
評定	B		
主務大臣による評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <p><今後の課題></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(審議会の意見を記載するなど)</p>	評定	
評定			
4. その他参考情報			
(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(4)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (4) 研究開発との連携		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	森林・林業基本法 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常収益(千円)				
									行政サービス実施コスト(千円)				
									従事人員数				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	研究開発との連携を図り森林保険業務の高度化等の取組を推進する。		
中長期計画	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。		
年度計画	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。		
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門と連携し、森林の気象災害等に関する専門的知識を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、5年間の「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」の実施基本計画を作成した。さらに、この取組を進めるに当たって共同で実施する事業について、研究者からリスク評価や調査手法に係るアドバイス等を得たほか、今後更に取組を進めるにあたり、どのような連携・協力が可能か検討を行った。		
自己評価	評定	B	<評定と根拠> 5年間の研究実施基本計画を策定したほか、専門的知識を活用した更なる森林保険業務の高度化に向けた連携の基盤を作ったことから、「B」とした。 <課題と対応> 今後も研究部門や専門的知識を保険業務に活用する具体的な方法を検討する必要があるため、研究部門との連携の継続が必要である。
主務大臣による評価	評定		<評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題>

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

	(実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)
--	--

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

		<p>< 評価と根拠 > 平成27年度の新規契約は、全て重要流域等において締結(225件、3,314ha)しており、事業の重点化の実施について、計画の内容を達成したことから「B」 評価とした。 < 課題と対応 > 引き続き、事業の重点化を図る必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p>	<p>< 評価に至った理由 > (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載) < 今後の課題 > (実績に対する課題及び改善方策など) < その他事項 > (審議会の意見を記載するなど)</p>
4. その他参考情報		
(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)		

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

丸太組工法での間伐材等使用量(m ³)		18,924	30,203	28,996	34,193	15,660	7,854						
技術検討会の開催(回)(計画値)	毎年24以上		24	24	24	24	24						
技術検討会の開催(回)(実績値)		29	24	24	24	24	24						
達成率			100%	100%	100%	100%	100%						
研究部門と連携した取組を行った整備局数		6	6	6	6	6	6						
森林整備推進協定数(件)		30	41	50	54	62	65						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	<p>(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。 また、既契約分については、長伐期等に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p> <p>(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果(事業の継続、変更又は中止)については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。</p> <p>(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p> <p>(エ) 研究開発との連携を図りつつ森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する。</p>
中長期計画	<p>a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p> <p>① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。</p> <p>② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。</p> <p>② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。</p> <p>③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。</p>
年度計画	<p>a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p>

	<p>① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。</p> <p>② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。</p> <p>② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。</p> <p>③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。</p>
<p>主な評価指標</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>a 公益的機能の高度発揮：新規契約件数及び面積のうち、長伐期等の施業に限定した割合（施業方法の限定化率）、長伐期施業等への契約変更件数及び面積</p> <p>b 期中評価の反映：新植・保育等施業件数のうち、期中評価結果を踏まえたチェックシートを活用した割合（チェックシート活用率）</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進：搬出間伐・列状間伐実施面積、丸太組路線数・ふとんかご工路線数、丸太組工法での間伐材等使用量</p> <p>d 森林整備技術の高度化：技術検討会の開催回数、研究開発部門と連携した取組を行った整備局数、森林整備推進協定数</p> <p><評価の視点></p> <p>a 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約とするものか、既契約地については、長伐期施業等への契約変更を推進するものか</p> <p>b 期中評価結果を確実に反映させるものか</p> <p>c 搬出間伐及び路網整備について、木材利用を推進するものか</p> <p>d 森林整備の高度化が着実に進展しているか</p> <p>※ 契約変更件数については、契約相手方の意向により、また、搬出間伐等については、林分状況や地形・地質状況などの個別条件によって適用の可否が判断されることから、「2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」においては、実績値のみを掲上。</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>a 公益的機能の高度発揮</p> <p>(1) 平成27年度の新規契約は、225件、3,314haの全てについて、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結した。</p> <p>(2) 既契約分については、より公益的機能の高度発揮を図る観点から、契約相手方の理解を得つつ、契約地の現況等を踏まえた長伐期化、複層林化を推進した。具体的には契約期間の延長等の契約変更手続について契約相手方に丁寧に説明し、同意が得られた箇所から変更契約を締結した。 その結果、平成27年度に632件、23,241haについて契約の変更を行った。</p> <p>b 期中評価の反映</p> <p>水源林造成事業の実施に当たっては、期中評価の指摘事項等を確実に早期に事業に反映させるため、これまでの期中評価の指摘事項を反映させたチェックシートに基づき、造林者が提出した全ての新植・保育等の施業の実実施計画書について、その内容が指摘事項に対応しているかを審査することにより、期中評価結果を事業に反映させた（4,703件、チェックシート活用率100%）。 下刈については、全国約2千件の事業対象箇所について個々に審査した結果、対象面積約1万7千haから、造林木の生長や下刈対象物の状況により下刈の必要性がない箇所等の約6千haを除いた約1万1千haについて事業を実施することとし、コスト縮減に活用した。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p> <p>(1) 搬出間伐の実施に当たっては、一定の搬出量を確保することを定めた内部規程に基づき、4,489haを実施した。 また、このうち、保安林の指定施業要件の間伐率の変更や契約相手方の同意等の条件が整った箇所949haについては列状間伐を実施した。</p> <p>(2) 路網の整備に当たっては、丈夫で簡易な路網を推進するため、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法（124路線）のほか、局所的な急傾斜地や谷渡りの箇所等においては、ふとんかご工を施工（13路線）するなどにより、丈夫で簡易な路網の整備に努めた。 なお、丸太組工法の施工に当たっては間伐材の活用に努め、その結果、約8千㎡の間伐材を活用した。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>森林整備技術の高度化を推進するため、①森林施業のコスト削減、②列状間伐、③複層林施業、④丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会を整備局毎にそれぞれ1回開催した。これに当たっては、造林者をはじめ、国有林、県、市町村の職員など地域の林業関係者の参加を得て実施した。</p> <p>① 森林施業のコスト削減についての検討会（延べ参加者362名）</p>

	<p>エリートツリー植栽によるコスト縮減等について検討を行った。</p> <p>② 列状間伐についての検討会(延べ参加者342名) 列状間伐における列の設定方法等について検討を行った。</p> <p>③ 複層林施業についての検討会(延べ参加者479名) 複層林誘導伐における伐区設定等について検討を行った。</p> <p>④ 丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会(延べ参加者406名) 丈夫で簡易な路網の構築に向けた路線選定や軟弱土壌における丸太組工法の施工方法等について検討を行った。</p> <p>(2) 研究開発との連携 全ての整備局において、森林総研本所・支所、各地域育種場等の研究者から指導、助言を得ながら、コンテナ苗やエリートツリーを植栽した契約箇所について、活着、生長量、工程等の調査や、共同試験地の造成に向けて検討を行った。また、関東整備局、中部整備局、近畿北陸整備局、中国四国整備局、九州整備局においては、森林総研本所・支所、各地域育種場等の研究者を招き、シカ被害の防除について意見交換等を行い、水源林造成事業に活用できる知見を共有した。 さらに、森林整備センター本部においては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進めるための連携を推進することを目的として、森林総合研究所内の研究、林木育種運営に関する情報交換会を4回開催し、「軽量レーザー計測装置を用いた効率的な森林調査手法」や「新技術を活用した森林調査、管理手法」などについて、今後の水源林造成事業に活用できる知見を共有した。</p> <p>(3) 周辺森林との一体的な路網整備や間伐等の推進 平成27年度は、1整備局、2水源林整備事務所において、地方公共団体、国有林、森林組合等と連携して、3件の森林整備推進協定を締結した(累計:65件、約18万ha(うち森林整備センター造林地約2万5千ha))。 また、既協定箇所については、協定に基づき、地域と連携した森林整備(作業道、搬出間伐等)を推進するとともに、国有林と連携した安定供給システム販売の実施(約1千㎡)について取り組んだ。</p>		
自己評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">評価</td> <td style="width:70%; text-align: center;">B</td> </tr> </table> <p><評価と根拠></p> <p>a 公益的機能の高度発揮 平成27年度の全ての新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約の締結を行った。 既契約分について、長伐期、複層林化を推進するとともに、施業方法の見直しに取り組み、順次、契約相手方の理解を得られた箇所について契約変更手続きを進め、変更契約を締結した。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価の指摘事項等を反映させたチェックシートを全ての新植・保育等の施業に活用することにより、適切な事業の実施及び事業実施コストの縮減に努めた。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進 間伐については、内部規程に基づき搬出間伐を実施し、条件が整った箇所については列状間伐を実施した。 路網の整備については、現場の状況に応じ丸太組工法やふとんかご工等の工法を柔軟に選択かつ適切に整備し、その施工に当たっては積極的に間伐材を活用した。</p> <p>d 森林整備技術の高度化 各整備局において、計画に基づき、森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした検討会を開催しており、それらの技術等を習得し、造林技術の高度化に向けて取り組んだ。 また、事業地をフィールドとして活用し、コンテナ苗の活着、生長量や工程の調査などを実施し、研究開発部門と連携した取組を推進した。 さらに、水源林造成事業の契約地周辺の国有林や民有林と森林整備推進協定等を締結し、相互連携により一体的かつ効率的な路網整備や間伐等を推進した。 以上のとおり、事業の実施手法の高度化のための計画の内容を達成したことから「B」評価とした。</p> <p><課題と対応> 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、引き続き事業の実施手法の高度化を図る必要がある。 なお、これにあたっては、研究開発業務と水源林造成事業との連携を一層推進し、森林整備に係る技術の高度化の相乗効果を確保しつつ行う必要がある。</p>	評価	B
評価	B		
主務大臣による評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">評価</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p>	評価	
評価			

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(1)-ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 ウ 事業内容等の広報推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、 難易度		関連する研究開発評価、政策 評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目 標期間最終 年度地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究発表 数 (件) (計画値)	毎年2以上	2	2	2	2	2	2	2	予算額(千円)	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
研究発表 数(件) (実績値)		5	10	6	5	5	7		決算額(千円)	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			500%	300%	250%	250%	350%		経常費用(千円)	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
									経常収益(千円)	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
									行政サービス実施 コスト(千円)	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
									従事人員数	347	347	347	347	347

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																									
中長期目標 中長期計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分取造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。																								
年度計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成26年度分取造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施するとともに、中間取りまとめ結果を研究発表会等を活用し広報する。																								
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> 研究発表数 <評価の視点> 森林整備技術の普及・啓発に資する取組を推進したか																								
法人の業務実績等・自己評価	<主要な業務実績> 平成27年度の研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する技術研究発表会等において、水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果について7件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。 【平成27年度 研究発表内容】																								
業務実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>時期</th> <th>場所</th> <th>主催</th> <th>発表者</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>27年9月</td> <td>渋谷区</td> <td>治山研究会</td> <td>松江水源林整備事務所職員</td> <td>水源林造成事業における路網整備の取組 ー作業道の排水処理についてー</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>27年10月</td> <td>水戸市</td> <td>関東森林学会</td> <td>森林業務部非常勤職員</td> <td>減水曲線で森林の湧水緩和機能を評価する手法について ー淡路島南部論鶴羽ダム流域を事例にー</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>27年10月</td> <td>盛岡市</td> <td>森林総合研究所 東北支所・東北育種場</td> <td>東北北海道整備局職員</td> <td>クマ剥ぎ被害防除への取組 ー対策とコスト縮減に向けてー</td> </tr> </tbody> </table>	No.	時期	場所	主催	発表者	発表内容	1	27年9月	渋谷区	治山研究会	松江水源林整備事務所職員	水源林造成事業における路網整備の取組 ー作業道の排水処理についてー	2	27年10月	水戸市	関東森林学会	森林業務部非常勤職員	減水曲線で森林の湧水緩和機能を評価する手法について ー淡路島南部論鶴羽ダム流域を事例にー	3	27年10月	盛岡市	森林総合研究所 東北支所・東北育種場	東北北海道整備局職員	クマ剥ぎ被害防除への取組 ー対策とコスト縮減に向けてー
No.	時期	場所	主催	発表者	発表内容																				
1	27年9月	渋谷区	治山研究会	松江水源林整備事務所職員	水源林造成事業における路網整備の取組 ー作業道の排水処理についてー																				
2	27年10月	水戸市	関東森林学会	森林業務部非常勤職員	減水曲線で森林の湧水緩和機能を評価する手法について ー淡路島南部論鶴羽ダム流域を事例にー																				
3	27年10月	盛岡市	森林総合研究所 東北支所・東北育種場	東北北海道整備局職員	クマ剥ぎ被害防除への取組 ー対策とコスト縮減に向けてー																				

4	27年10月	熊本市	・東北北海道整備局 九州森林管理局	佐賀水源林整備事務所職員	シカ剥皮被害に対する造林木巻き付け防除の取組について
5	27年11月	大阪市	近畿中国森林管理局	近畿北陸整備局職員	シカ食害の現状と対策について ー水源林造成事業地における取組事例ー
6	28年2月	長野市	中部森林管理局	富山水源林整備事務所職員	水源林造成事業におけるクマハギ防止対策について
7	28年2月	前橋市	関東森林管理局	甲府水源林整備事務所職員 関東整備局職員	シカ防護柵の破損リスク低減に向けた取組

研究発表した内容については、季刊森林総研、ウェブサイト等に掲載して公開し、普及・啓発に努めた。
また、職員の作業道整備の技術の高度化を始め、地域の林業関係者への作業道整備技術の普及・向上を目的として、丈夫で簡易な作業道整備の考え方や計画及び施工について解説した森林整備センター作成の技術普及用DVD(平成24年度作成)を造林者や施工業者などのほかに、各種シンポジウム等において関係者へ配布(平成24年度40枚、平成25年度64枚、平成26年度20枚、平成27年度11枚)し、路網整備技術の普及・啓発に努めた。

平成27年度の主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成27年度 主な広報活動等】

No.	時 期	広報の方法等	広報内容
1	27年5月	季刊 森林総研 第29号	水に弱く、浸食、崩壊が起こりやすい真砂土地帯の作業道開設について、吸出防止剤等を用いた丸太組工の法面保護の取組を紹介した。
2	27年9月	季刊 森林総研 第30号	水源林造成事業における地域との連携について、五木地域森林整備推進協定の取組を紹介した。
3	27年11月	水源林シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」を開催(群馬県桐生市)	森林整備センターが主催した水源林シンポジウムにおいて、山火事跡地の復旧等をテーマとし、山火事が森林に及ぼす影響や森林の再生の進め方、再発防止対策等について講演等を行った。
4	27年11月	季刊 森林総研 第31号	山梨県南巨摩郡南部町で実施した、シカの侵入リスク低減に向け獣道を残して防護柵を設置する「ブロックディフェンス」について取組を紹介した。
5	28年1月	森林技術 No.886	群馬県桐生市で森林整備センターが主催した水源林シンポジウムについて、講演及び各報告の概要を掲載し、山火事跡地の再生について紹介した。
6	28年3月	山林 No.1582	コンクリート路面工と比較し、低コストが期待される「鉄鋼スラグ」を用いた路面処理について取組を紹介した。
7	28年2月	季刊 森林総研 第32号	水源林造成事業に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布するとともに、ウェブサイト(ホームページ)に掲載し、事業の普及・啓発に努めた。
7	通 年	パンフレットの配布 ウェブサイト(ホームページ)による広報	水源林造成事業に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布するとともに、ウェブサイト(ホームページ)に掲載し、事業の普及・啓発に努めた。

また、水源林造成事業を紹介するパンフレットを利用し、各種シンポジウム来場者や事業関係者に対し、最近の取組や事業の効果等を説明した。
さらに、水源林造成事業の事業実績、効果、近年の取組について、ウェブサイトに掲載・紹介するとともに、林業専門誌関係者等へ説明・紹介するなどし、水源林造成事業の事業内容等の普及・啓発に努めた。

加えて、事業実施の透明性を高めるため、ウェブサイトにて平成26年度の分収造林契約実績を掲載し公開するとともに、整備局別の分収造林契約面積を掲載し公開した。

モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、平成16年度に設定したモデル水源林におけるこれまでの調査を基に、減水曲線で森林の渇水緩和機能を評価する手法について第5回関東森林学会で発表し、ウェブサイト(ホームページ)に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。

自己評価

評定 B

<評定と根拠>

平成27年度においては、造林事業の普及・啓発を図るため、水源林整備事務所における研究等の成果について、森林管理局等が主催する技術研究発表会において全体で7件発表し、その普及・啓発に努めた。

また、事業効果及び効果事例等については、パンフレット、ウェブサイト、広報誌等を活用し、積極的な広報活動に努めた。特に、事業実施の透明性を高めるため、平成26年度の分収造林契約実績を各整備局ごとに整理してウェブサイトにて公開した。

さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林におけるこれまでの調査結果に基づいた発表を第5回関東森林学会で行い、ウェブサイト(ホームページ)に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。

以上のとおり、事業内容等の広報推進について、計画の内容を達成したことから「B」評定とした。

<課題と対応>

引き続き、水源林造成事業における具体的な事例や効果などについての広報を推進する必要がある。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

(業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)

<今後の課題>

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

	(実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)
--	--

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(1)-エ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 エ 事業実施コストの構造改善	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
関連する政策・施策			
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
総合的なコスト改善率	平成24年度の総合的なコスト改善率15%(平成19年度と比較)		13.4%	15.5%	—	—	—		予算額(千円)	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
									決算額(千円)	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
									経常費用(千円)	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
									経常収益(千円)	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
									行政サービス実施コスト(千円)	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
									従事人員数	347	347	347	347	347

※平成25年度以降についても、平成19年度と比較して15%の総合的なコスト改善率を確保 (注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標 中長期計画	水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。 また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。
年度計画 主な評価指標	森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底する。 <主な定量的指標> 総合的なコスト改善率 <その他の指標> <評価の視点> コスト構造改善が確実に行われているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画の目標としている「平成24年度において平成19年度と比較して15%程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成24年度において15.5%の総合的なコスト構造改善となり、目標を達成している。 平成27年度においては、間伐工程の見直しなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底した。
自己評価	評定 B <評定と根拠> 中期計画の達成に加え、平成27年度においては、間伐工程の見直しなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続きチェックシートの活用などによるコスト削減に向けた取組を図る必要がある。
主務大臣による評価	評定 <評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題>

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

	(実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)
--	--

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(2)-ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ア 計画的・的確な事業の実施	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
関連する政策・施策			
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)										
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
特定中山間保全整備事業完了区域数(区域)	25年度中に事業実施中の2区域を完了			1 (南富良野)	1 (邑智西部)				予算額(千円)	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
農用地総合整備事業完了区域数(区域)	24年度中に事業実施中の1区域を完了			1 (美濃東部)				決算額(千円)	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037	
完了後の評価に係る調査実施区域数(区域)	完了後の評価を確実に実施を行う		1 (直入庄内)			1 (泉州東部)	3 (郡山) (安房南部) (阿蘇小国郷)	経常費用(千円)	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016	
完了後の評価の実施区域数(区域)	完了後の評価を確実に実施を行う		2 (大隅中央) (根室東部)	1 (直入庄内)			1 (泉州東部)	経常収益(千円)	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014	
								行政サービス実施コスト(千円)	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,943	135,665	
								従事人員数	90	65	29	19	19	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(ア)実施中の区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施し、やむを得ない理由がない限り、特定中山間保全整備事業については平成25年度中に、農用地総合整備事業については平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 (イ)事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果(事業の継続、変更又は中止)については、確実に事業実施に反映させる。
中長期計画	a 事業の計画的な実施 ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。 ② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。 ③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。 b 期中評価の反映 期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。
年度計画	特定中山間保全整備事業等の完了後の評価に係る業務(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。)を確実に実施する。
主な評価指標	<主な定量的指標> 完了後の評価に係る業務実施区域数 <その他の指標>

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

	<p><評価の視点> 完了後の評価に係る業務が確実に実行されているか</p>	
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	<p><主要な業務実績> 1区域の完了後の評価及び3区域の完了後の評価に係る調査業務を適切に実施した。 完了後の評価業務については、学識経験者や関係機関の意見をとりまとめて8月末に公表を実施した。 完了後の評価に係る調査業務については、事業の効果を把握するため、営農状況ヒアリング、受益者アンケート及び交通量調査等を実施した。</p>	
自己評価	<p>評価</p> <p>B</p>	
	<p><評価と根拠> 完了後の評価に係る業務を確実に実施し、年度計画の目標を達成したことから「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き完了後の評価に係る業務を確実に実行する必要がある。</p>	
主務大臣による評価	<p>評価</p>	
	<p><評価に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評価に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p>	
4. その他参考情報		
(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3-(3)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
林道事業 負担金等 徴収額(百 万円)			5,777	5,689	4,971	4,534	4,017	予算額(千円)	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
特定中山間 保全整備事 業等負担金 等徴収額 (百万円)			13,154	11,201	10,239	10,100	8,200	決算額(千円)	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037
NTT-A 資金貸付金 徴収額 (百万円)			24	5	3	3	3	経常費用(千円)	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016
保全管理業 務林道移管 (区間)			4	5	2 (移管完了)	—	—	経常収益(千円)	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014
								行政サービス実施 コスト(千円)	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,934	135,665
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(4) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務管理及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実にを行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で地方公共団体への移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行い、地方公共団体への移管等を推進する。
中長期計画	ア 債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。 イ 保全管理業務の実施 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。
年度計画	債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> 林道事業負担金等の徴収額、特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額、NTT-A資金貸付金の徴収額 <評価の視点> 債権債務管理が適切に行われているか
法人の業務実績等・自己評価	

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

業務実績	<p><主要な業務実績> 債権債務管理業務等の実施 (1) 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金(以下「林道事業負担金等」という。)は、元利均等半年賦支払(年2回)により徴収している。 この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道県等と連絡を密にし状況の把握に努め、さらに、納付見込額等の資料提供を行うとともに、出向いて説明するなど徴収に対する理解と協力要請を行い、債権の確実な確保に努めた。その結果、林道事業負担金等に係る債権については、計画どおり4,017百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (2) 特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等(以下「特定中山間保全整備事業等負担金等」という。)は、元利均等年賦支払(年1回)により徴収している。 この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、特定中山間保全整備事業等負担金等に係る債権については、計画どおり8,200百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (参考) 負担金等には、農業施設整備事業において整備し譲渡した農業用施設に係る対価を含む。 (3) NTT-A資金に係る貸付金の徴収は、元金均等年賦償還(年1回支払)により徴収しており、農業用排水施設他目的プロジェクト等を実施するためのNTT-A資金に係る貸付金については、借入金償還を適切に実行するための取組として、債務者への連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、NTT-A資金に係る債権については、計画どおり3百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (参考) NTT-A資金とは、国からNTT株の売却収入を無利子で借り受け、土地改良区等に対し、事業資金を無利子で融資する制度(融資については、平成14年度に廃止)</p>		
自己評価	<p>評定</p>	<p>B</p>	<p><評定と根拠> 林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びにNTT-A資金に係る債権債務については、計画どおり全額徴収し、償還業務等についても計画どおり確実に実施したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 今後についても、確実に債権債務管理業務を行う必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評定</p>		<p><評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p>
4. その他参考情報			
(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
委員会等派遣件数		2,139	2,204	2,093	1,905	1,841	予算額(千円)					
内 訳	国・地方公共団体・他独法・大学	697	745	732	706	782	決算額(千円)					
	公益法人・協同組合等	1,061	980	774	686	661	経常費用(千円)					
	一般法人・企業・その他	381	479	587	513	398	経常利益(千円)					
他機関との研究分担		344	334	345	439	429	行政サービス実施コスト(千円)					
内 訳	共同研究	75	84	97	79	79	従事人員数					
	受託研究等	95	80	72	84	86						
	分担研究	49	49	52	59	66						
	研究委託等	125	121	124	217	198						

(注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関として、効率的な研究の実施及び成果の利活用の促進のため、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、地域が限定される研究課題等のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方に委ねることとする。</p> <p>さらに、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。</p>
中長期計画	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。</p> <p>自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。</p> <p>国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。</p> <p>産学官の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。</p> <p>国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。</p> <p>林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。</p>
年度計画	<p>研究所は、国、他の研究機関、都道府県、大学等との連携強化を図りつつ効率的な研究開発を実施するとともに、研究情報の発信と成果の利活用を促進する。</p> <p>また、東日本大震災後の海岸林の再生や放射能汚染被害への対応に関しては、国や都道府県をはじめとする国内外の関係機関との連携を強化して、調査研究を継続するとともに、成果とりまとめを進め、関係者への適時適切な情報発信に努める。</p> <p>さらに「林業の成長産業化」に関する研究開発の取組を一層推進するため、国、関係研究機関、民間団体等との調整機能を高め、連携協力体制を強化し、迅速な成果とりまとめと情報発信に努める。</p> <p>自然災害や森林被害、放射性物質の森林への影響調査等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生や活性化に資する重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への情報の提供や行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。</p> <p>また、国等が規格、基準等を定めるに当たっては、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。</p> <p>受託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果</p>

	<p>の利活用の促進に努める。</p> <p>産学官連携の取組として、引き続きウェブサイトを通じた最新情報の提供に取り組むとともに、関係者・関係団体に、より分かりやすい実践的な情報の発信に努める。</p> <p>森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。</p> <p>また、林業研究・技術開発推進ブロック会議等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化するとともに、共同して競争的資金による研究の獲得を目指す。</p>
<p>主な評価軸(評価の視点)、指標等</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p>豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、平成 27 年 5 月に石川県白山市で発生した山腹崩壊災害、同年 9 月に栃木県日光市、宇都宮市、鹿沼市で発生した台風 18 号による山腹崩壊災害といった緊急対応に係る現地調査や対策委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。</p> <p>東日本大震災に伴う海岸林等被害や放射能汚染被害への対応として、林型ごとの津波力減衰予測図と樹木の津波耐性予測図を作成し、その成果を海岸林再生(震災復興)関係機関(林野庁、東北森林管理局)主催の委員会等を通じて迅速に復興現場に伝えるとともに、講演会、シンポジウム、手引書の作成等を通じて広く紹介した。森林の放射能汚染については、現地での継続調査により蓄積状況やスギ花粉への影響を解明し、プレスリリースや林野庁の講習会、森林と放射能に関する情報のポータルサイト開設等を通じて最新の知見を社会に発信した。</p> <p>「林業の成長産業化」への取組としては、日本再興戦略(平成 26 年 6 月 24 日)における「林業の成長産業化」の具体化で求められている、国産材 CLT の普及、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用、国産材の安定的効率的な供給体制の構築等に向けて、林野庁や国立研究機関並びに民間団体等との連携・協力により、研究開発の事業及びプロジェクトを推進して技術開発を行った。ナノセルロースについては、プレスリリース及びホームページを通して、配布を希望する企業を広く募り、希望してきた企業への配布を実施した。</p> <p>国等が規格、基準等を定める際のデータの積極的な提供については、集成材、合板、単板積層材の日本農林規格原案作成委員会、保存処理原案作成小委員会、日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能評価基準検討委員会等に委員を派遣し、研究所のデータ及び科学的知見に基づく助言等を行った。また、風速を表す指標である藤田スケールを日本の状況に合わせて気象庁が改良した「改良藤田スケール」の策定に協力し、スケールに針葉樹・広葉樹を加えることを通じてより正確な指標策定に貢献した。</p> <p>林野庁森林技術総合研修所、関東森林管理局等国の機関や一般社団法人日本森林技術協会、一般社団法人日本木材学会等、林業関係団体等が開催する委員会に職員を派遣した。</p> <p>研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間で 79 件の共同研究及び 86 件の受託研究等(*1)を行った。大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としては 66 件の分担研究を進めるとともに、大学、公立・民間試験研究機関に 198 件の研究委託等(*2)を行った。</p> <p>(*1) 他の研究機関が中核機関となったコンソーシアムが受託した研究に参画したものを含む。</p> <p>(*2) 森林総合研究所が中核機関となったコンソーシアムが受託した研究に参画したものを含む。</p> <p>他の独立行政法人との連携については、建築研究所とクロスラミネーターティド ティンバー (CLT) の性能評価に関する共同研究を実施し、その成果により CLT の材料品質及び強度、並びに CLT 部材等の燃えしろ設計に関する建築基準法に基づく告示(2016 年 3 月 31 日公布・施行)の早期制定に寄与した。また、日本原子力研究開発機構と共同研究契約を結び、情報交換や現地調査で協力したほか、産業技術総合研究所が事務局の「水中の放射性 Cs モニタリング手法技術資料検討委員会」に委員を派遣し、「環境放射能モニタリングのための水中の放射性セシウムの前処理法・分析法」(平成 27 年 9 月公開)の作成に協力した。</p> <p>地方との連携については、福島県と放射能汚染木材の利用法について協議を重ね、受託研究「メタン発酵による木質バイオマス活用実証事業」を開始した。</p> <p>民間企業との連携では、日本かおり研究所株式会社との共同研究「樹木精油を利用した空気浄化剤の開発」の成果が第 40 回井上春成賞を受賞した。「合板の日」記念式典において、これまでの合板業界に果たした功績が評価され、林野庁長官表彰を受賞した。伊豆緑産株式会社との共同研究の成果である「土砂流失防止資材及び斜面緑化支援材を用いた山腹保全工法(東京クレセントロール(ToCR))」が国土交通省が運営する NETIS (新技術情報提供システム)に登録された。「セルロースナノファイバー製造技術実証事業」では用途開発のため、60 の民間企業・研究機関にサンプルを頒布した。</p> <p>ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、アグリビジネス創出フェア 2015、バイオマスエキスポ 2015、ウッドエコテック 2015、SAT テクノロジーショーケース 2016、nanotech2016 に出展し、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。nanotech2016 では nanotech 大賞新人賞を、SAT テクノロジーショーケース 2016 では若手特別賞を受賞した。</p> <p>森林管理局・森林管理署との連携については、山地災害への対応(人家、重要なインフラへの緊急な対応策が必要な現地調査)、低コスト作業システムの構築(森林作業道、間伐手法、更新手法、コンテナ苗)、フォレストアグリークチャー(講師、現地指導)、ニホンジカの捕獲手法の開発、ニホンジカ・クマによる剥皮(はくひ)被害対策、カシノナガキクイムシやマツクイムシ被害対策等に関する委員会、現地検討会等へ職員の派遣を実施した。また、国有林内に設定している固定試験地についての調査研究の報告、各森林管理局が開催する技術開発委員会や業務研究発表会への派遣要請に適切に対応した。</p> <p>都道府県立林業試験研究機関との連携・協力については、本所、支所及び育苗センターにおいて、林野庁が主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に関与するとともに、各林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果を編集して「公立林試研究成果選集 No. 13」として発行した。</p>

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

自己評価	評価	B
	<p>自然災害や森林被害等への緊急対応では、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、石川県白山市で発生した山腹崩壊災害、栃木県日光市、宇都宮市、鹿沼市で発生した台風 18 号による山腹崩壊災害等の緊急対応に係る現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。</p> <p>国、他の研究機関、都道府県、大学及び民間企業との連携・協力を進めるため、行政機関や林業関係団体等が行う各種専門委員会へ専門家を派遣し、連携を強化した。</p> <p>ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。地域又は全国的に取り組むべき課題を協議するため、林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)を通して、積極的に関与し、公立林業試験研究機関に対して技術指導を行うなど、連携・協力関係を強化した。</p> <p>以上のように、行政機関や他の研究機関と種々連携することによって、産学官連携・協力を強化するとともに、自然災害や震災の復旧・復興に貢献したことを評価して、「B」と評定した。</p>	
主務大臣による評価	評価	
	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項(評価委員会の意見等)></p>	

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 成果の公表及び普及の促進		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
①主な参考指標情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)		
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学会等での発表件数		1,100	1,181	1,145	1,087	1,223
国際学会等参加者数		99	87	108	109	63
研究員一人当たりの論文数		1.01	1.17	1.14	1.12	1.06
報告論文数		458	507	496	491	480
(英語投稿数)		(247)	(265)	(248)	(245)	(260)
文献データベース(FOLIS)検索システムの利用数		12,133	13,772	14,702	12,781	10,375
特許登録数		13	11	6	16	16
刊行物発行数(研究開発)		63	62	62	61	46
ホームページアクセス数		千件	千件	千件	千件	千件
(23、24年度は参考値)		(4,932)	(4,021)	3,247	3,291	3,672
一般公開、発表会等参加人数(研究開発)		36,797	46,960	42,288	50,260	40,174
森林講座等開催数(研究開発)		25	26	24	26	24
一般公開等開催数(研究開発)		12	18	18	21	24
遺伝子銀行110番受入れ件数		件数: 22	件数: 17	件数: 27	件数: 15	件数: 13
		点数: 22	点数: 17	点数: 29	点数: 29	点数: 17
遺伝子銀行110番里帰り件数		件数: 11	件数: 27	件数: 17	件数: 9	件数: 18
		点数: 11	点数: 36	点数: 17	点数: 10	点数: 18

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果は、積極的に国内外の学術雑誌等への論文掲載、学会での発表により公表するとともに、その成果及び活動状況については、マスコミ等へのプレスリリース、研究所の広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等を通じて積極的に広報を行う。 また、研究所が創出した成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、更なる研究活動の進展につなげるために、国民との双方向コミュニケーションを積極的に推進する。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 各種行政的課題の解決や森林・林業・木材産業の現場での活用に関与するため、成果の利活用を促進する。 また、特許等の知的所有権を適正に管理するとともに、民間等への技術移転活動を活性化し、その利活用の促進を図る。</p>
中長期計画	<p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。 研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。</p>

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

<p>年度計画</p>	<p>知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。</p> <p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、社会的に関心の高いテーマを取り上げた公開講演会や、プロジェクト成果の公開シンポジウムを開催し、一般市民、自治体、各種団体等との連携や地域ネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションの向上に努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行うこととし、研究者一人当たりの論文発表数は年平均 1.0 報を上回るよう努める。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。</p>
<p>主な評価軸(評価の視点)、指標等</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p>(1) 成果の公表及び広報 下記により成果の公表及び広報活動を推進するとともに、国民との双方向コミュニケーションに努めた。</p> <p>① 研究所が発行した印刷物等 刊行物については、研究報告、研究成果選集、季刊森林総研、年報、研究情報を始め、各種刊行物を発行した。また、森林総合研究所創立110周年記念誌「森林総合研究所百十年のあゆみ」(CD版)を配布した。なお、主な配布先は行政機関、公的研究機関、大学、農業高校、公的図書館、林業・木材協会、新聞社などである。</p> <p>② 研究所が開催したシンポジウム・一般公開等 i 平成 27 年度森林総合研究所公開講演会 平成 27 年度森林総合研究所公開講演会を本・支所において開催した。本所の公開講演会は平成 27 年 10 月 15 日にヤクルトホールにおいて、「木材利用が切り拓く未来」をテーマに、平野陽子氏((株)ドットコーポレーション代表取締役 一級建築士)を外部講演者として迎えるとともに、森林総合研究所研究員 3 名が研究成果について講演を行った。</p> <p>ii 公開シンポジウム 本所の「国際森林デーシンポジウム: COP21 パリ協定が求める森林のすがた」、北海道支所の「公開シンポジウム: 前進する北の林業—先進機械による伐採・造林—貫システムの開発—」、九州支所の「国際生物多様性の日 記念シンポジウム: 九州・沖縄の生物多様性の保全と活用」など、本・支所・科学園及び各種研究プロジェクトがシンポジウムを開催し、研究成果の公表に努めた。</p> <p>iii 一般公開 一般市民に研究所の活動に触れて研究への理解を深めていただくことを目的として、本支所・科学園において一般公開を開催した。本所の一般公開(2 日間で 1,097 名来館)では、研究成果の展示説明、樹木園ツアー、木材標本庫ツアー、子供向けのウッドクラフト、苗木プレゼントなどを実施し、親子で木や森林、所の研究成果に触れてもらう機会を設けた。また、夏休みイベントとして、子ども樹木博士や昆虫教室を開催するとともに、もりの展示ルームを「つくばちびっ子博士 2015」の会場の一つとして夏休み 45 日間に公開を行った(4,788 名来館)。もりの展示ルームでは、木材の基本知識を分かりやすく展示するとともに、シカの企画展、生きたカブトムシの観察、林業機械のプラモデル展示など、多くの見学者に喜んでいただいた。</p> <p>iv 育種部門における広報活動 林木育種センターでは、普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図った。 また、林木育種センター主催で「最先端へのアクション! 進化する林木育種! ~次世代品種が変える、日本の森林・林業~」をテーマに林木育種成果発表会を開催し、成果発表の中では、平成 27 年度開発品種の解説や今後の林木育種の展望について報告を行った。さらに、東北育種場では、「復興の願いを込めよう松原に」をテーマに公開セミナーを開催した。また、林木育種センターにおける「林木遺伝子銀行 110 番」による「会津五桜」の一つ、福島県会津坂下町指定天然記念物「杉の糸桜」の後継樹の里帰りや、東北育種場における海岸防災林再生のための取組などをプレスリリースし、積極的な広報活動を行った。 研究情報についての新聞報道は 48 件で、TV、ラジオによる報道は、8 件であった。主な話題となったキーワードは、「林木遺伝子銀行 110 番」による里帰りであった。</p> <p>③ 協賛・後援した催事への出展 森林総合研究所が主催するシンポジウム、研究集会、森林講座などのほか、農林水産省や地方自治体等が主催する諸催事に後援や協賛を行うとともに積極的に出展を行った。具体的には、「農林水産省 消費者の部屋」、「みどりとふれあうフェスティバル」、「バイオマスエキスポ」、「林野庁中央展示」、「うしくみらいエコフェスタ」、「つくば科学フェスティバル」、「環境研究シンポジウム」等に出展した。これらの展示では、木質バイオマスやセルロースナノファイバー等の最新の研究成果</p>

についてパネル・成果物の展示説明、森林・林業・木材産業の情報発信、木育のイベントなどを行った。

林木育種センターでは、「青少年のための科学の祭典・日立大会」で、「樹木の種からクリスマスキャンドルをつくろう」を出展し、「エコフェスひたち 2015」では、研究の紹介や木の円盤、ドングリ、木片等を使った工作などを行った。

④教育機関への職員の派遣

つくば市内の小中学校からの依頼により、親しみやすい形で科学知識や研究成果を伝えるため、研究者を3回派遣し、水のろ過実験やきのこ等をテーマに授業を行った。

⑤施設展示の更新

本所の「もりの展示ルーム」では、展示内容を更新して、林業機械の変遷、チェーンソー用の防護服、木材の快適性について展示を新たに加えるとともに、特別展示として「シカの生態と森林の保全」を企画・開催した。従来と同様に、来場者への案内、説明等の一部業務はNPO法人へ委託した。

⑥ホームページでの広報

研究所のホームページに最新の情報を掲載するとともに、研究成果の広報・普及のため下記の取組を行った。昨年度の研究所ホームページへのアクセス総数は3,672千件(平成26年度:3,291千件)となった。トップページに画像入り特集を組み込む等のホームページの改善に取り組んだ効果もあり、アクセス数が前年度に比べ大幅に増加した。

i 研究所が主催・後援するシンポジウム等の広報

研究所が主催・後援するシンポジウム等の広報をホームページ上に適宜掲載し広報を図った。

ii 「研究最前線」

各種学会誌に掲載された森林総合研究所研究職員執筆論文64件(平成26年度:29件)について、内容を分かりやすくまとめたものを「研究最前線」コーナーに掲載し、学会誌の刊行に合わせて迅速に研究情報を提供した。

iii 文献データベースの更新

文献情報については、図書資料管理システム(ALIS)への入力及び、林業・林産業国内文献データベース(FOLIS)への入力を実施した。

⑦プレスリリース

研究成果のプレスリリースを積極的に行い、「木質バイオマス発電の事業採算性評価ツールを開発」、「アマゾン熱帯林全域の高精度樹高マップを作成」、「樹木種子の発芽率を飛躍的に向上させる選別技術を開発」等、9件のプレスリリース(平成26年度:7件)を実施し、成果を発信した。

⑧学会等での成果発表

i 学会誌等での成果発表

研究員1人当たりの発表論文数の実績値は1.06報(査読審査を行っている論文480報、研究職員数451人)となり、目標値の年1.0報を上回った。また、英文報告数は260報であり、論文報告数に対する比率は54%となった。公表した主な学会誌等は、Journal of Forest Research、Journal of Wood Science、Forest Ecology and Management、Soil Science and Plant Nutrition、森林学会誌、森林利用学会誌、木材工業などである。

ii 研究集会での成果発表

国内外の学会、シンポジウム等に参加し、口頭及びポスターにより1,223件(平成26年度:(1,087)件)の発表を行った。主な大会としては、IUFRO Tree Biotechnology Conference 2015(国際森林研究機関連合ツリーバイオテクノロジーコンファレンス2015)、22nd International Wood Machining Seminar(第22回国際木材機械加工セミナー)、52nd annual meeting of the association for tropical biology and conservation(第52回熱帯生物学と保全に関する協会の年次学会)、第251回アメリカ化学会(251st ACS National Meeting & Exposition)、The Wildlife Society, 22nd annual conference(野生動物学会第22回年会)などがある。

国際学会等が主催する国際研究集会での研究発表のため、55名(運営費交付金18名、外部資金37名)(平成26年度:100名)を海外へ派遣したほか、研究開発力強化法による職務専念義務の免除により8名(平成26年度:9名)が国際学会等に参加した。

⑨森林整備センターにおける広報活動

大規模な山火事発生からの復旧に取り組んでいる群馬県前橋市において、研究部門、森林保険部門と連携しつつ、シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」を開催し、水源林造成事業による復旧に向けた取組や研究部門、森林保険部門、自治体、関係団体における取組について発表・報告したほか、これらを踏まえた山火事対策についてのディスカッションを行うとともに、その模様について、報道機関各社に取り上げられた。(参加人数約200人)

また、一般市民や小学生等を対象とした植樹祭、森林教室を開催し、地域住民とのコミュニケーションを通じて、水源林造成事業に対する理解の醸成を図るとともに、自治体等が主催する森林・林業に係る各種イベントに参加し、これらについてもホームページ等に掲載し広く情報発信を行った。

なお、年度計画を踏まえ、森林整備センターで行った各地の主なイベントは、以下のとおり。

- 「豊かな海を育む森林の復興植樹祭」(東北北海道整備局)
 - 「海岸防災林再生支援植樹式」(東北北海道整備局)
 - 「森林教室」(中部整備局)
 - 「森林教室」(近畿北陸整備局)
 - 「森・川・海を育む植樹祭IN香川」(中国四国整備局)
 - 「お山のお仕事体験」(九州整備局)
- (主催・協賛等イベント:36件)

	<p>(2)成果の利活用の促進</p> <p>①研究成果選集 平成 27 年版研究成果選集では、「コンテナ苗の低コスト化のための充実種子選別技術」、「タワーヤーダを活かす中間サポートの作設技術」、「仏像を壊さずに木の種類を調べるー非破壊的な識別法の開発ー」、「木質バイオマス発電事業はもうかるか 事業採算性評価ツールの開発」、「隠れた伐採も見逃さないー宇宙から森林劣化を監視するー」、「台風でも流れにくい放射性セシウム」、「大量のおとり丸太でナラ枯れ対策」、「心材の含水率が低いトドマツ品種の開発」、「林木遺伝資源の収集・保存手法の開発」など 32 件の主要な成果を公表し、研究成果の普及に努めた。</p> <p>②林業新技術 2015 現場への普及が期待される「近赤外光を用いた健全なスギ種子の自動判別技術」、「中距離対応型架線集材システムの開発」、「木材の直接メタン発酵技術〜放射能汚染した木材にも応用可能な新技術〜」、「地下の見えないマツタケ菌糸を測る」、「サクラ栽培品種のクローンを増殖・保存する」、「木材生産のための過密林の間伐のしかた」、「木製治山ダムを効率的に修繕する」、「宮崎モデルによる大規模建築物の木造化に関する研究」、「トドマツの水食い材発生の低減に向けた心材含水率の改良」を選定し、最新の技術を紹介する林業新技術 2015 として刊行した。</p> <p>③成果普及のためのマニュアル類の作成と講習会・講演会の開催 林業現場あるいは行政等の要望に応えるべく研究成果を取りまとめ、技術マニュアルとして「新世代種苗の増殖マニュアル」、「スギ花粉 Q & A ースギ花粉量は将来減らせますか？ー」、「コンテナ苗を活用した主伐・再造林技術の新たな展開〜実証研究の現場から〜」、「緩中傾斜地を対象とした伐採造林一貫システムの手引き」、「寒冷地におけるマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の安定供給ー採種園管理者と苗木生産者のためのマニュアルー」、「これからの森づくりのために持続的な人工林管理のヒント」などのマニュアルやパンフレットを発行し、冊子や web 上で広く配布するとともに、「国産材を原料としたセルロースナノファイバー技術セミナー」などの講習会を開催し、成果の普及に努めた。 森林における放射性物質の影響調査に関しては、郡山市でシンポジウムを行ったほか、福島市で研修会、田村市で意見交換会、田村市及び川内村で見学会を行うなど、各種団体や行政等の要請に応えた取組を実施した。</p> <p>④研究所が所有する知的財産 特許等の知的財産の取扱いのうち、発明等の取扱いについては「職務発明規程」に基づき、職務発明委員会による出願審査等を経て出願を行い、平成 27 年度の特許出願数は、国内 2 件(平成 26 年度: 6 件)、国外 1 件(同: 2 件)で、登録数は国内 10 件(同: 9 件)、国外 6 件(同: 7 件)であった。 取得した特許の利用促進、企業への技術移転を図るため、平成 19 年 11 月に策定した「知的財産ポリシー」に基づき、所のホームページを始め、茨城県中小企業振興公社、開放特許情報データベースサポートセンターの外部機関ホームページに「特許情報」を掲載して情報提供するとともに、研究成果等を企業等に紹介した。 「アグリビジネス創出フェア 2015」に 8 件、「SAT テクノロジー・ショーケース 2016」に 1 件、「nanotech2016」に 1 件、「日本木工機械展ウッドエコテック 2015」に 4 件を出展し、企業への技術移転に取り組んだ。実施許諾として、前年度に続き「耐火集成材」に関する特許について、新規に実施許諾契約を締結した。</p> <p>⑤森林整備技術普及のための取組(シナジー効果発揮に向けた取組) 森林整備センターでは、各整備局において、森林施業のコスト縮減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、造林者等を対象とした検討会を研究開発部門の協力を得ながら実施することにより、造林技術の高度化に資する技術を橋渡しするとともに、事業を通じて蓄積されたこれら技術情報について、ホームページを通じて情報提供を行い、成果の利活用や普及に努めた。</p>	
自己評価	<p>評価</p> <p style="text-align: center;">B</p>	<p>平成 27 年度においては、成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。 研究所主催の公開講演会やシンポジウムを通じて研究成果を公表した。また、各種学会誌に掲載された論文について、内容を分かりやすくまとめたものを「研究最前線」コーナーに掲載し、学会誌の刊行に合わせて迅速に研究情報を提供した。研究成果に基づいたマニュアルやパンフレットの発行・配布やホームページでの情報発信とともにプレスリリースを行った。 国内外の学会、シンポジウム等に積極的に参加するなどして、多様な情報発信の場を利用して多くの成果を発信した。 研究員 1 人当たりの主要学術誌掲載論文数は年 1.0 報を上回り、目標を達成した。また、国内外合わせて 16 件の特許登録を行うとともに、取得した特許の普及に取り組んだ。 以上の成果より、当初の目標を達成したので、自己評価を「B」と評定した。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項(評価委員会の意見等)></p>	

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-6	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 専門分野を生かしたその他の社会貢献		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
①主な参考指標情報						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
分析、鑑定依頼件数		197	125	164	149	173
講師派遣件数の推移		375	456	396	453	399
受託研修生受入数		78	72	71	86	90
内 訳	独立行政法人	1	0	1	0	0
	地方公共団体・公立林試	25	16	22	24	16
	大学	51	48	45	58	68
	民間企業等	1	8	3	4	6
海外研修生受入数		177	278	200	216	135
講習会の実施回数		24	24	22	21	23
国際協力のための専門家派遣数		91	111	105	87	99
内 訳	COP20、ISO等会合等	25	20	17	16	15
	JICA短期専門家	8	16	17	18	13
	JICA調査団員	5	9	1	0	2
	JICAボランティア派遣	0	0	0	1	1
	CIFORプロジェクトリーダー	1	1	0	0	0
	JIRCAS短期在外研究員	6	14	5	7	14
	森林総合研究所受託出張	46	51	65	45	54
	国際共同研究等件数		111	66	65	74
内 訳	MOU等による共同研究	29	27	29	26	25
	CIFOR	1	1	1	1	1
	JICA/JST	2	3	3	3	1
	JSPS-JICA派遣事業	1	0	0	0	0
	交付金プロジェクト	4	0	0	0	0
	外部資金等プロジェクト	34	26	20	33	31
	科学技術協力協定(二国間)	37	6	9	4	2
運営費交付金	3	3	3	7	5	
海外からの受入れ研究員数		28	29	27	28	17
内 訳	招聘研究員	25	25	22	17	10
	日本学術振興会フェローシップ等	3	4	5	11	7
国内の学会への対応件数		93	109	98	146	174

②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額(千円)					
決算額(千円)					
経常費用(千円)					
経常利益(千円)					
行政サービス実施コスト(千円)					
従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 分析及び鑑定 林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。 (2) 講習及び指導 国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ、技術指導等を行う。 (3) 国際機関、学会等への協力

<p>中長期計画</p>	<p>海外研究機関、国際機関、学会等への研究等に関する専門家の派遣等を行う。</p> <p>(1)分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。</p> <p>(2)講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種(穂)園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計100回を目標に開催する。</p> <p>(3)国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。</p>
<p>年度計画</p>	<p>(1)分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。</p> <p>(2)講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 また、海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 さらに新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種(穂)園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計20回を目標に開催する。</p> <p>(3)国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。</p>
<p>主な評価軸(評価の視点)、指標等</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	<p>業務実績</p>
	<p>(1)分析及び鑑定 林業用種子の発芽効率の鑑定(34件)、線虫検出検査(73件)、木材の鑑定(33件)等合計173件(平成26年度:149件)の依頼があり、これらの中には国や地方公共団体から依頼を受けた鑑定が含まれていた。</p> <p>(2)講習及び指導 外部からの依頼により研修講師として399人(平成26年度:453人)の派遣を行った。 主な依頼元は、森林技術総合研修所等の国の機関、他の独立行政法人、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO等多岐にわたっており、本所のほとんどの研究領域、全支所、林木育種センターで対応した。 受託研修生については、大学、県、民間から90名(平成26年度:86名)を研修生として受け入れた。県の研修生に対しては高度な研究調査手法や実験技術等を、大学の学生に対しては研究の基礎的方法等を指導した。 研修終了時に研修生に対してアンケート調査を行い、研修内容に対する評価をモニターするとともに、アンケートの結果を研修生の受入れや実施態勢を検討する際の参考として利用し、ニーズに応えた研修の改善に活用している。 外からの研修生の受入れについては、(独)国際協力機構(JICA)等の個別研修で41か国101名(1日:73名、2日以上~1か月未満:28名)を受け入れた。各研修員については、研究概要の説明と最新の研究課題の講義・議論により、国際交流・友好関係の進展に貢献した。JICA 集団研修生については、希望研修課題と受け入れ研究室との調整を十分に行い、研修効率を高めるように努めた。 林木育種に係る研修員の受入れは14か国、34名(「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」(ケニア)6名、「中華人民共和国森林事業管理」(中国)3名、「持続可能な森林経営のための推進手法の向上研修」11名、「地域住民の参加による多様な森林保全」14名)を受け入れた。 各種会議における技術指導については、地方公共団体等に対して、新品種の利用を促進するため、特定母樹の普及等について22回実施した。現地における技術指導についても、スギのつぎ木等について81回実施した。 講習会については、都道府県等に対してカラマツの環状剥皮(はくひ)等について23回実施した。 その他、来所(場)者に対する指導については34回、文書による指導は54回実施した</p> <p>(3)国際機関、学会等への協力 日本の政府機関や法人、外国機関等との国際協力を進めるため、気候変動枠組条約締結国会議(COP21)、気候変動枠組条約第42回補助機関会合(SB42)、国</p>

様式2-1-4-1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項)様式

	<p>際標準化機構(ISO)等の国際機関主催の専門家会合委員、国際協力機構(JICA)の短期専門家及びボランティア派遣、国際農林水産業研究センター(JIRCAS)林業プロジェクト短期在外研究員等として、99名(平成26年度:87)の専門家を26か国(アメリカ、イタリア、インド、インドネシア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、カナダ、韓国、カンボジア、ケニア、スウェーデン、タイ、中国、ドイツ、ニュージーランド、フィジー、フィンランド、ブラジル、フランス、ベトナム、マレーシア、ミクロネシア、南アフリカ、モンゴル、ラオス)、1地域(南極地域)へ派遣した。</p> <p>また、海外の大学や国際研究機関等と連携・協力し、合計40件(平成26年度:48件)の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。内訳は、国際林業研究センター(CIFOR)1件(平成26年度:1件)、JICA/JSTプロジェクト1件(同3件)、外部資金等プロジェクト31件(同:33件)、及び科学技術協力協定等に基づく二国間共同研究2件(同:4件)、運営費交付金5件(同:7件)である。当所外国人研究者受入規則及び日本学術振興会のフェローシップ制度により7名(同:11名)を受け入れた。なお、平成27年度に締結していたMOU(覚書:Memorandum of Understanding)及びLOA(合意書:Letter of Agreement)の数は、25件(同:26件)であった。</p> <p>当所外国人研究者受入規則及び日本学術振興会のフェローシップ制度により7名(同:11名)を受け入れた。</p> <p>国内の学会等への協力については、174件(平成26年度:146件)行った。具体的には、日本木材学会、日本接着学会、森林利用学会、日本森林学会、日本エネルギー学会等の専門委員会委員等として学会活動に参加し、積極的に貢献した。</p>
自己評価	<p>評価 B</p> <p>民間及び行政機関からの依頼に応じて、分析や鑑定業務を着実に実施し、要請に応えた。また、外部からの多様な要請に対応し、講習会等への研修講師として派遣を行うとともに、各機関から若手研究者等を研究生として受け入れ、研究者としての人材育成や資質向上に寄与した。また、国際協力や国際交流の観点から、JICA等の研修生を積極的に受け入れ、国際的な人材の育成に寄与した。</p> <p>都道府県等にカラマツの環状剥皮等について講習会を23回実施した。</p> <p>国際共同研究や海外プロジェクト研究を実施するとともに、外国人研究者の受入れを積極的に行い、国が行う科学技術に関する国際連携・協力及び国際交流に貢献した。また、森林総合研究所は我が国を代表する森林・林業に関する総合的研究機関と認識し、国際機関の専門家会合や国内外の学会等に専門家を派遣し、国際機関や学会に協力した。</p> <p>以上のように、専門分野を生かして、国内外に広く社会貢献していることを評価して「B」と評定した。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項(評価委員会の意見等)></p>

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率化目標の設定等		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標 期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(千円) (研究開発)	対前年度比3%の抑制	905,297	857,972 (94.8%)	827,493 (96.4%)	800,200 (96.7%)	773,726 (96.7%)	748,046 (96.7%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、前年比
業務経費(千円) (研究開発)	対前年度比1%の抑制	1,652,576	1,636,050 (99.0%)	1,619,690 (99.0%)	1,603,493 (99.0%)	1,587,458 (99.0%)	1,571,583 (99.0%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、前年比
(参考指標) 業務経費と一般管理費の 予算額合計の削減額(千円)		135,848 (42,146)	63,851 (43,685)	46,839 (42,100)	43,490 (41,022)	42,509 (40,041)	41,555 (39,086)	()内数値は、対前年度比一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計額
一般管理費(千円) (水源林造成事業等)	平成22年度経費と比較して30%削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	391,848 (46.3%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
人件費(千円) (水源林造成事業等)	平成22年度経費と比較して20%削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,714,590 (26.2%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
事業費(千円) (水源林造成事業等)	平成22年度経費と比較して30%削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)	43,732,686 (23.6%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
総人件費 (研究開発)(千円) (参考指標)	平成23年度において、平成17年度と比較して、6%以上の削減	5,706,293	5,632,389 (△6.8%)	5,117,674	5,104,358	5,631,081	5,872,526	
ラスパイレース指数			99.6 99.5	99.5 98.1	99.1 98.0	100.3 98.0	102.3 100.5	上段は事務・技術職員 下段は研究職員

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 研究開発</p> <p>人件費を除く運営費交付金予算で行う業務(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標とし、削減する。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p> <p>なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。</p> <p>① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員</p> <p>② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)</p>

	<p>(2) 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意することが必要である。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>(3) 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②人件費(退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については 20 %、③事業費については 30 %削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p>
<p>中長期計画</p>	<p>(1) 効率化目標 ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の 3 %及び業務経費の 1 %の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。 イ 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 ウ 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②常勤役職員の人件費(退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については 20 %、③事業費については 30 %削減する。</p> <p>(2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成 21 年度の対国家公務員指数が 102.0 (事務・技術職員(年齢勘案))であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成 23 年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成 24 年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 総人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して、研究所の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。)について 6 %以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の 5 %以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成 20 年 6 月 9 日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、総人件費改革の対象外とする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。) ③ 森林保険業務に従事する職員</p>

<p>年度計画</p>	<p>(1) 効率化目標 ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、平成 26 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額以上の削減を行う。 イ 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 ウ 水源林造成事業等 業務運営の効率化を図り、平成 22 年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については 40 %、人件費について 22 %、事業費については 22 %削減する。</p> <p>(2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 総人件費 総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。</p>																				
<p>主な評価指標</p>	<p>効率化目標(研究開発):一般管理費削減率、業務経費削減率 効率化目標(水源林造成事業等):一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 総人件費(研究開発)</p>																				
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>																					
<p>業務実績</p>	<p>(1) 効率化目標 ア 研究開発 夏季(6月～9月)・冬季(12月～3月)における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、都市ガス・上下水道の使用量が削減し、ガス料金の単価引下げにより光熱水料が 5,000 万円の経費節減となった。 車両の更新において、リース車を 1 台削減した。結果、約 34 万円の経費節減となった。 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 55 ㎡、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目(雑種地から山林へ)の見直し協議を森林管理署と行い、27 年度は 26 年度比で約 1,398 万円節減した。 予算上、平成 27 年度の業務経費は前年度に比し 1.0 % 減、一般管理費は前年度に比し 3.3 % の減となった中で、上記の取組により削減目標を達成した。</p> <p>○運営費交付金、及びそれに係る業務経費と一般管理費の予算額 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="501 1026 1402 1158"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>(対前年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>9,535,454</td> <td>9,350,881</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>1,587,458</td> <td>1,571,583</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>773,726</td> <td>748,046</td> <td>96.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,361,184</td> <td>2,319,630</td> <td>98.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 森林保険業務 (ア)コスト意識の徹底に向けた取組 森林保険センター内に業務運営プロジェクトチームといった業務運営等を検証する場を設置したほか、出張の際のバック等の利用、詰め替え文具用品の利用促進等を行い、職員のコスト意識の徹底を図った。 (イ)事務費の節減に向けた取組 森林国営保険当時に国と都道府県で行ってきた業務の一元化による効率的な業務運営に努めるとともに、これをより着実なものとするため、法令に基づき委託している業務に関して、委託先である森林組合連合会等への指導・研修に注力した。</p> <p>ウ 水源林造成事業等 (ア)一般管理費</p>	区 分	平成26年度	平成27年度	(対前年度比)	運営費交付金	9,535,454	9,350,881	98.1%	業務経費	1,587,458	1,571,583	99.0%	一般管理費	773,726	748,046	96.7%	合計	2,361,184	2,319,630	98.2%
区 分	平成26年度	平成27年度	(対前年度比)																		
運営費交付金	9,535,454	9,350,881	98.1%																		
業務経費	1,587,458	1,571,583	99.0%																		
一般管理費	773,726	748,046	96.7%																		
合計	2,361,184	2,319,630	98.2%																		

事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部(川崎市)及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を平成 22 年度と比較して 171,148 千円削減したこと、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を平成 22 年度と比較して 53,498 千円削減するなど経費の削減を図り、一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 46.3 %の削減となり年度計画の削減目標(40%)を達成した。

(イ) 人件費

水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 27 年度の人件費は、平成 22 年度と比較して 26.2 %の削減となり年度計画の削減目標(22%)を達成した。

(ウ) 事業費

前年度に引き続きコスト削減に努めて事業を実施した結果、平成 27 年度事業費は、43,820,902 千円となっているが、これには繰越額(前年度からの繰越額 1,642,485 千円、翌年度への繰越額 1,554,269 千円)が含まれている。

これらを除いて算出すると事業費は 43,732,686 千円となり、平成 22 年度と比較して 23.6 %の削減率となり、年度計画の削減目標(22%)を達成した。

○一般管理費、人件費及び事業費の削減率 (金額:千円)

区分	平成22年度 当初計画 ①	平成27年度 実績 ②	対22年度 削減額 ③	対22年度 削減率 ③/①	備考
一般管理費	730,200	391,848	338,352	46.3%	
人件費	3,675,958	2,714,590	961,368	26.2%	注1
事業費	57,237,550	43,820,902	13,416,648	23.4%	注2

注1 人件費については、退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く

2 事業費欄の上段は繰越額を除いて算出した額、下段は繰越額を考慮した額

(2) 給与水準

法人の給与体系は、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して、職員給与規程を規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。平成 27 年度のラスパイレス指数*について、事務・技術職員は 102.3、研究職員は 100.5 となった。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、給与水準の見直しを行い、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給している。また、検証結果や取組状況については、毎年 6 月末に「国立研究開発法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について」によりホームページ上で公表している。

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政(一)) 102.3 **

(研究職員)

対国家公務員(研究職) 100.5

* 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

**指数が100を超えている要因は、当法人が人事交流及び全国異動が多いこと等により、地域手当の異動保障者並びに単身赴任手当、広域異動手当及び扶養手当の受給者の割合が国に比し多いことによるものと推察。

事務・技術職員

- ・地域手当異動保障者の割合
20.8%(国: 14.4%)
- ・単身赴任手当受給者の割合
17.1%(国: 8.7%)
- ・広域異動手当受給者の割合
16.5%(国: 13.0%)
- ・扶養手当受給者の割合

64.6 % (国: 56.1 %)
 研究職員
 ・地域手当異動保障者の割合
 6.1 % (国: 5.2 %)
 ・単身赴任手当受給者の割合
 7.2 % (国: 1.8 %)
 ・広域異動手当受給者の割合
 5.3 % (国: 0.3 %)
 ・扶養手当受給者の割合
 68.4 % (国: 57.3 %) ※国の受給者割合は平成27年国家公務員給与等実態調査報告書に基づき算出。

(3) 総人件費

研究開発に係る人件費の削減に向けた取組については、平成 18 年度から平成 22 年度の間に目標とした 5 % 以上の削減の取組を平成 23 年度も引き続き実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比し、人件費削減率△ 6 % 以上を達成したところである。

平成 27 年度においては、国家公務員の給与改定に準じて、俸給表の引下げ(平均 1.6 %。ただし、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置あり。)、地域手当・広域異動手当の支給割合の改正、単身赴任手当の基礎額と加算額の改正及び 12 月に支給する特別給の支給割合の引き上げ(0.1 月)を行ったことから、前年度と比較して、241,445 千円の増額となったところである。

○人員数及び人件費削減の取組状況 (単位:人・千円・%)

区 分	平成26年度	平成27年度	対前年度
人 員 数*	680(5)	699(5)	19(0)
人件費(給与・報酬等)	5,631,081**	5,872,526***	241,445

* 人員数は各年度の期末の人員数(平成26年度及び平成27年度の人員数には、それぞれ任期付研究員11名及び10名を含む)であり、()は役員数で内数

**平成26年度及び平成27年度の人件費(給与・報酬等)5,631,081千円及び5,872,526千円は、総人件費改革の削減対象人件費の範囲から除くこととされている運営費交付金により雇用される任期付研究員等にかかる人件費を除いた額

自己評価

評定

B

研究開発では、運営費交付金に係る業務経費前年度比 1.0 % 及び一般管理費前年度比 3.3 % 節減を達成した。
 森林保険業務では森林保険センター内に業務運営等を検証する場を設け費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めた。森林国営保険当時に国と都道府県で行ってきた業務の一元化による効率的な業務運営をより着実なものとするため、法令に基づき委託している業務に関して、委託先である森林組合連合会等への指導や研修を行った。
 水源林造成事業等では、一般管理費については、事務所経費の削減などにより目標を大きく上回る削減率を達成した。また、人件費については、効率的な業務実施体制となるよう取り組み、目標を達成した。さらに、事業費については、前年度に引き続きコスト縮減に努めて事業を実施した結果、年度計画の目標(22 %)を達成した。
 給与水準については、適正性の確保に努めた。また、研究開発に係る総人件費については、業務遂行に必要な人員を確保し、予算の範囲内で実施した。
 以上の結果、「効率化目標の設定等」「給与水準」及び「総人件費」に関しては、当初の目標を達成したと判断し、「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

<今後の課題>

<その他事項>

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 資源の効率的利用及び充実・高度化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報	
保有資産の状況(研究開発)(ha)		809.4	807.9	801.8	799.6	794.6	794.6		
建物敷(ha)		36.5	36.4	36.2	36.3	36.1	36.5		
実験林等(ha) (試験研究施設、樹木園、苗畑、原種苗畑、交配園、原種園、その他を含む。)		772.9	771.5	765.6	763.3	758.5	758.1		
施設・設備・機械整備の外部委託 高額機器のメンテナンス (千円(件))		158,716(12) 23,431(11)	156,932 (9) 23,993 (14)	191,881 (8) 23,696 (14)	187,307 (8) 23,724 (14)	201,709 (8) 22,669 (13)	201,709 (8) 14,507 (10)	3年契約は3分の1、2年契約は2分1を計上	
苗畑・樹木園業務の補助的作業		2,108(12)	1,413 (14)	3,005 (9)	4,130 (14)	3,537 (10)	3,288 (10)		
保有資産 ①奈良水源林整備事務所 (奈良市)	保有の必要性の見直し		耐震診断実施	耐震補強工事を実施し継続使用することとした					
②成宗分室 (杉並区)	保有の必要性の見直し		国庫返納(現物納付)実施						
③職員共同住宅 (盛岡市)	保有の必要性の見直し		国庫返納(現物納付)実施						
④いずみ倉庫 (福島市)	保有の必要性の見直し		震災により、除染対象区域に指定された		除染の実施状況を踏まえ、国庫返納方法等を検討することにした	年度末に除染実施(汚染土壌等現地保管)	国庫返納(現物納付)に向け、当該資産の現況について、関係機関に説明を行い今後の対応を検討した		
研修受講者数(研究開発)		685	584	876	955	1,466	1,025		
研修件数(研究開発)		73	74	70	65	65	54		
免許・資格取得者数(研究開発)		35	14	10	5	5	7		
免許・資格取得者数(公共事業部門)		20	15	15	10	7	15		
学位取得者数 総数(取得率(%))		10 346(74%)	9 345(75%)	7 344(79%)	6 340(78%)	7 352(80%)	5 366(81%)		
内訳	農学博士	279	276	275	270	280	289		
	理学博士	31	31	31	31	31	30		
	学術博士	14	14	14	14	15	16		
	地球環境科学博士	6	6	6	6	6	6		
	工学博士	5	5	5	5	5	6		
	その他	11	13	13	14	15	19		
所内一時預かり保育室数/のべ利用件数			2/201	2/205	2/189	2/144	2/110		
男女共同参画セミナー開催回数/参加者数			2/212	2/353	3/367	3/448	2/344		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1)組織等

	<p>森林・林業政策と社会ニーズに的確に対応した研究成果を創出するため、適宜、機動的な組織の見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するために必要な組織体制を構築する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2)保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備等の利用を計画的に進めるとともに、実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する 奈良水源林整備事務所については、(1)の見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。成宗分室及び職員共同住宅(盛岡市)については、国への返納措置又は売却を行う。いずみ倉庫については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3)職員の資質向上 研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。 また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。 職員の法令遵守等を推進する。</p>
<p>中長期計画</p>	<p>(1)組織等 成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2)保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 連光寺実験林(東京都多摩市)、島津実験林(京都市伏見区)及び宇治見実験林(京都市伏見区)については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。 共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。 奈良水源林整備事務所(奈良市)については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。 保有する職員宿舍のうち、成宗分室(杉並区)及び職員共同住宅(盛岡市)については、国への返納措置を行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫(福島市)については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3)職員の資質向上 研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。 職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。 職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。</p>
<p>年度計画</p>	<p>(1)組織等 試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うとともに、データベースの整備を図る。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。</p>

	<p>(2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。 島津実験林(京都市伏見区)及び宇治見実験林(京都市伏見区)は、独立行政法人通則法第 46 条の 2 に基づき、国庫に納付する。連光寺実験林(東京都多摩市)については、平成 27 年度から保有資産検討委員会を立ち上げ、作成した不要財産調査票をもとに、引き続き、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界確定等の所要の措置を取りまとめる。 共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫(福島市)については、除染の実施状況等を踏まえ、引き続き国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3) 職員の資質向上 研究職員については、各種研修への参加等によって意欲・資質の向上を図るとともに、社会的要請への柔軟な対応能力を強化するため、実務的取組の機会を活用した能力啓発を促す。また、学位の取得に配慮しつつ、国内外の大学・研究機関等への国内留学や流動研究による研究交流を促し、研究成果の発信力向上を図る。 森林整備センターについては、「人材育成の基本的考え方」(平成 27 年 1 月策定)に基づき、職員を各種研修等へ参加させることによって、職員の能力開発と資質向上を図る。 さらに、法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。 加えて、職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、研修等を通じて役職員への周知徹底を図る。 なお、研究開発においては、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底を図るとともに、法令遵守を推進する。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。</p>										
<p>主な評価指標</p>	<p>—</p>										
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	<p>—</p>										
<p>業務実績</p>	<p>(1) 組織等 試験林については、研究課題の終了時に存置(継続利用)、廃止等の判断及び事務手続等が円滑に進むよう、試験林ごとに研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを平成 26 年度に引き続き更新している。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置した。</p> <p>(2) 保有資産 ア. 保有資産 保有資産については、資産の利用状況を把握し、今後使用見込みのない不要資産について国への返却、売払い、転用、買収資産の処分計画を取りまとめるため、保有資産検討委員会を設置して検討する。また、施設整備及び土地の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡といった観点に沿って、施設整備・運営委員会で、また、資産利用状況等調査を勘案した減損兆候の有無の判断を減損審査委員会等で、それぞれ行っている。また、民間等からの借上物件については、大半が試験及び研究の目的の達成のための試験研究調査用フィールド等として使用しているものであるが、契約時にその必要性等を適切に判断し、借上を行っているところである。 土地については、本年度処分すべき箇所はなかったが、今後も点検を行うこととしている。</p> <p>イ. 実験林 保有資産検討委員会の検討結果により、連光寺実験林(東京都多摩市)については、地元自治体(東京都・多摩市)の要望を調査し、不要財産調査票(案)の作成を行った。また、島津実験林(京都市伏見区)及び宇治見実験林(京都市伏見区)については、財務省理財局に説明を行った後、京都財務事務所及び隣接地権者と所要の調整を行った。</p> <p>ウ. 研究施設・設備の効率的な活用 ホームページ上の「産学官連携」の中で「共同研究に利用できる施設及び機械・機器」についての情報を更新し、研究施設・設備の効率的な活用を図った。</p> <p>エ. 施設及び設備・機械のメンテナンス 施設及び設備のメンテナンスについては、8 件の外部委託を行った。 平成 26 年度～平成 28 年度の 3 年間契約</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務</td> <td>.424,440,000.-</td> </tr> <tr> <td>(2) 本所特殊空調機点検保守業務</td> <td>31,201,200.-</td> </tr> <tr> <td>(3) 本所環境調節装置点検保守業務</td> <td>24,624,000.-</td> </tr> <tr> <td>(4) 本所構内交換設備運転点検保守業務</td> <td>3,110,400.-</td> </tr> <tr> <td>(5) 本所クレーン点検保守業務</td> <td>4,533,840.-</td> </tr> </table>	(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務	.424,440,000.-	(2) 本所特殊空調機点検保守業務	31,201,200.-	(3) 本所環境調節装置点検保守業務	24,624,000.-	(4) 本所構内交換設備運転点検保守業務	3,110,400.-	(5) 本所クレーン点検保守業務	4,533,840.-
(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務	.424,440,000.-										
(2) 本所特殊空調機点検保守業務	31,201,200.-										
(3) 本所環境調節装置点検保守業務	24,624,000.-										
(4) 本所構内交換設備運転点検保守業務	3,110,400.-										
(5) 本所クレーン点検保守業務	4,533,840.-										

(6) 本所シャッター点検保守業務	1,743,120.-
(7) 森林総合研究所本所施設の管理業務 平成 26 年度～平成 27 年度の 2 年間契約	103,032,000.-
(8) 本所実験廃水処理施設運転点検保守業務	8,294,40 -

また、高額機器のメンテナンスについては、10 件 14,507 千円(平成 26 年度: 13 件 22,669 千円)の外部委託を行った。

○高額機器: 水利用効率測定装置、DNA シーケンサー(2)、走査電子顕微鏡、高分解能質量分析装置、育成植物モニタリングシステム個葉用光合成蒸散測定ユニット、ダイオキシン測定機、キャピラリーシーケンサー、実験室内機器、液体窒素製造装置

さらに、苗畑業務及び樹木園管理業務のうちの補助的作業については、10 件 3,288 千円(平成 26 年度 12 件 3,537 千円)の外部委託を行った。

オ. いずみ倉庫

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫(福島市)については、国庫返納(現物納付)に向け当該資産の現況(除染後の汚染土壌の地下埋設状態等)について、関係機関等に説明を行い、今後の対応を検討した。

(3) 職員の資質向上

ア. 研究職員

農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員及び研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。

語学研修については、本所、支所等で合計 15 名(本所 6 名、北海道支所 4 名、東北支所 0 名、関西支所 0 名、四国支所 2 名、九州支所 2 名、東北育種場 1 名)が受講した。国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、国際学会等における英語プレゼンテーション能力向上研修を行い、9 名が受講した。

海外留学については、外国の受入れ機関等からの経費保証により、1 名の若手研究員をオールギランティ研究員として派遣した。

また、研究職員のキャリアアップ及び研究活動の啓発、研究開発力の強化を目的とする国立大学法人との人事交流として、国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科へ 1 名の職員を派遣した。

学位の取得や資質の向上に向けて研究職員のモチベーションを高めるため、学位取得者を全所に通知するとともに学会賞等の受賞者をホームページで公表した。今年度の博士の学位取得者は、農学博士 4 名、その他 1 名、総取得者は 366 名(平成 26 年度: 352 名)となった。これは研究職の 81%(同: 80%)に該当する。

イ. 資格取得等

研究開発部門においては、研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。

(主な免許: 危険物取扱者、認定電気工事従事者、高圧ガス製造保安責任者(第三種冷凍機械)、わな狩猟)

○平成 27 年度における技能講習会等参加者数

第一種圧力容器取扱主任者講習(1 名)、木材加工用機械作業主任者技能講習(3 名)、床上操作式クレーン運転技能講習(1 名)、フォークリフト運転技能講習(3 名)、高所作業車運転技能講習(1 名)、クレーン運転特別教育(1 名)、伐木等業務従事者特別教育(17 名)、高所作業車特別教育(6 名)、車両系建設機械技能講習(3 名)、車両系木材搬出機械運転業務特別教育(1 名)、小型車両系建設機械特別教育(4 名)、アーク溶接等業務特別教育(1 名)、刈払機作業安全衛生教育(18 名)、丸のこ等取扱い作業従事者安全教育(2 名)、安全運転管理者講習(4 名)、甲種防火管理者講習(4 名)、防災管理者講習(2 名)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習(2 名)、危険物取扱者保安講習(5 名)、有機溶剤安全衛生教育(3 名)

合計 82 名

森林保険業務部門においては、職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」(平成 27 年 4 月 1 日付け)を制定するとともに職員の研修計画を作成の上、外部有識者等を講師とした研修を実施することで、保険業務に係る専門的知識の習得等を図った。

○平成 27 年度における外部講習会等参加者数

評価・監査中央セミナー(2 名)、公会計監査機関意見交換会議(2 名)、行政管理評価セミナー(1 名)、公文書管理研修(1 名)、情報セキュリティ勉強会(4 名)、情報セキュリティ対応演習(1 名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(3 名)、給与実務研修会(諸手当関係)(1 名)、女性研修(7 名)、保険知識の向上研修(28 名)

公共事業部門(森林整備センター)においては、業務の円滑な遂行に資するために「国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに、「森林整備センターにおける人材育成の基本的考え方」(平成27年1月策定)に基づき、官庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ資質の向上を図った。

(主な免許・資格:森林総合監理士、技術士、林業技士、測量士、日商簿記検定、ビジネス実務法務検定、メンタルヘルス・マネジメント検定、マイナンバー実務検定)

○平成27年度における外部講習会等参加者数

公会計監査機関意見交換会(3名)、会計検査の指摘辞令から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会(3名)、政府出資法人等内部監査業務講習会(1名)、評価・監査中央セミナー(8名)、公共調達と会計検査講習会(4名)、公共工事と会計検査講習会(3名)、土木工事積算セミナー(1名)、独立行政法人決算セミナー(1名)、公文書管理研修Ⅰ(4名)、公文書管理研修Ⅱ(2名)、行政管理・評価セミナー(1名)、ハラスメント研修(1名)、著作権基礎講座(1名)、情報セキュリティ勉強会(4名)、情報セキュリティ対応演習(1名)、情報セキュリティセミナー(1名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(2名)、勤務時間・休暇関係実務研修会(2名)、給与実務研修会(諸手当関係)(4名)、給与実務研修会(人事院勧告説明会)(4名)、非常勤職員雇用の人事実務研修会(2名)、ストレスチェックの実務と活用事例研修(2名)、政府関係法人会計事務職員研修(3名)、決算留意事項に係るセミナー(1名)、資金運用セミナー(3名)、消費税中央セミナー(2名)、会計事務職員契約管理研修(1名)、予算書作成支援システム(財務諸表等)研修(4名)、QND(ソフトウェア管理システム)研修(3名)、技術者育成研修(中央研修)(8名)、技術者育成研修(ブロック研修)(8名)、木材産業・木材利用(実践)(4名)、神奈川県内訟務担当者研究会(5名)、生物多様性保全(実習編)(4名)、森林総合利用(2名)、保安林及び林地開発許可(5名)、木材輸出戦略(3名)、森林作業道作設指導者・監督者(1名)、森林作業道(路網連携)(4名)、森林技術者企画力アップ(2名)、鳥獣被害対策コーディネーター育成研修(2名)、チェーンソー講習(4名)、刈払機講習(11名)、農業農村土木技術研究会研修会(1名)、女性研修(5名)
合計 141名

ウ. 法令遵守

平成27年9月7日にコンプライアンス研修会を開催する等各種研修において行動規範の周知徹底を行ったほか、e-ラーニングにより習熟度チェックを行った。また、平成28年3月18日には、全職員を対象としたハラスメント防止研修を開催した。

さらに、平成28年3月23日には、外部有識者を含めた本所コンプライアンス委員会を開催し、平成27年度活動計画に基づき、危機管理体制の強化、情報セキュリティの強化、研究管理業務の効率化、公的研究費の適正管理等の点検項目ごとに進捗状況を確認、評価を実施した。

(参考)平成27年度活動状況

(1) 役職員に対する教育・研修

① 研修

実施年月日	研修名	主催者	受講者数
平成27年4月8日	所内新規採用者研修	当法人主催	27名
4月20日	総合職新採用研修	森林技術総合研究所主催	9名
5月27日	管理者研修	農研機構主催	1名
6月16日	チーム長等研修	農研機構主催	2名
6月26～30日	第1回情報セキュリティ教育研修	当法人主催	903名
7月8日	主査等研修	農研機構主催	2名
9月7日	コンプライアンス研修	当法人主催	483名
10月20日	所内新規採用者研修	当法人主催	35名
11月9日	独法会計事務研修	農研機構主催	1名
11月16～26日	第2回情報セキュリティ教育研修	当法人主催	463名
平成27年3月9日	コンプライアンス研修	当法人主催	483名
平成27年3月15日	個人情報保護に関する研修	当法人主催	225名
平成28年3月18日	ハラスメント研修	当法人主催	208名

※「農研機構」は「(独)農業食品産業技術総合研究機構」の略

(2) コンプライアンス推進状況に係る点検項目について

- ① 危機管理体制の強化を図る。
- ② 情報セキュリティの強化を図る。
- ③ 研究管理業務の効率化を図る
- ④ 公的研究費の適正な管理に努める。
- ⑤ 早期予算執行等の適正な予算管理に努める。
- ⑥ 空間線量率が高い地域等への調査研究に係る放射線防護管理の徹底を図る。
- ⑦ 遺伝子組換え生物、放射性物質、化学薬品(毒物・劇物、特定化学物質・有機溶剤、危険物)、実験原廃水・不用薬品の適正な取扱いの徹底を図

るとともに、動物実験、疫学研究についても適正に実施する
 ⑧内部ガバナンスの強化

森林整備センターでは、平成 28 年3月 10 日に開催した外部有識者を含めた森林整備センターコンプライアンス推進委員会において、平成 27 年度取組計画に基づく①コンプライアンス研修の実施及び意識の徹底、②重点課題(コンプライアンス違反を未然に防ぐ組織づくり～危険予知活動の実施～、コンプライアンス意識の強化)、③毎月の役職員向けメールマガジンを通じたコンプライアンス違反事例等の情報発信、コンプライアンス推進月間におけるコンプライアンス意識の啓発、④全職員を対象にしたコンプライアンス自己診断の結果等、を基に取組計画の有効性及び効果について検証・分析を行い、次年度の取組方針へ反映させた。

(参考)平成 27 年度活動状況

(1)役職員に対する教育・研修及び周知徹底

- 平成 27 年 4 月 17 日 新規採用者研修(12名)
- 平成 27 年 6 月 3、5、15 日 著作権研修(役員、本部・関東整備局職員(非常勤職員を含む)109名)
- 平成 27 年 7 月 28 日～平成 28 年1月 20 日 著作権セミナー、著作権基礎講座(開催地近郊の事務所職員 29名)
- 平成 27 年 9 月 8 日 新任係長研修(11名)
- 平成 27 年 10 月 28 日 新任管理職研修(9名)

*上記のほか、各地域で開催される労働者健康福祉機構等が主催するパワーハラスメント、メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度など、業務遂行上で必要と思われるセミナー等へ積極的に参加するとともに、当センター内における整備局長・水源林整備事務所長会議、整備局総務課長会議及び各整備局管内総務・経理担当者会議等において、コンプライアンスの周知徹底を図った。

(2)重点課題への取組

○コンプライアンス違反を未然に防ぐ組織づくり～危険予知活動の実施～

・各職場から出された業務遂行上のリスク事例を検討し、それを基に各職場内でディスカッションを行いながら個人にリスクとしての『気づき』を与えるとともに、各職場毎にリスク認識度の高かった事項を抽出し、その回避に向けた対応策についても意見交換を行うなど、危機管理意識の向上に努めた。

○コンプライアンス意識の強化

・「コンプライアンス・ハンドブック」を活用して、職場毎に毎月、テーマを決めて輪番制での朗読や意見交換を行うなど、効果的な形で意識の定着・向上を図った。
 ・職場内での報告・連絡・相談の定着や定例会等を活用したコミュニケーションの確保、パワハラ・セクハラに係る啓発等の取組を通じて、コンプライアンスの土台となる「風通しの良い職場づくり」を継続して進めた。
 ・地域との良好な関係として、県、市町村や森林・林業関係団体等とも連携しながら、それぞれの地域や参加者の特性に応じたイベントの開催等を通じて、当センターの事業や森林の役割などへの地域社会の理解を高めるとともに、林業技術の普及や森林教育活動等を通じて、地域の発展への貢献が図られた。

(3)メールマガジン情報発信・コンプライアンス推進月間(11月)の活動

・役職員向けのメールマガジンにおいて、新聞等に掲載されたコンプライアンス違反事例を取り上げ注意喚起を行うとともに関連する法律を解説した。また、コンプライアンスに抵触する身近な法律についてわかりやすく紹介した。そして、これをテーマとして職場毎に毎月、輪番制での朗読や意見交換を行うなど、情報共有や効果的な形で意識の定着・向上を図った。
 ・推進月間において、非常勤職員を含む全役職員を対象にコンプライアンス研修をeラーニングを活用したビデオ(映像)形式で具体的な事例に基づき実施するなど、効率的、効果的に取り組んだ(受講率 100%)ことでコンプライアンス意識の強化が図られた。

(4)コンプライアンス自己診断(平成 28 年1月)

・緑の行動規範(10原則)を基にした自己診断(1原則あたり3設問)の結果、自己診断開始時(平成 20 年度)と比べて全ての項目においてこれを上回っており、「緑の行動規範」が一定の浸透・定着しつつあることを確認した。

森林保険センターでは、平成 27 年 5 月 29 日付けで策定した「森林総合研究所森林保険センターコンプライアンス行動規範」に基づき全職員を対象に研修を実施し、コンプライアンスの意識向上及び行動規範の実践がなされるよう取り組んだ。

平成 28 年 2 月に全役職員を対象に行動規範に沿ったコンプライアンス研修等の取組の成果等について自己診断を実施し、3月 17 日に開催した外部有識者を含む森林保険センターコンプライアンス推進委員会において、取組状況、自己診断結果等の点検及び評価を踏まえ、次年度のコンプライアンス推進活動の重点取組方針に「職員一人ひとりが保険センターの使命を共有しコンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い職場作り」と反映させた。

(参考)平成 27 年度の活動状況

(1)役職員に対する教育・研修及び周知徹底

平成 27 年 6 月 3 日、5 日、15 日.....外部講師による著作権研修(27名)

		<p>平成 27 年 11 月 16 日～ 30 日……………eラーニングによるコンプライアンス研修(28名) 平成 27 年 6 月 19 日、7 月 23 日～ 30 日、12 月 18 日……………情報セキュリティ研修(28名) (2)コンプライアンス行動規範の自己診断(平成 28 年 2 月) 全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンスがどの程度理解されかつ実践されているかについて点検を実施した。</p> <p>エ. 男女共同参画 男女共同参画事業として以下の取組を行った。 ①介護やコミュニケーションをテーマとしたエンカレッジ推進セミナーの開催、男女共同参画週間、職員研修、研究所会議などの機会を利用して、男女共同参画の情報提供と意識啓発に努めた。 ②一時預かり保育室運営、家族責任を持つ研究者への研究支援の実施、介護のためのガイドブック刊行・配布、ホームページによる介護コラムの掲載、男女共同参画室ホームページでの情報発信を行い、仕事と家族責任を両立しやすい職場環境作りに努めた。 ③男性職員の育児参加を促進させる目的で、父親の子育てテーマに活動する NPO 法人イクメンクラブとの情報交換会(森の子育て座談会)を開催し、男性職員の意識啓発と情報共有を図った。 ④キャリアカウンセリング実施し、職員の業務効率化とキャリア形成支援に努めた。 ⑤男女共同参画学協会連絡会主催シンポジウム、つくば市主催のシンポジウム、筑波大主催のシンポジウム、研究教育機関が連携協力するダイバーシティ・サポート・オフィス交流会で当所の取組を紹介するなど、成果を外部に発信した。</p>
自己評価	<p>評定 B</p>	<p>試験林の見直しについては、研究課題の終了時に存置(継続利用)、廃止等の判断及び事務手続等が円滑に進むよう、試験林毎に研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを引き続き更新した。 保有資産の必要性等についても検討を行い、国庫返納に向け必要な措置を講じた 施設・整備等のメンテナンスの外部委託を進めるとともに、ホームページの情報を更新して、研究施設及び整備の効率的な活用を図った。 研究職員の資質向上に向けて博士の学位取得を奨励した結果、5 名が取得した。また、担当者を積極的に各種講習会等に参加させ、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。さらに、森林保険センター及び森林整備センターでは、女性職員が活躍できる環境整備を推進することを目的とする女性研修を実施した。 職員の法令遵守に資するため、コンプライアンス研修等の取組を実施し、職員への周知徹底を図った。また、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めた。 以上のことから、「B」評定とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評定</p>	<p><評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項> ・</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 契約の点検・見直し		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
競争性のない随意契約の件数と金額 (千円)	件数：217 金額：1,225,425 (見直し計画)		件数：57 金額：372,596	件数：60 金額：216,584	件数：68 金額：213,473	件数：68 金額：198,304	件数：139 金額：432,105	
一者応札・応募となった契約の件数と金額 (千円)	縮減に努める	件数：121 金額：1,228,236 (平成22年度)	件数：142 金額：951,034	件数：84 金額：2,102,392	件数：86 金額：914,215	件数：77 金額：753,631	件数：116 金額：1,142,696	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。 この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。
中長期計画	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。 このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
年度計画	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。 入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成)を踏まえた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
調達等合理化計画	2. 重点的に取り組む分野 (1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達 研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成27年度においては新たに①及び②の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。 ① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務取扱要領において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務取扱要領の改正】 ② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続の簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続の簡素化と納期の短縮】 (2) 業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し 業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで効率的な調達を目指す。 ① 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】

	<p>② 複数年にわたる調達に経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】</p> <p>③ 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】</p> <p>(3)一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、平成 25 年度と比較して平成 26 年度は件数・金額とも減少している。平成 27 年度においては、①から③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。</p> <p>① 入札審査委員会や契約監視委員会による事前審査・事後審査の実施【審査件数】</p> <p>② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】</p> <p>③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】</p> <p>3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)</p> <p>(1)新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件(工事 250 万円を超える、物品の購入 160 万円を超える、役務 100 万円を超える)については、法人内に設置している契約監視委員会(外部委員2名、監事2名)にて、随意契約によることのできる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【契約監視委員会における事前審査の実施】</p> <p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 平成 26 年 12 月 19 日に調査委員会による原因説明状況を踏まえ、当所が公表した「独立行政法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書(中間報告)」における再発防止策について、その措置を継続する。</p> <p>① 対応策については、業務監査を行う監事と連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】</p> <p>② 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】</p> <p>③ 研究費の執行(契約、納品・検収等)について、その手続き及び留意する点等についてマニュアルを作成し職員に周知する。【マニュアルの作成】</p>
<p>主な評価指標</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	<p>—</p>
<p>業務実績</p>	<p>(調達等合理化計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発用に係る物品及び役務の調達 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約事務取扱要領を改正し、随意契約によることのできる具体的事由を明記した。 ② 単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の商品調達の場合と比較して契約に要する事務を2週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化と納期の短縮を図った。 ・業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し <ul style="list-style-type: none"> ① 本所と支所等(1件(前年度0件))、本所と育種センター(1件(前年度1件))、北海道支所と北海道育種場(6件(前年度9件))、東北支所と東北育種場(7件(前年度7件))、九州支所と九州育種場(7件(前年度6件))、森林整備センターと森林保険センター(1件(前年度は整備局との共同調達1件))において共同調達を実施し、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ② 施設の保守、自動車借り上げ、複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ③ 建設工事等4件(前年度3件)、測量・建設コンサルタント等業務関係4件(前年度0件)、物品等49件(内20件は整備センター、前年度0件)の発注見通しをホームページで公表した。 ・一者応札・応募の改善 <ul style="list-style-type: none"> ① 入札審査委員会:本所46回131件(前年度34回84件)、支所等57回74件(前年度50回66件)、保険センター5回5件、整備センター35回52件(前年度36回58件)・契約監視委員会による事後審査:15件(研究育種12件(前年度8件)、整備センター3件(前年度15件)) ② 建設工事等4件(前年度3件)、測量・建設コンサルタント等業務関係4件(前年度0件)、物品等49件(内20件は整備センター、前年度0件)の発注見通しをホームページで公表した。 ③ 一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。(実施件数:研究育種62件(前年度30件、アンケート未実施6件)、整備センター15件(前年度6件))

- ・調達に関するガバナンスの徹底
 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立
 契約監視委員会における事前審査を行った(実施回数: 9回 22件)
- ・不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組
 - ① 監事と連携して、対応策を実施した。
 監事意見等: 期中の監事の業務監査において、再発防止策について引き続き対応するよう指摘を受け、必要な対応策を実施している。
 - ② 以下の研修を実施した。
 - 平成 27 年 9 月 7 日コンプライアンス研修(483名)
 - 平成 27 年 9 月 8 日公的研究費及び科研費の事務に関する説明会(55名)
 - 平成 27 年 9 月 30 日公的研究費及び科研費の事務に関する説明会(195名)
 - ③ 以下のマニュアルを作成した。
 - 公的研究費の事務手引き(平成 27 年 9 月 8 日)
 - 科学研究費助成事業(科研費)経理事務手引き(平成 27 年 12 月 18 日)

(契約情報の公開)

「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づく独立行政法人から公益法人への契約以外の支出及び契約の実施状況について本所のホームページにおいて公表した。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報については、ホームページで周知を行うとともに、平成 23 年 7 月 1 日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成 23 年度以降平成 27 年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。

(入札監視委員会による審査)

工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続の透明性の確保を図るため、平成 28 年 3 月 10 日に委員会を開催し、平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月 31 日までに契約した事案を対象に入札及び契約手続の運用状況についての調査審議を行った。入札に当たっては、参加条件の拡大、履行期間を見越した早期発注、複数箇所への公告を図り、更に業者が入札情報をどのような方法で入手したか、また、辞退した時の理由を聞き取りするなど改善に努めてきたところであるが、入札の不調・不落を改善するため、引き続き、競争参加資格の格付の拡大、品質確保に留意した施工実績や技術者の参加資格要件の緩和及び実勢価格を反映した適正な積算に努めるなど、実質的な競争性が確保できるよう努力した。

(契約監視委員会による審査)

平成 27 年 12 月 22 日に委員会を開催し、平成 26 年度第 3 四半期から平成 27 年度第 2 四半期までに締結した随意契約、一般競争入札等について審議を行った。特に一者応札・応募となった契約及び落札率が高い契約について審査を行うとともに、2か年連続して一者応札・応募となった更新案件について、一件ごとに、改善に向けた取組内容等を整理・報告し、事後点検を受けた。点検結果は本所ホームページ上で公表した。委員からは、①入札における十分な競争性を確保するため、入札説明書受領者で応札しなかった業者へのアンケート調査を継続し、その結果を踏まえた入札方法の改善におお一層努力すること、②総務省によるヒアリング結果を踏まえ、随意契約せざるを得ないと判断される場合は、遺漏のないよう随意契約とする取り組みをすること、またその準備のため規程等の整備を進めることとの指摘を受けた。

(監事及び会計監査人による入札・契約事務のチェック)

監事は、本所、森林保険センター及び森林整備センター本部並びに監査対象事務所における監事監査において、入札・契約事務が適正に実施されているかどうかの監査を実施した。また、監事は契約監視委員会の委員として入札・契約事務のチェックを行った。

会計監査人においては、本所、森林保険センター及び森林整備センター本部並びに監査対象事務所における監査の際、入札・契約事務に係る内部統制の運用状況について監査を実施した。

(監事及び会計監査人との連携強化)

監事及び会計監査人においては監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況、結果報告及び決算監査における取りまとめ報告など、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の独立行政法人の監事を中心とした意見交換会に監事が出席し、改正通則法に対応した監事監査の在り方、監査実施上の視点等監査に関する情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。

(監査従事職員の外部研修への参加)

			<p>以下のセミナー等に監査従事職員を参加させ、資質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有限責任監査法人トーマツ主催の「独立行政法人平成 26 年度決算セミナー」(1 名) ・会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」(5 名) ・会計検査院主催の「第 34 回政府出資法人等内部監査業務講習会」(1 名) ・総務省行政評価局主催の「平成 27 年度 評価・監査中央セミナー」(7 名) ・(財)経済調査会主催の「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1 名) ・(財)経済調査会主催の「平成 27 年度 会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会(1 名)
自己評価	評定	B	<p>研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことができた。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことができた。</p> <p>なお、一者応札・応募の改善については計画した取組を実施したが、平成 26 年度と比較して、契約件数・額ともに増加した。これは、新規委託研究事業の受託に伴い競争性の低い研究用特殊物品等の調達が増えたことによる。</p> <p>また、新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立については計画した取組を実施したが、平成 26 年度と比較して契約件数・額ともに増加した。これは、森林保険センターの森林保険事務委託が加わったこと、及び新規委託研究事業の受託の増加に伴い研究用特殊物品等の調達が増加したことによる。</p> <p>不適正経理事案については、再発防止策を継続することができたが、再発防止策の徹底を図るため、平成 28 年度には研究費執行に係るマニュアルの作成を行うこととした。</p> <p>入札・契約事務の適正な実施のため、外部有識者を含めた委員会や監事及び会計監査人によるチェックを受けた。</p> <p>監事及び会計監査人においては、会計監査人主催の意見交換会に監事が出席し、情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。</p> <p>監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図った。</p> <p>以上のことから「B」評定とした。</p>
主務大臣による評価	評定		<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p> <p>・</p>

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスク対応計画 における取組項目			<ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の整備 情報セキュリティの確保 外部資金の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 行政との連携 種苗の生産と配布 契約地の管理 効果的な広報の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 組織間及び職員間のコミュニケーション 情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 育種苗供給への貢献 技術の高度化 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の育成と研修 情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 コスト管理の徹底 労働災害原因の究明と対策 コンプライアンス確保の体制と取組 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の有効性・効率性確保 法令遵守 情報セキュリティの確保 契約の適正性の確保 コンプライアンス体制の確立と取組 	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。
中長期計画	「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。
年度計画	国立研究開発法人への移行に伴い、変更した業務方法書に規定する内部統制に係る事項に関し整備した関係規程等を踏まえ、業務全般について、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、研究所内の内部ガバナンスの充実・強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>当研究所では、年3回開催している研究所会議、毎月開催する理事会、隔週で開催する研究運営会議に理事長及び理事が出席し、業務運営等に関する意思決定を行うこととしている。また、研究に関しては隔週で行う研究戦略会議及び年1回開催する研究推進評価会議、育種事業に関しては年1回の育種調整会議及び隔月の育種運営会議、水源林造成事業等に関しては年2回の整備局長会議及び年4回の事業運営会議に理事長及び理事が出席し、幹部によるガバナンスが発揮されるよう内部統制の仕組みを構築してきた。理事長の意思が随時全職員に伝わるとともに、これに対する職員の意見を書き込める電子メールシステムを構築して双方向のコミュニケーションに努めるとともに、組織間、職員間の双方向コミュニケーションを確保する取組も行ってきた。これらの取組は平成27年度も実施した。</p> <p>また、内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るために、リスク管理体制の明確化を図るとともに、リスク管理委員会において重点的に取り組むべきリスク(重点リスク)を定めリスク対応の取組を進めた。平成27年度は、重点リスクとして、「業務の有効性・効率性の確保」、「法令遵守」、「情報セキュリティの確保」、「契約の適正性の確保」、「コンプライアンス体制の確立と取組」を取り上げ、部署ごとに具体的な対応方針を策定し実施状況を点検した。</p> <p>①業務の有効性・効率性の確保 研究部門において、森林総研本所内及び支所間等で情報交換を密に行うとともに、研究領域間、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センター間での、技術情報の交換やフィールドの提供及び森林総合各支所と近傍の育種場、森林整備局との合同会合等により、業務の有効性・効率性の確保に努めた。 また、育種場においては森林整備センターの各整備局の現地においてエリートツリーの共同植栽試験地を設ける等シナジー効果の発揮に努めた。 森林整備センターにおいては、各整備局で林業事業体等の参加も得ながら、低コスト造林やシカ被害対策等をテーマとした検討会や情報交換会を開催し、研究開発部門の研究者から指導、助言を得た。 また、各整備局の事業地をフィールドとして、研究開発部門と連携して、コンテナ苗及びエリートツリーの成長量や活着率等に係る調査、シカ被害対策に係る技術の開発・検証等を実施した。</p>

これらの指導・助言や技術開発等の成果をもとに、それぞれの取組の進捗状況等に応じて、随時、低コスト造林やシカ被害対策、効率的な森林調査等、水源林造成事業における森林整備技術の高度化に取り組むとともに、研究開発部門における成果の林業事業者等への情報提供に努めた。

森林保険センターにおいては、森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化を図るため、森林気象害のリスク評価手法等について研究開発との連携に努めた。

②法令遵守

大臣確認申請を行わないで遺伝子組換え実験が行われた「遺伝子組換え生物等の使用等の規則による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」違反の事案を踏まえ、27年度末に改正した「森林総合研究所遺伝子組換え実験安全規則」に基づき、実験実施手続の厳格化を行った。また疫学研究については従来の倫理規定を大幅に見直し、倫理教育の受講の義務化、インフォームドコンセントの内容等や個人情報の取扱いの明示の内容を追加した。

研究所が保有する危険物について一斉調査を行い、消防法に合致した管理がなされていることの確認と不要危険物の廃棄処分を行った。

また、水質汚濁防止法、消防法に関し、つくば市の立入検査結果に基づく指示に適切に対応した。

さらに、各職場における法令遵守意識の高揚に向け、コンプライアンス研修をはじめとする各種研修の開催及び受講に努めるとともに、研究拠点や領域ごとなど定期的に話し合い、法令遵守についての知識習得に努めた。

森林整備センターにおいては、平成27年3月13日に開催したコンプライアンス推進委員会で決定した取組方針に基づき、コンプライアンス違反を未然に防ぐ組織づくりに向けた「危険予知活動」によりリスク認識を深め危機管理意識の向上を図るとともに、コンプライアンス意識の強化に向けた研修等に取り組むなど、法令遵守体制の維持強化を図った。

森林保険センターにおいては、森林保険業務のコンプライアンスを推進するための基本的な姿勢を定めた「森林総合研究所森林保険センター行動規範」を平成27年5月29日付けで策定し、コンプライアンス意識の向上に努めた。

③情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシーを「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿うものに改定するとともに、「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し取組を行った。研究部門において、セキュリティ事案発生時の緊急連絡先を各研究室等に掲示させる等、連絡報告体制整備の徹底及び平成26年度上半期までに実施した外部へ持ち出すUSBメモリーの暗号化の徹底を継続するとともに、ソフトの修正、不正メールへの対処方針等についても周知徹底した。

役職員に対し情報セキュリティ研修を年2回実施するとともに、eラーニングを用いて研修内容を確認する教育を行った。更に、管理職及び情報セキュリティ責任者を対象に「標的型メール攻撃」訓練を7月に抜き打ちで実施するとともに、情報セキュリティに係る自己点検を12月に実施し、役職員の意識向上に努めた。

森林整備センターにおいては、既に導入しているファイアウォール、WEBフィルタリング、メールフィルタリングなどによりウィルス感染などを監視している。

また、新規採用者や新規係長等に対する教育・研修や全役職員を対象にeラーニングを利用した研修を行うとともに本部を対象に情報セキュリティインシデント発生対応訓練や「標的型メール攻撃」訓練などを実施するなど、役職員の意識向上に努めた。

森林保険センターにおいては、森林保険業務が多数の個人情報を取り扱っていることを踏まえ、情報セキュリティの体制整備、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を3回実施するとともに、eラーニングを用いて研修内容を確認する教育を行った。さらに、委託先であるシステム運用会社や森林組合システムに対する情報セキュリティに関する指示・指導などにより、当センターが保有する個人情報の漏洩防止等に努めた。

④契約の適正性の確保

物品調達に係る不適正な経理処理事案を踏まえた再発防止策(物品購入計画の策定、契約依頼段階での審査の厳格化、検収から物品引取りまでの仕組みの変更、購入物品の使用状況の監視等)に基づき、毎月、前月に納品された物品の中から抽出を行い、使用状況等について発注書、納品書と照合し、適正に使用されているか検査を実施するとともに、研究者から提出される書類審査の適切な実施、検収ルームでの物品の引渡し of 徹底等不適正な経理処理の再発防止に努めた。

公的研究費等の説明会において、人件費や賃金、旅費、機械・備品、消耗品等の支出についての留意事項を周知した。また、取引業者の入構受付の徹底を図るとともに、物品調達に係るこれら一連の取組については取引業者にも周知徹底した。

なお、「一般競争契約」においては入札審査委員会、「競争性のない随意契約」においては随意契約審査委員会を開催して審査を行い、契約の透明性・公平性の確保に努めた。

⑤コンプライアンス体制の確立と取組

コンプライアンス推進に係る体制については、本所に統括推進責任者を置くとともに、森林総研本所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所及び育種場(以下「本所等」という)、と森林保険センター、森林整備センターのそれぞれについて、本所に本所等を対象に「本所コンプライアンス推進委員会」を、森林保険センターに「森林保険センターコンプライアンス推進委員会」を、森林整備センターに「森林整備センターコンプライアンス推進委員会」を設け、研究所の役職員のコンプライアンスの実践を確保することとしている。平成27年度においても各推進委員会において、その取り組みの評価を行うとともに28年度の実施計画を定めた。

なお、組織内の法令遵守体制を強化するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、平成27年4月1日から「法令遵守担当理事」を設置(業務承円滑化・適正化担当から職務、名称を変更)する組織改正を行った。

また、研究用物品調達に係る不適正な経理処理及びカルタヘナ法違反の事案を重く受け止めるとともに、国立研究開発法人化に伴う内部統制の充実・強化の要請に対応するため、研究所では所内の内部統制の在り方とコンプライアンスを確保する体制を基本から見直し、業務方法書に内部統制及びリスク管理の在り方について

	<p>明記するとともに、これまでの内部統制及びリスク管理を定めた「業務運営システム運用規程」を「リスク管理規程」に改め、平成 27 年度よりリスク発生防止、リスク発生時の迅速な対応を取れるよう改善を行ったところである。</p> <p>さらに、平成 27 年度に新たに森林保険業務が加わったことを踏まえ、森林・林業の研究開発、森林整備、森林保険の3業務が適正、有効かつ効率的に推進されるよう「国立研究開発法人森林総合研究所内部統制の基本方針」を策定した。</p>
自己評価	<p>評価 B</p> <p>研究開発部門で発生した不適正経理処理事案及びカルタヘナ法違反事案を踏まえた物品購入・契約・検収手続の厳格化、職員への教育・研修等の対策を実施するとともに、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会の運用等を通じ、内部統制の充実、強化に努めたことから、本項における自己評価を「B」とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 効率的・効果的な評価の実施及び活用		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るため、自己評価等を行い、その結果を業務運営に適切に反映させる。</p> <p>また、外部専門家・有識者等の協力を仰ぎつつ自ら点検を行うとともに、その評価手法の効率化に努め、評価結果を業務運営に適切に反映させる。</p> <p>研究職員の業績評価は、自己評価を基本に客観性及び透明性を確保した上で、組織としての実績の向上を図るために行い、その結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。</p> <p>一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。</p>
中長期計画	<p>研究所が行う業務の質の向上と業務運営の重点化・効率化及び透明性の確保を図る観点から、外部専門家・有識者による研究評議会を開催して評価、助言を受けるなど、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。</p> <p>研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。</p> <p>研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。</p> <p>一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。</p>
年度計画	<p>外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。</p> <p>研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。</p> <p>研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。</p> <p>一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。</p>
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>本所の研究評議会は、研究評議会委員として8名の外部有識者を招き、平成27年11月5日に開催した。会議では、平成26年度研究評議会指摘事項への対応状況及び平成26年度の活動報告に続き、平成26年度に係る業務の実績に関する農林水産大臣の指摘事項に対する対応方針を説明した後、各委員から幅広い助言を得た。</p> <p>研究評議会委員から指摘された事項の幾つかの例を以下に挙げる。機関の運営に関しては、「基盤事業のような長期的な取組は森林総研でなければできない重要な業務であり、今後も継続するよう望む。」との意見を頂いた。これに対し、第4期中長期計画においても基盤事業で取り組んでいる長期的なデータ蓄積に取り組んでいくと回答した。産学官連携による成果の普及では、「地域や現場での課題解決のための技術移転等に取り組んでほしい。研究成果を実務者にどう受け渡していくかが重要である。」との御指摘を頂いた。これに対し、第4期中長期目標期間において、研究成果の技術移転を促進するため、成果の橋渡しを任務とする研究コーディネーターを配置し、取組を強化する計画であると回答した。広報に関して、「シカ害、ナラ枯れ、気候変動の影響などの研究成果とともに、このような我が国の森林の現状に関する情報発信にも努め、より多くの市民の関心が森林に向かうよう努力してほしい。」との指摘に対し、これまでも広報誌、ホームページ及びイベントへの出展等</p>

	<p>を通じて情報発信を行ってきた状況を説明し、今後よりわかりやすく充実した情報を発信するよう努力していく旨回答した。</p> <p>各支所においては、平成 28 年 1 月 25 日から 2 月 26 日に研究評議会を開催し(北海道: 2 月 24 日(出席委員 2 名)、東北: 2 月 19 日(出席委員 3 名)、関西: 2 月 26 日(出席委員 3 名)、四国: 1 月 25 日(出席委員 3 名)、九州: 2 月 26 日(出席委員 3 名))、外部有識者である評議会委員に各支所の業務運営、研究概要、主要成果及び広報活動を報告した。このうち、北海道、東北及び九州の各支所では育種場と合同の開催とし、林木育種事業の概要等についても報告した。委員からは、各地域研究が重要である旨の御指摘を頂くとともに、低コスト化につながる施業体系に関する研究、成果の地域還元、他機関との連携、社会環境変化による林業への影響の社会科学的検討、教育への成果の普及、地方への林産研究成果の発信、インターネットの広報への活用及びタイムリーな情報発信、大学・国研・NPO の連携強化、技術相談への対応等御意見や御助言を頂戴した。研究評議会で頂いた意見については対応策について検討するとともに、次年度計画等に反映させた。</p> <p>研究重点課題の自己評価に当たっては、9 の研究重点課題に対して 16 名の外部評価委員を招いて、平成 28 年 2 月 8 日から 2 月 24 日の間に重点課題評価会議を開催し、重点課題、研究課題群及び研究項目についてピアレビューを行った。評価結果については、研究推進評価会議において研究課題責任者等による研究所全体での議論を行い、今後の研究推進についての基本方針を検討した。また、各重点課題における主要な成果を選定し平成 28 年版研究成果選集を作成するとともに、選出課題の代表者に対し 28 年度の配分資金を増額しインセンティブとした。</p> <p>研究部門においては、研究職員の平成 26 年度業績の評価を平成 27 年 4 月から 6 月にかけて実施した。具体的には、各研究職員の職務を、研究業績、内部貢献、外部貢献及び業務推進の部に区分し、それぞれの部における業績を個別に評価した上で、これらを勘案して総合評価を行った。評価結果については平成 27 年度の 12 月期の勤勉手当等に反映させた。また、平成 26 年度に引き続き、優れた技術開発、研究業績、社会貢献、業務遂行などを対象として、5 名及び 1 事業所に理事長賞を授与し、研究職員については内部貢献等で評価をランクアップする制度を適用した。さらに、研究業績の部において国際的な指数であるインパクトファクターによる評価を導入するなどの評価方法の改訂を行い、平成 27 年度期首から導入した。また、評価結果を勤勉手当に反映した。</p> <p>国の評価制度に準じた評価を適切に実施するため、一般職員等のうち、研究開発部門においては、評価者訓練を平成 27 年 8 月 19 日に TV 会議システムを用いて行い(本支所等対象者数 95 名中(内保険 8 名)、73 名(内保険 2 名)参加)、公共事業部門(森林整備センター)においては、評価者訓練を平成 27 年 10 月 28 日(対象者数 9 名(新任管理者)全員参加)に行った。これらの訓練内容は、平成 27 年度から新たに移管した森林保険業務部門も合わせ、目標の設定方法や目標達成状況の評価に生かされるとともに、評価結果は国に準じて勤勉手当等処遇に反映させた。</p>		
自己評価	評定	B	<p>本所及び支所において、外部専門家並びに有識者による研究評議会を開催し外部の意見を広く聴取して、研究所の運営に反映させた。また、研究課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を招いて公正な評価を行った。研究職員の業績評価において多面的な活動を総合的に評価し評価結果を処遇に反映させた。一般職等を対象に人事評価を実施し、結果を処遇に反映させた。</p> <p>以上を評価して、「B」と評定した。</p>
主務大臣による評価	評定		<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>
4. その他参考情報			
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1-(1)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	運営費交付金を充当して行う業務については、「第3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的に運営を行う。		
中長期計画	運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。		
年度計画	中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。		
主な評価指標	—		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	平成26年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。 夏季(6月～9月)・冬季(12月～3月)における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、都市ガス・上下水道の使用量が削減し、ガス料金の単価引下げにより光熱水料が5,000万円の経費節減となった。 車両の更新において、リース車を1台削減した。結果、約34万円の経費節減となった。 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約55㎡、建物1棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目(雑種地から山林へ)の見直し協議を森林管理署と行い、27年度は26年度比で約1,398万円節減した。		
自己評価	評定	B	
	業務の効率化を行い、光熱水料の経費節減、事業車の効率化等による経費の節減、土地借料等の経費を削減したことを評価して「B」と評定した。		
主務大臣による評価	評定		
	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1-(2)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (2) 自己収入の拡大に向けた取組		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
外部資金の獲得状況 (百万円)		件数: 238 金額: 2,412	件数: 226 金額: 1,869	件数: 231 金額: 1,555	件数: 228 金額: 1,254	件数: 241 金額: 1,752	件数: 250 金額: 1,903	
内 訳	政府受託	件数: 51 金額: 1,338	件数: 44 金額: 901	件数: 36 金額: 696	件数: 28 金額: 408	件数: 39 金額: 711	件数: 30 金額: 486	
	その他の受託研究	件数: 55 金額: 389	件数: 48 金額: 348	件数: 45 金額: 312	件数: 48 金額: 298	件数: 42 金額: 525	件数: 53 金額: 478	
	助成研究	件数: 16 金額: 15	件数: 7 金額: 10	件数: 11 金額: 11	件数: 10 金額: 25	件数: 7 金額: 6	件数: 12 金額: 7	
	科学研究費助成事業による研究	件数: 114 金額: 308	件数: 124 金額: 288	件数: 136 金額: 334	件数: 139 金額: 353	件数: 144 金額: 352	件数: 146 金額: 326	
	研究開発補助金	件数: 2 金額: 362	件数: 3 金額: 321	件数: 3 金額: 202	件数: 3 金額: 169	件数: 9 金額: 158	件数: 9 金額: 607	
内 訳	政府受託 (百万円)	件数: 51 金額: 1,338	件数: 44 金額: 901	件数: 36 金額: 696	件数: 28 金額: 408	件数: 39 金額: 711	件数: 30 金額: 486	
	林野庁	件数: 13 金額: 434	件数: 11 金額: 263	件数: 8 金額: 181	件数: 4 金額: 73	件数: 12 金額: 312	件数: 6 金額: 87	
	農林水産技術会議	件数: 21 金額: 576	件数: 19 金額: 424	件数: 18 金額: 395	件数: 18 金額: 244	件数: 19 金額: 244	件数: 17 金額: 240	
	環境省	件数: 17 金額: 329	件数: 14 金額: 214	件数: 9 金額: 121	件数: 6 金額: 92	件数: 7 金額: 154	件数: 7 金額: 159	
	食料産業局	件数: 0 金額: 0	件数: 0 金額: 0	件数: 1 金額: 0	件数: 0 金額: 0	件数: 1 金額: 1	件数: 0 金額: 0	
内 訳	競争的資金等への応募件数と 新規採択件数	応募: 187 採択(契約): 49	応募: 192 採択(契約): 43	応募: 249 採択(契約): 59	応募: 235 採択(契約): 52	応募: 253 採択(契約): 51	応募: 192 採択(契約): 54	(注) 応募数は年度内に応募した主提案課題。採択(契約)は、大半が前年度応募した課題。
	科学研究費助成事業	応募: 147 採択(契約): 41	応募: 160 採択(契約): 40	応募: 224 採択(契約): 53	応募: 208 採択(契約) 46 :	応募: 213 採択(契約): 46	応募: 173 採択(契約): 46	
	研究活動スタート支援	応募: 9 採択(契約): 0	応募: 1 採択(契約): 1	応募: 1 採択(契約): 1	応募: 4 採択(契約): 0	応募: 8 採択(契約): 0	応募: 9 採択(契約): 0	
	科学技術振興機構(JST)	応募: 7 採択(契約): 0	応募: 7 採択(契約): 1	応募: 3 採択(契約): 2	応募: 2 採択(契約): 2	応募: 0 採択(契約): 2	応募: 1 採択(契約): 0	
	環境研究総合推進費	応募: 7 採択(契約): 2	応募: 8 採択(契約): 0	応募: 5 採択(契約): 0	応募: 6 採択(契約): 0	応募: 12 採択(契約): 0	応募: 2 採択(契約): 4	
	地球環境保全等試験研究費	応募: 5 採択(契約): 2	応募: 2 採択(契約): 中止	応募: 1 採択(契約): 1	応募: 1 採択(契約): 0	応募: 2 採択(契約): 0	応募: 1 採択(契約): 0	
	農林水産業・食品産業科学 技術研究推進事業(*1)	応募: 12 採択(契約): 4	応募: 14 採択(契約): 1	応募: 15 採択(契約): 2	応募: 14 採択(契約): 4	応募: 18 採択(契約): 3	応募: 6 採択(契約): 4	(*1) 23年度までは「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」
主な自己収入(百万円)	54	53	50	56	56	40	(注) 百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがある。	
依頼出張経費	24	25	25	29	22	18		

内 訳	入場料	15	12	14	12	16	11
	鑑定・試験業務	11	11	7	9	10	5
	林木育種	1	2	1	3	4	4
	財産賃貸収	1	3	2	2	2	2
	特許料	1	1	1	1	2	1
寄付金(百万円)		14	10	11	25	6	7
特許の見直し件数		5	6	6	12	9	7
内 訳	放棄	3	6	6	11	6	5
	維持	2	0	0	1	3	2

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化及び寄附金等による自己収入の確保に努める。 特許の権利維持に当たっては、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。
中長期計画	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。 特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。
年度計画	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。種苗の配布についても優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、自己収入の確保に努める。 特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動の活性化に努める。
主な評価指標	-
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進め、農林水産省や環境省等の研究プロジェクトを始め林野庁の事業等に積極的に応募し、競争的資金、委託事業等による研究費の獲得を図った。その結果、農林水産省の委託課題 17 件、林野庁事業 6 件を新規受託した。競争的資金では、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で4課題の新規委託を受け、文部科学省の科学研究費助成事業では 46 課題の新規採択があった。 種苗の配布についても、都道府県の理解の下、ニーズについて十分な調整を図り、適正な配布価格で、収入の確保を行った。 権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、平成 24 年 3 月に改定した「森林総合研究所が権利を有する特許権等の維持見直しについて」の方針に基づき、権利維持の必要性等の見直しを行い、平成 27 年度においては、実施許諾の可能性の少ない特許 5 件について放棄することとした。技術移転活動では、特許権の実施許諾契約を新規に 1 件締結し、活性化に努めた。
自己評価	評定 B 外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進め、農林水産省、環境省及び文部科学省等の研究プロジェクトを始め、林野庁の事業等に積極的に応募した。農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業4課題、文部科学省の科学研究費助成事業 46 課題の新規採択を受けるなど、外部資金の獲得に努めた。また、種苗の配布についても、都道府県の理解の下、ニーズについて十分な調整を図り、適正な配布価格で、収入の確保を行った。さらに、権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、保有特許の見直しを行い、実施許諾の可能性の少ない特許 5 件を放棄するなど、保有コストの低減を図った。 以上のように、自己収入の拡大に向けて、着実に目標を達成したことを評価して「 B 」と評定した。
主務大臣による評価	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項> ・

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2-(1)	第3 財務内容の改善に関する事項 2 森林保険業務 (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえる。
中長期計画	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。
年度計画	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。
主な評価指標	<主な評価指標> <その他の指標> <評価の視点>
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」(平成 27 年 4 月 1 日付け)を制定するとともに、3 名の外部有識者を含めた委員で構成される「森林保険センター統合リスク管理委員会」を設置し、統合リスク委員会を 2 回(6 月 17 日、12 月 1 日)開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施した。特に、中期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金

	の規模の妥当性の検証については、保険運営としてのリスクへの備えは民間の保険運営と比較して相対的に高いとはいえない、公的保険として収支相償の観点から利益を見込んでおらず、異常災害に備えるための安全割増の設定についても特に過大なものとはいえない、などの委員会における意見を踏まえ、自然災害リスクに対し安定した経営が求められる森林保険の積立金の規模は、少なくとも過大とはいえない状況との検証結果をとりまとめ、2月25日付けで農林水産大臣に報告を行った。	
自己評価	評定 B	<評定と根拠> 外部有識者等により構成される委員会において、積立金の規模の妥当性等について検証を実施するとともに農林水産大臣への報告を行ったことから「B」とした。 <課題と対応> 積立金の規模の妥当性等の検証については、財務諸表のほか、保険運営の実態を様々な角度から分析する必要がある。
主務大臣による評価	評定	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2-(2)	第3 財務内容の改善に関する事項 2 森林保険業務 (2) 保険料収入の増加に向けた取組		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。		
中長期計画	森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。		
年度計画	森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。		
主な評価指標	<主な評価指標> <その他の指標> <評価の視点>		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 関係諸機関と連携し、ポスター・チラシ・パンフレットの配布・設置や森林所有者及び林業関係団体等への説明を行い、効果的・効率的な広報活動を推進した。さらに、森林保険センターの幹部が都道府県森林組合連合会や都道府県に推進活動の協力要請を行い、また林業関係団体・森林を所有している民間企業の会合の場に積極的に出向き説明を行うなど、森林保険の加入促進を図った。 さらに、森林組合系統と連携し保険契約の満期案内を送付し、継続契約の更新に努めた。		
自己評価	評定 <評定と根拠> 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけにより、森林保険の新規加入促進を図る取り組みや継続契約の確保を推進したことから「B」とした。 <課題と対応> 効率的かつ効果的な新規加入促進や継続契約の更新の継続的な実施が必要である。	B	
主務大臣による評価	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3-(1)	第3 財務内容の改善に関する事項 3 水源林造成事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金償還額(百万円)	着実な償還		(33,506) 33,506 <100%>	(31,478) 31,478 <100%>	(29,621) 29,621 <100%>	(27,568) 27,568 <100%>	(25,424) 25,424 <100%>	()内数値は予定額 < >内数値は予定額に対する償還額の割合
債券償還額(百万円)	着実な償還		(712) 712 <100%>	(4,688) 4,688 <100%>	(5,644) 5,644 <100%>	(7,169) 7,169 <100%>	(7,059) 7,059 <100%>	()内数値は予定額 < >内数値は予定額に対する償還額の割合

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																									
中長期目標	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行い、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。																																								
中長期計画	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。																																								
年度計画	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、外部有識者を含む水源林造成事業リスク管理委員会を開催し、検討を行う。																																								
主な評価指標	<主な評価指標> <その他の指標> 長期借入金償還額、債券償還額 <評価の視点> コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還しているか																																								
法人の業務実績等・自己評価																																									
業務実績	<主要な業務実績> 一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、関係道府県及び受益者から、計画の負担金等を全額徴収するとともに、長期借入金及び債券を着実に償還した。 なお、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算については、林野庁から公表されている長期経済見通しを参考に、将来の造林木販売収入を見積もるなど、平成27年度に改めて試算を行い、中期計画の償還額や出資金の額に影響を及ぼさないことを確認している。 また、森林整備センターに設置した外部有識者を含めた委員で構成する「水源林造成事業リスク管理委員会」において、複数の前提条件による将来収支を毎年度試算し、長期借入金等の償還確実性を検証している。 【平成27年度長期借入金償還実績】 (単位：百万円) <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>勘定</td><td>元金</td><td>支払利息</td><td>計</td></tr> <tr><td>水源林勘定</td><td>12,068</td><td>2,234</td><td>14,302</td></tr> <tr><td>特定地域整備等勘定</td><td>10,117</td><td>1,005</td><td>11,122</td></tr> <tr><td>特定地域等整備経理</td><td>6,841</td><td>480</td><td>7,320</td></tr> <tr><td>林道経理</td><td>3,276</td><td>525</td><td>3,801</td></tr> </table> 【平成27年度債券償還実績】 (単位：百万円) <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>勘定</td><td>元金</td><td>支払利息</td><td>計</td></tr> <tr><td>水源林勘定</td><td>3,000</td><td>260</td><td>3,260</td></tr> <tr><td>特定地域整備等勘定</td><td>3,600</td><td>199</td><td>3,799</td></tr> <tr><td>特定地域等整備経理</td><td>1,900</td><td>156</td><td>2,056</td></tr> <tr><td>林道経理</td><td>1,700</td><td>42</td><td>1,742</td></tr> </table>	勘定	元金	支払利息	計	水源林勘定	12,068	2,234	14,302	特定地域整備等勘定	10,117	1,005	11,122	特定地域等整備経理	6,841	480	7,320	林道経理	3,276	525	3,801	勘定	元金	支払利息	計	水源林勘定	3,000	260	3,260	特定地域整備等勘定	3,600	199	3,799	特定地域等整備経理	1,900	156	2,056	林道経理	1,700	42	1,742
勘定	元金	支払利息	計																																						
水源林勘定	12,068	2,234	14,302																																						
特定地域整備等勘定	10,117	1,005	11,122																																						
特定地域等整備経理	6,841	480	7,320																																						
林道経理	3,276	525	3,801																																						
勘定	元金	支払利息	計																																						
水源林勘定	3,000	260	3,260																																						
特定地域整備等勘定	3,600	199	3,799																																						
特定地域等整備経理	1,900	156	2,056																																						
林道経理	1,700	42	1,742																																						

		計	22,184	3,239	25,424	計	6,600	459	7,059
		※債券の元金償還は10年満期一括償還							
自己評価	評価	B							
	<p><評価と根拠> 業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金及び債券を確実に償還したこと、また、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入の見積もりを行い、長期借入金等の係る事業の収支バランスに影響がないことを確認していることから「B」評価とした。</p> <p><課題と対応> 引き続き長期借入金等の着実な償還を行う必要がある。</p>								
主務大臣による評価	評価								
	<p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>								

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3-(2)	第3 財務内容の改善に関する事項 3 水源林造成事業等 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (千円)	平成22年度経費と比較して30%削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	391,848 (46.3%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
人件費 (千円)	平成22年度経費と比較して20%削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,714,590 (26.2%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
事業費 (千円)	平成22年度経費と比較して30%削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)	43,732,686 (23.6%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値 繰越額を除いて算出した額

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
中長期計画	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
年度計画	中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。
主な評価指標	<p><主な定量的指標> 一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 確実な経費削減が図られているか</p>
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>(ア) 一般管理費 事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成23年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を平成22年度と比較して171,148千円削減したこと、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を平成22年度と比較して53,498千円削減するなど経費の削減を図り、一般管理費全体で平成22年度と比較して46.3%の削減となり年度計画の削減目標（40%）を達成した。</p> <p>(イ) 人件費 水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成27年度の人件費は、平成22年度と比較して26.2%の削減となり年度計画の削減目標（22%）を達成した。</p> <p>(ウ) 事業費 前年度に引き続きコスト縮減に努めて事業を実施した結果、平成27年度事業費は、43,820,902千円となっているが、これには繰越額（前年度からの繰越額1,642,485千円、翌年度への繰越額1,554,269千円）が含まれている。 これらを除いて算出すると事業費は43,732,686千円となり、平成22年度と比較して23.6%の削減率となり、年度計画の削減目標（22%）を達成した。</p>

自己評価	評価	B
	<p><評価と根拠> 森林整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所移転・共有化や、カラーコピーの使用の抑制、定期刊行物の購読の見直しなどを通じた経費の削減及び業務の効率化を図ることにより、経費削減目標を達成できたことから「B」評価とした。</p> <p><課題と対応> 引き続き円滑かつ効率的な業務運営を確保しつつ、必要な経費の削減を図る必要がある。</p>	
主務大臣による評価	評価	
	<評価に至った理由>	
	<今後の課題>	
	<その他事項>	

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-(3)	第4 短期借入金の限度額 (3) 水源林造成事業等		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の 年度計画額及び実績額	5.6億円		3.6億円 (2.1億円)	2.1億円 (1.9億円)	2.1億円 (1.8億円)	2.9億円 (2.2億円)	2.5億円 (1.9.1億円)	()は借入実績額

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標			
中長期計画	56億円 (想定される理由) 一時的な資金不足		
年度計画	25億円 (想定される理由) ・借入金の償還(元金均等半年賦)とその財源となる負担金等の徴収(元利均等年賦)等の制度差に起因する一時的な資金不足 ・その他一時的な資金不足		
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> 短期借入金の年度計画額及び実績額 <評価の視点> 短期借入金が適正規模となっているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理及び林道経理)において、長期借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金として特定地域等整備経理で17億円、林道経理で2.1億円の短期借入を行った。 なお、この短期借入金は、年度計画限度額(25億円)の範囲内であり、また、資金の調達に当たっては、競争(引き合い)により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還を行った。		
自己評価	評価 評定	B	
	<評定と根拠> 短期借入金については、年度計画の額の範囲内であったこと、調達にあたり競争により低利な資金調達に努めたこと、及び全て年度内に償還したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き短期借入にあたっては、適正に行う必要がある。		
主務大臣による評価	評価 評定		
	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
国庫納付不要 財産(計画内)	成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫		成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫					
国庫納付不要 財産(計画外)							職員宿舎第9号 (大田区) (現物納付)	
立木の販売面 積	立木の販売計画 対象面積上限 90,000ha (18,000ha/年)		5,002ha	4,476ha	3,145ha	3,211ha	2,381ha	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標 中長期計画	<p>1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。 成宗分室（杉並区） 職員共同住宅（盛岡市） 青山分室（盛岡市） 書類倉庫（盛岡市）</p> <p>2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 90,000ha</p>
年度計画	<p>1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る保有資産については、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。</p> <p>2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 18,000ha</p>
主な評価指標	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標> 立木の販売面積</p> <p><評価の視点> 不要財産等が適正に処分されているか</p>

法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p><主要な業務実績> 不要財産処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、年度計画に基づき適正な処理を行った。 職員宿舍第9号（大田区石川町）については、その保有の必要性の検討を行い、不要財産（計画外）として、平成28年3月に現物納付により国庫納付を行った。</p>
自己評価	<p>評価 B</p> <p><評価と根拠> 不要財産処分に関して、保有資産の不要認定を適切に行い、速やかに現物納付により国庫返納措置を行った。 以上のことから「B」評価とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-1	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
整備件数・金額 (千円)			件数: 11 金額: 355,731	件数: 9 金額: 2,022,665	件数: 13 金額: 1,043,243	件数: 3 金額: 80,510	件数: 3 金額: 197,340	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標 中長期計画	<p>長期的な展望に基づき、老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について計画的な整備に努める。 業務の適切及び効率的な実施を確保するため、以下のとおり、重点的な研究開発の推進、省エネルギー対策等に必要の整備を計画的に行う。 このほか、研究開発業務に必要な不可欠である根幹的な施設の老朽化に伴う対策について、積極的な整備・改修に努める。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額</th> </tr> <tr> <td>研究開発用施設の整備・改修等</td> <td>1,161 土々</td> </tr> <tr> <td>特別高圧受変電設備改修</td> <td>1,600</td> </tr> </table> <p>[注記]「々」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費</p>	施設・設備の内容	予定額	研究開発用施設の整備・改修等	1,161 土々	特別高圧受変電設備改修	1,600
施設・設備の内容	予定額						
研究開発用施設の整備・改修等	1,161 土々						
特別高圧受変電設備改修	1,600						
年度計画	<p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額</th> </tr> <tr> <td>排水配管漏洩検知装置設置(本所)</td> <td rowspan="3">} 197</td> </tr> <tr> <td>排水配管漏洩検知装置設置(関西支所)</td> </tr> <tr> <td>研究本館空調設備改修(本所)</td> </tr> </table>	施設・設備の内容	予定額	排水配管漏洩検知装置設置(本所)	} 197	排水配管漏洩検知装置設置(関西支所)	研究本館空調設備改修(本所)
施設・設備の内容	予定額						
排水配管漏洩検知装置設置(本所)	} 197						
排水配管漏洩検知装置設置(関西支所)							
研究本館空調設備改修(本所)							
主な評価指標	—						
法人の業務実績等・自己評価							
業務実績	<p>法律改正に対応するための施設及び老朽化が進んだ次の設備について、平成 27 年度に改修工事等の必要な整備を実施した。</p> <p>【平成 27 年度施設整備費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本所排水配管漏洩検知装置設置【 73,603 千円】 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行され、本所の埋設排水配管の漏洩を確認するため検知装置の設置を行った。 ○ 関西支所排水配管漏洩検知装置設置【 34,560 千円】 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行され、関西支所の埋設排水配管の漏洩を確認するため検知装置の設置を行った。 ○ 本所研究本館空調設備改修【 89,177 千円】 本所研究本館(昭和 52 年度建築)の各室に設置されたファンコイルユニットは、経年劣化により、各部の腐食や水漏れ等が発生しており、冷暖房の能力の低下が生じていた。このため、職場環境の改善を図り、研究業務に支障が生じないように省エネ型のファンコイルユニットへの改修を行った。 						
自己評価	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">評定</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </table> <p>法律改正に対応するための施設及び老朽化が進んだ設備について、改修工事等必要な整備を実施したことを評価して、「B」と評定した。</p>	評定	B				
評定	B						
主務大臣による評価	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">評定</td> <td></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p>	評定					
評定							

<今後の課題>

<その他事項>

・

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度当初の常勤職員数(研究開発)		736	711	701	686	692.5	709	・年度当初は各年度4月1日現在、 年度末は各年度の3月31日現在の 職員数
年度末の常勤職員数(研究開発)		711	698	674	670	673.5	687	・再雇用(再任用)職員のうち短時間 勤務(週23時間15分)の者につい ては1人当たり0.5人と換算
年度当初の常勤職員数(森林保険)							19	年度当初は各年度の4月1日現在、 年度末は各年度の3月31日現在 の職員数
年度末の常勤職員数(森林保険)							20	
年度当初の常勤職員数(水源林造成事業等)		472	418	394	365	359	356	年度当初は各年度の4月1日現在、 年度末は各年度の3月31日現在 の職員数
年度末の常勤職員数(水源林造成事業等)		461	415	389	364	358	361	
研究職員採用数			2(1)	7(1)	18(6)	19(5)	27(7): 73(20)	()は女性 :以降は第3期合計
内:パーマナント			2(1)	7(1)	9(3)	17(4)	22(6): 57(15)	
任付			0	0	9(3)	2(1)	5(1): 16(5)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 人員計画 期間中の人事に関する計画を定め、その実現を図る。 (2) 人材の確保 研究職の流動化を図り、一層の成果を挙げる観点から、若手研究者については、選考採用、任期付採用制度を有効に組み合わせ、女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な優れた人材を確保する。 森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。
中長期計画	(1) 人員計画 ア 研究開発 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (参考1) 期首の常勤職員数 787人 イ 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考2)

	<p>平成 27 年度当初の常勤職員数 36 人</p> <p>ウ 水源林造成事業等 事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。 (参考 3) 期首の常勤職員数 437 人</p> <p>(2) 人材の確保 研究職員の採用については任期付採用制度の活用並びに若手研究者及び女性研究者の積極的な採用に留意しつつ、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保する。 森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。</p>
<p>年度計画</p>	<p>(1) 人員計画 ア 研究開発 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 イ 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 ウ 水源林造成事業等 事業の見直し及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。</p> <p>(2) 人材の確保 研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保するよう努める。 森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。</p>
<p>主な評価指標</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p>(1) 人員計画 ア 研究開発 平成 26 年に通則法の一部が改正され、独法の内部ガバナンスの強化が求められたこと、及び次期中長期目標期間に向けて研究開発の成果の最大化を図ることが重要となったことから研究組織の検討を行った。具体的には、研究成果の普及や橋渡しを図る担当の研究コーディネーターを設け、また、最近の重要な研究課題を組織的に取り組むため、研究拠点の再編・拡大を図るなどを行った。 総務・企画部門においては、より専門性のある困難な業務を行うポストの増設、業務量の時期的なアンバランスや近年の業務量の増加に対応するため、平成 28 年 4 月 1 日組織再編を以下により行った。 1. 契約適正化推進室と検収部門とを統合して調達適正課とし、業務量の平準化を図った。 2. 対外的調整やより高度の専門性が求められることから、秘書係長及び管理係長を廃止し、役員秘書役及び人事評価専門役を新設した。 3. 業務量が近年増えている研究管理科に研究管理専門職を 2 つ増設、また、外部資金に係る部門及び支出部門において、新たに外部資金契約第 3 係及び支出第 3 係を増設することとした。これらの増設の原資として、専門職及び係の統合等を行った。 4. 企画部の再編強化のため、研究企画科の海外部門の再編、産官学連携推進室と研究管理科の業務を統合した。</p> <p>イ 森林保険業務 森林保険業務の確実かつ効率的・効果的な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保し適切に配置した。</p> <p>ウ 水源林造成事業等 森林整備センターにおいては、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な人事等を行った。</p> <p>(2) 人材の確保 研究職員の採用については、優れた人材を確保するため広く公募をかけることとし、森林総合研究所のホームページへの掲載と関連する大学及び都道府県研究機関並びに科学技術振興機構研究者人材データベースへ募集案内の公告掲示を依頼し、女性研究者 7 名(うち任期付 1 名)、男性研究者 20 名(うち任期付 4 名)を</p>

	採用した。また、採用者のうち、外国人研究職員を1名採用した。 森林保険業務の確実かつ効率的・効果的な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保し適切に配置した。		
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>研究成果の普及や橋渡しを図る担当の研究コーディネーターを設け、また、最近の重要な研究課題を組織的に取り組むため、研究拠点の再編・拡大を図ることとした。</p> <p>森林保険業務では、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等のため、必要な人材の確保・適切な配置を行った。</p> <p>森林整備センターにおいては、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な人事等を行った。</p> <p>研究職員の採用において、優れた人材を確保するため、所のホームページへの掲載と関連する大学及び都道府県研究機関並びに科学技術振興機構研究者人材データベースへ募集案内の公告掲示した。</p> <p>以上のことなどから「B」と評価した。</p>	評定	B
評定	B		
主務大臣による評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由> <今後の課題></p> <p><その他事項></p> <p>・</p>	評定	
評定			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-3	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 3 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
CO2 排出量	平成 20 年度比で 平成 23 年度から 平成 27 年度まで の間に 10 %削減		9,916t-CO2 調整 9,823t-CO2 (13.0 %)	10,919t-CO2 調整 10,816t-CO2 (4.1 %)	11,548t-CO2 調整 11,245t-CO2 (1.4 %増)	10,669t-CO2 調整 9,927t-CO2 (6.3 %)	10,254t-CO2 調整 9,723t-CO2 (10.0 %)	()は削減率
総エネルギー使用 量	平成 20 年度比で 平成 23 年度から 平成 27 年度まで の間に 10 %削減		218,875GJ (11.6 %)	230,471GJ (6.9 %)	229,835GJ (7.1 %)	204,504GJ (17.3 %)	203,100GJ (17.9 %)	()は削減率
上水使用量	平成 20 年度比で 平成 23 年度から 平成 27 年度まで の間に 7 %削減		211,938 m ³ (28.1 %増)	212,210 m ³ (28.3 %増)	128,183 m ³ (22.5 %)	96,555 m ³ (41.6 %)	87,004 m ³ (47.4 %)	()は削減率
労働災害件数			21	17	24	22	18	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究所は、環境に対する影響に十分な配慮を行うとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。さらに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進に積極的に取り組む。
中長期計画	事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。 環境負荷の低減の観点から、施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの実施状況について環境報告書として公表する。
年度計画	「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。 省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標(数値目標)を設定し、PDCAサイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、更なる環境負荷の低減に努める。 環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。 老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。 薬品等の適正使用・適正管理を推進するため、薬品等の化学物質の取り扱いについて、職場点検や所内掲示版等の注意喚起を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。 森林整備センターにおける職員等の安全衛生に係る取組を実施するとともに、造林者等に対して安全管理に関する指導等を実施する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	放射線障害予防については、放射線業務従事者に対し、放射線の人体に与える影響や取扱い方法、安全対策、放射線障害の防止に関する法令等に係わる教育訓練を行った。 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号)」及び「森林総合研究所中期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、CO2 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行うなどにより、目標を達成した。 平成 26 年度の森林総合研究所の環境対策について、「環境報告書 2015」を取りまとめて公表した。 施設関係については、ボイラー等空調機器の設定条件見直しにより、都市ガスの使用量を節減した。また、経年劣化した空調機器を省エネ型の空調機器に更新し

た。
 物品調達に当たっては、平成 13 年度から毎年度当初に定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」を職員に周知し、環境への負荷を少ない物品の購入を積極的に行う取組を継続して行っている。これに加え平成 27 年度は「地球に優しい木材利用モデル事業所を宣言して、可能な限り木材利用の促進に努め、温室効果ガスの削減、森林整備の普及につながるよう行った。

薬品管理については、PRTR 法(「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」)に基づいた化学物質の年間取扱量の把握や毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物量の管理を行うとともに、本所においては消防法指定の危険物(第1類～第6類)に関して、法令で定める数量未満での保管・管理の徹底を図った。さらに、SDS(安全データシート)の備付けや不要な薬品類について廃棄処分を行う等により、薬品の安全・適正な管理に努めた。また、安全週間に併せて安全衛生委員による職場巡視を行い、必要な指導・助言を行うことにより、職員の安全管理の意識向上を図った。

森林総合研究所における安全衛生に係る取組として、以下のとおり実施した。

① 安全の確保については、平成 27 年度安全衛生管理計画を策定し、産業医(非常勤)及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じるなど、計画に基づき実行した。

特に、本所においては、過去の労働災害の事例の災害要因や予防策等を明確にして労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し、電子掲示板の安全衛生関連ホームページに常時掲載した。また、労働災害発生時には職員災害発生速報とともに研究開発部門の全職員に周知を行った。

森林整備センターにおいては、大規模な地震に備え、「森林総合研究所森林整備センター防災管理要領」及び「森林総合研究所森林整備センター本部等消防計画」並びに「森林総合研究所森林整備センター本部業務継続計画」を改正し会議等において周知を図るとともに、防災備品の点検・補充を行った。

森林整備センターにおける現場業務の安全については、職員の労働災害の未然防止に向けて一層の配慮を図る必要があることから、「現場出張時の労働安全対策の手引き」を策定するとともに、安全管理・指導体制の整備を図った。また、蜂災害及びマダニ対策として、自動注射器、毒吸引器等の応急器具・防蜂網等の配布、蜂アレルギー検査の徹底、忌避剤等を現場事務所に配布した。さらに、現場事務所に備え付けている保護具等について拡充を図った。

また、安全衛生担当者等の各種研修及び講習の受講、業務に必要な免許並びに資格取得の促進に努めるとともに、設備・機械等の点検、作業環境の快適化及び耐震対策を図り、安全な職場環境の形成に努めた。

なお、水源林造成事業における労働安全衛生指導については、これら職員に対する安全衛生対策に加え、造林者等への技術指導の一環として安全衛生対策を実施した。

② 健康の確保については、メンタルヘルス対策として本所においてはカウンセリングルームを毎月 1 回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医(非常勤)による健康相談を随時実施した。

また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」に基づき、管理監督者に対するメンタルヘルス教育(7月8日実施、52名参加)を実施するとともに、全職員を対象としたメンタルヘルス関連の講演会(10月7日実施、162名参加)を開催した。

森林整備センターにおいては、10月に開催した管理職研修において、メンタルヘルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。

③ このほか、「全国安全週間」(7月1～7日)及び「全国労働衛生週間」(10月1～7日)の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労働安全衛生の徹底を図った。

自己評価

評定 B

放射線障害予防については、放射線業務従事者に対し必要な教育訓練を行った。
 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「森林総合研究所中期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行うなどにより、目標を達成した。さらに、研究及び事業活動にかかわる環境報告書を作成し、ホームページに掲載・公表した。

薬品管理については、PRTR 法等に基づいた管理を行うとともに、安全衛生委員会による職場巡視を行い、必要な指導・助言を行った。
 安全衛生の推進では、安全衛生管理計画を策定し、安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し、対応策を講じるなどした。また、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し安全衛生関連ホームページに常時掲載した。さらに、蜂災害及びマダニ対策として、自動注射器の配付及び忌避剤等を現場事務所に配布するなどの対策を行った。

職員の健康管理に資するための産業医の活用や「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス講演会などの開催を行った。
 以上のように、環境対策及び安全管理の推進に関しては、目標を達成したことから「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

<今後の課題>

<その他事項>

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-4	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 4 情報の公開と保護		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
—								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護を適切に行う。 また、「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
中長期計画	研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実を図り、適正かつ迅速な対応に努める。 個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。 また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準、ガイドライン等を整備するとともに、役職員への教育、研修を実施する。
年度計画	研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応に努める。 なお、研究開発においては、文書決裁の電子化を進める。 個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。 また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正する。併せて、役職員向けの情報セキュリティハンドブック(解説資料)を改訂するとともに、全役職員を対象とした自己点検の実施、eラーニングシステムを用いた定期的な教育及び研修の実施、「標的型メール攻撃」に対する教育訓練の実施、情報セキュリティ対策に係る監査の充実や内部統制の充実・強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿の電子化を図り、この管理簿については当所ホームページへ掲載した。また、情報公開・個人情報保護制度に関する研修会(5月29日)に1名及び独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に計10名を参加させた。これら研修会に参加したことにより、開示請求者への適切な対応とともに迅速な開示決定を行える体制が整えられた。</p> <p>森林整備センターでは、国民への最新情報の提供及び迅速な対応を図るため、法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿のデータ等の電子化に努めるとともに、公文書管理法に基づく適切な文書管理に努めた。また、情報公開制度に伴う1件の開示請求については、開示請求者への適切な対応を図るとともに、迅速に開示を実施した。</p> <p>研究開発における文書決裁については、プロジェクトの応募書類についてグループウェア上で行うこととし、電子化を図った。</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の流出を防ぐため、平成26年度に引き続き電子計算機、複写機の廃棄時にデータを消去する等適切な処理を行った。</p> <p>職員の情報セキュリティの向上を図るため、情報セキュリティ教育計画を策定するとともに、教育研修を2回(6月と11月)実施し、全役職員1,366名(延べ人数、休職者・長期病気休職者を除く)が受講した。また、受講漏れの防止や役職員における理解度の把握、知識習得の徹底等のためにeラーニングシステムを活用した。</p> <p>最近のサイバー攻撃の高度化に対処するため、農林水産技術会議事務局技術政策課が実施した情報システムセキュリティ管理者向け研修会等に担当者を参加させるなどの取組に加え、新たな脅威や情報技術・利用環境の変化等に適応した情報セキュリティポリシーを9月に改訂した。さらに、標的型メール攻撃に対する訓練等のインシデント対応訓練を実施した。情報セキュリティハンドブック改訂については、情報漏洩等の最新の社会情勢を反映させて作成した教育研修資料を基に、改訂作業を進めた。</p> <p>森林保険センターでは、金融業務を行う組織として多数の個人情報を取り扱っていることから、情報の保護について適切かつ慎重に対応する必要がある。このため、平成27年4月に情報セキュリティ確保のために必要となる体制を整備するとともに研修計画を策定し、全職員を対象に情報セキュリティ全般を網羅した研修、知識習得の徹底を図るためeラーニングシステムを利用した研修、セキュリティインシデント発生時対応に備えた模擬訓練を行った。</p> <p>また、当センターが委託するシステム運用会社、森林組合系統に対し、情報セキュリティに関する指示・指導を徹底するなど、当センターが保有する個人情報等の漏洩防止等に万全を期すための対応を図った。</p> <p>森林整備センターでは、公共事業である水源林造成事業を造林者等と分収造林契約を締結し実施していることから、情報の保護について適切かつ慎重に対応する必要がある。このため、森林整備センターにおいても情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティに対する意識向上と実践を図るために、eラーニングシステムを活用し、情報セキュリティ教育研修及び自己点検を実施した。さらに、情報セキュリティインシデント発生対応訓練及び標的型メール攻撃訓練を実施した。</p>

自己評価	評定	B	<p>情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿情報を森林総合研究所ホームページに掲載するとともに、担当者を公文書管理に関する研修会へ参加させるなどして、文書管理の充実を図った。</p> <p>内閣官房情報セキュリティセンターが策定する「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 26 年度版)」を踏まえて、情報セキュリティポリシーの改訂を行った。</p> <p>年 2 回の情報セキュリティ教育研修を行い、情報セキュリティ教育の受講漏れの防止、役職員における理解度の把握と知識習得の徹底のために、e-ラーニングシステムを活用した。また、情報システムセキュリティ管理者向け研修会等に担当者を参加させた。</p> <p>以上のように、平成 25 年 8 月に発生した事案等の再発防止を徹底させることに加え、より高度な情報の保護のための対策を実施し、情報の適正な取扱いの確保に努め、平成 27 年度の目標を達成したことから「B」評定とした。</p>
主務大臣による評価	評定		<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>

<p>4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-5	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 5 積立金の処分		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 期初積立金額 当該年度までの累積処分数	
積立金処分数 (研究・育種勘定) (千円)		1,179,529	252,808	794,173	51,074	31,222	13,854	期初積立金額 1,179,529 千円 累計処分数 1,143,131 千円	
積立金処分数 (水源林勘定) (千円)		1,047,574	—	250,000	250,000	250,000	297,574	期初積立金額 1,047,574 千円 累計処分数 1,047,574 千円	
積立金処分数 (特定地域整備 等勘定)(千円)		4,058,682	131,806	110,480	140,873	195,871	239,214	期初積立金額 4,058,682 千円 累計処分数 818,244 千円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標 中長期計画	<p>(1) 研究・育種勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。</p> <p>(2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。</p> <p>(3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。</p>
年度計画	<p>(1) 研究・育種勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。</p> <p>(2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。</p> <p>(3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。</p>
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>(1) 研究・育種勘定 前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産(研究用機器等)の減価償却に要する費用等に 13,854 千円を充当し、収支の均衡を図った。</p> <p>(2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金のうち、297,574 千円を借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を行った。</p>

	(3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金のうち、239,214 千円を負担金の徴収事務、長期借入金等の償還事務及び事後評価等の費用に充当し、負担金の徴収等及び長期借入金等の償還等に係る事務を円滑に行った。	
自己評価	評価	B
	「研究・育種勘定」、「水源林勘定」、「特定地域整備等勘定」において、当初の目標どおり、積立金の処分を適正に実施したことから「B」評価とした。	
主務大臣による評価	評価	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)
